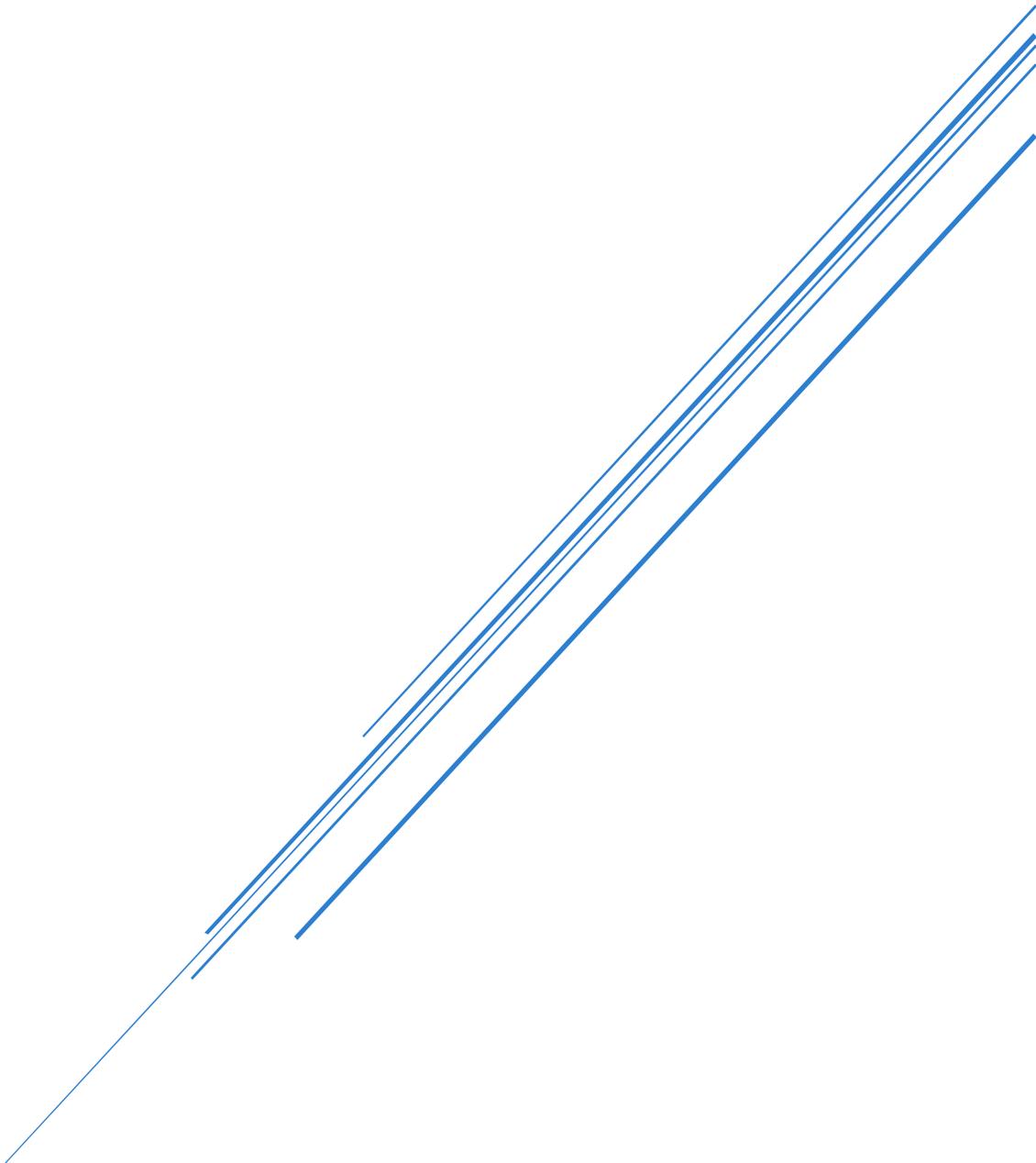


# 中間市都市計画マスタープラン





## 第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは .....	1-1
1. 都市計画マスタープランとは .....	1-1
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割 .....	1-1
第2章 都市計画マスタープランの概要 .....	1-3
1. 都市計画マスタープランの構成 .....	1-3
2. 都市計画マスタープランの策定体制 .....	1-4

## 第2部 現況編

第1章 都市づくりの前提整理 .....	2-1
1. 上位・関連計画の整理 .....	2-1
2. 社会的潮流 .....	2-5
第2章 中間市の現況 .....	2-7
1. 市の概要 .....	2-7
2. 人口指標 .....	2-8
3. 産業指標 .....	2-18
4. 土地利用指標 .....	2-21
5. 建物 .....	2-34
6. 都市施設 .....	2-37
7. その他 .....	2-45
第3章 都市構造評価分析 .....	2-66
1. 地区別人口、高齢化の動向 .....	2-66
2. 生活サービス施設の利便性・持続性 .....	2-73
3. 他都市との比較 .....	2-77
第4章 都市づくりの課題 .....	2-78
1. 都市づくりの課題 .....	2-78

## 第3部 全体構想編

第1章 都市づくりの目標 .....	3-1
1. 将来像 .....	3-1
2. 将来目標人口 .....	3-1
3. 都市づくりの理念 .....	3-2
4. 都市づくりの基本目標 .....	3-3
5. 将来都市構造 .....	3-5
第2章 分野別方針 .....	3-10
1. 土地利用の方針 .....	3-10
2. 道路・交通の整備方針 .....	3-17
3. 水とみどりの整備方針 .....	3-22
4. 上下水道の整備方針 .....	3-25
5. 市街地・住環境の整備方針 .....	3-26
6. 景観形成の整備方針 .....	3-28
7. 安全・安心なまちづくりの方針 .....	3-31

# 第1部 はじめに

# 第1章 都市計画マスタープランとは

## 1. 都市計画マスタープランとは

市町村は都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるものとされています。

この都市計画マスタープランは、住民に最も身近な行政機関である市町村が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性をいかしたまちづくりにむけて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定める計画となります。

中間市では平成22年3月、中間市都市計画マスタープランを策定し、計画に基づきまちづくりを進めてきました。策定後から現在にいたるまで、都市施設整備の状況や土地利用の状況変化など中間市の都市計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、人口減少や少子高齢化の進行とともに、都市施設を含む公共施設の老朽が進むなど、財政面および経済面においても持続可能な都市経営とすることが新たな課題となっています。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、新たに中間市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

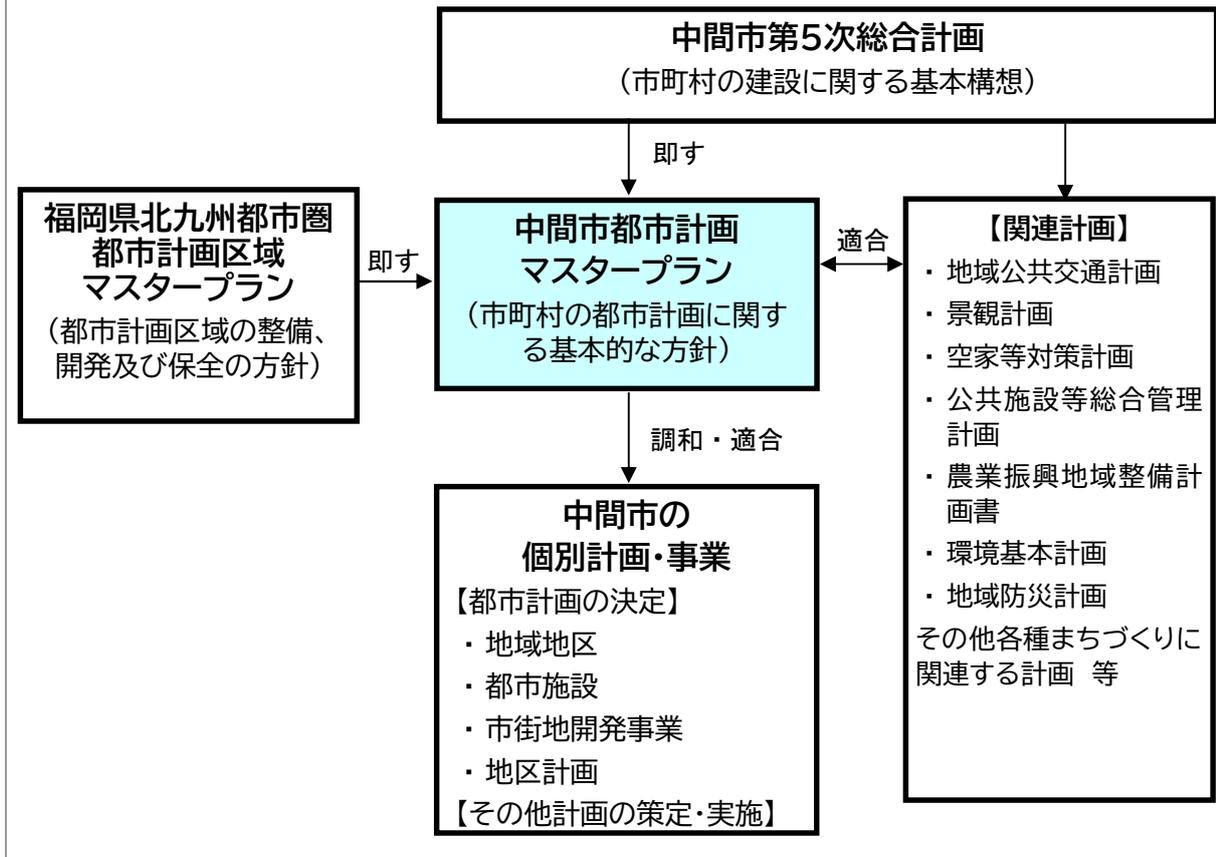
## 2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランの策定においては、まちづくりの将来像の統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や地方自治法による「市町村の建設に関する基本構想(総合計画)」等の上位計画に即し、都市計画の方針を定める必要があります。

さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図る必要があります。特に、市町村が定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされていることから、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、本計画は、行政と市民が協働して構築するものであり、一連の取り組みを通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示すとともに、市民の協力・参加を促す役割を果たします。

【中間市都市計画マスタープランの位置づけ】



## 第2章 都市計画マスタープランの概要

### 1. 都市計画マスタープランの構成

#### 1-1. 計画対象区域

本市全域に都市計画区域が指定されています。そのため、市全域を対象に本計画の策定を進めます。

#### 1-2. 目標年次

本計画の計画期間は、令和7年度を基準としておおむね15年後の令和22年を目標年次とします。

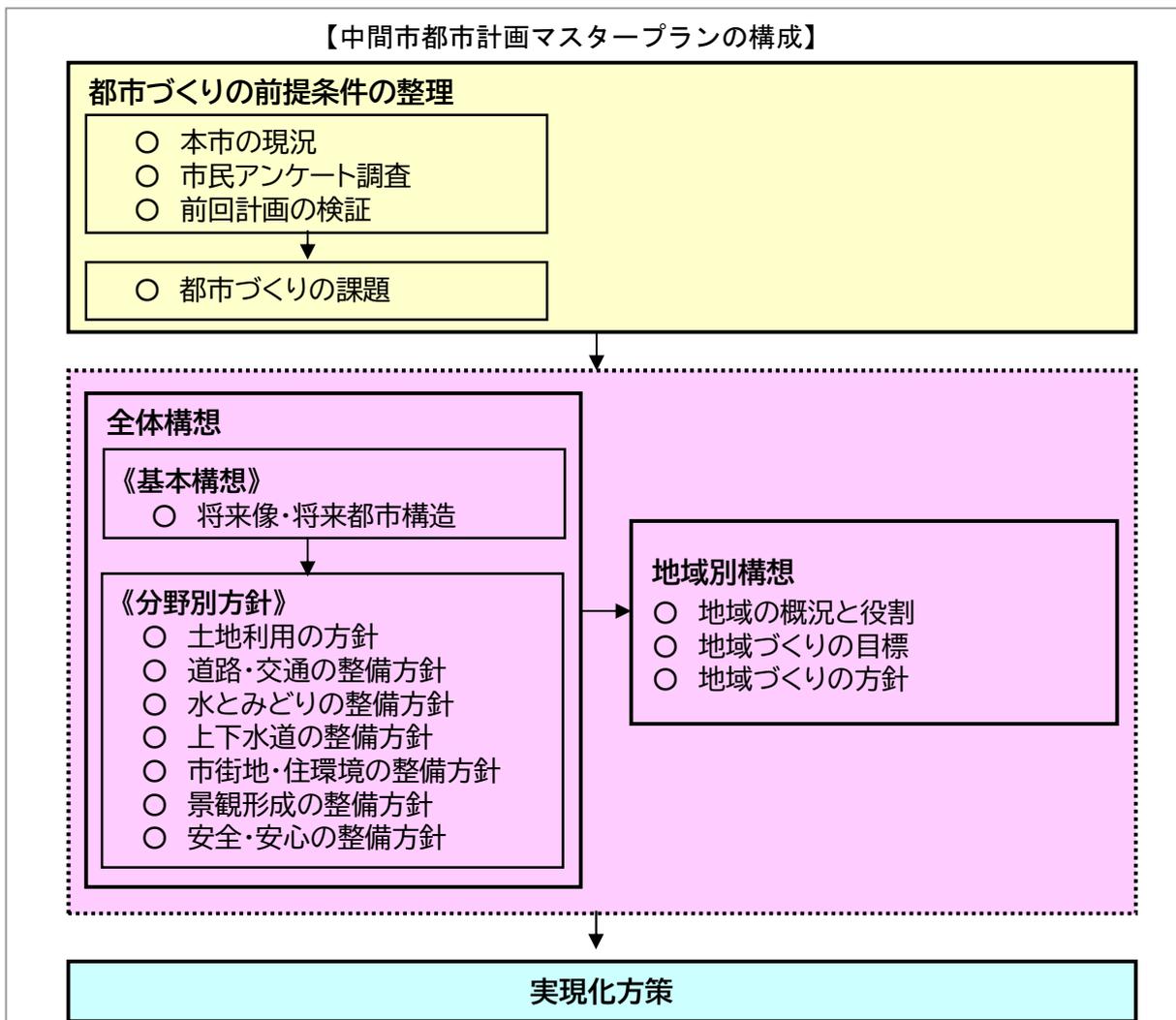
ただし、市民からの要望、社会情勢の変化、上位・関連計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、適時適切に見直しを行うこととします。

#### 1-3. 構成

本計画は、大別して「全体構想」と「地域別構想」により構成されています。

全体構想は、上位計画の位置づけや課題を踏まえ整理した都市づくりの理念や目標、都市構造などの基本構想や、その実現に向けた各分野の方針を定めます。

地域別構想は、全体構想に基づいて各地域の現況と特性を踏まえ、地域の役割や目標を示すとともに、それらに対応したまちづくりの推進方策を定めます。

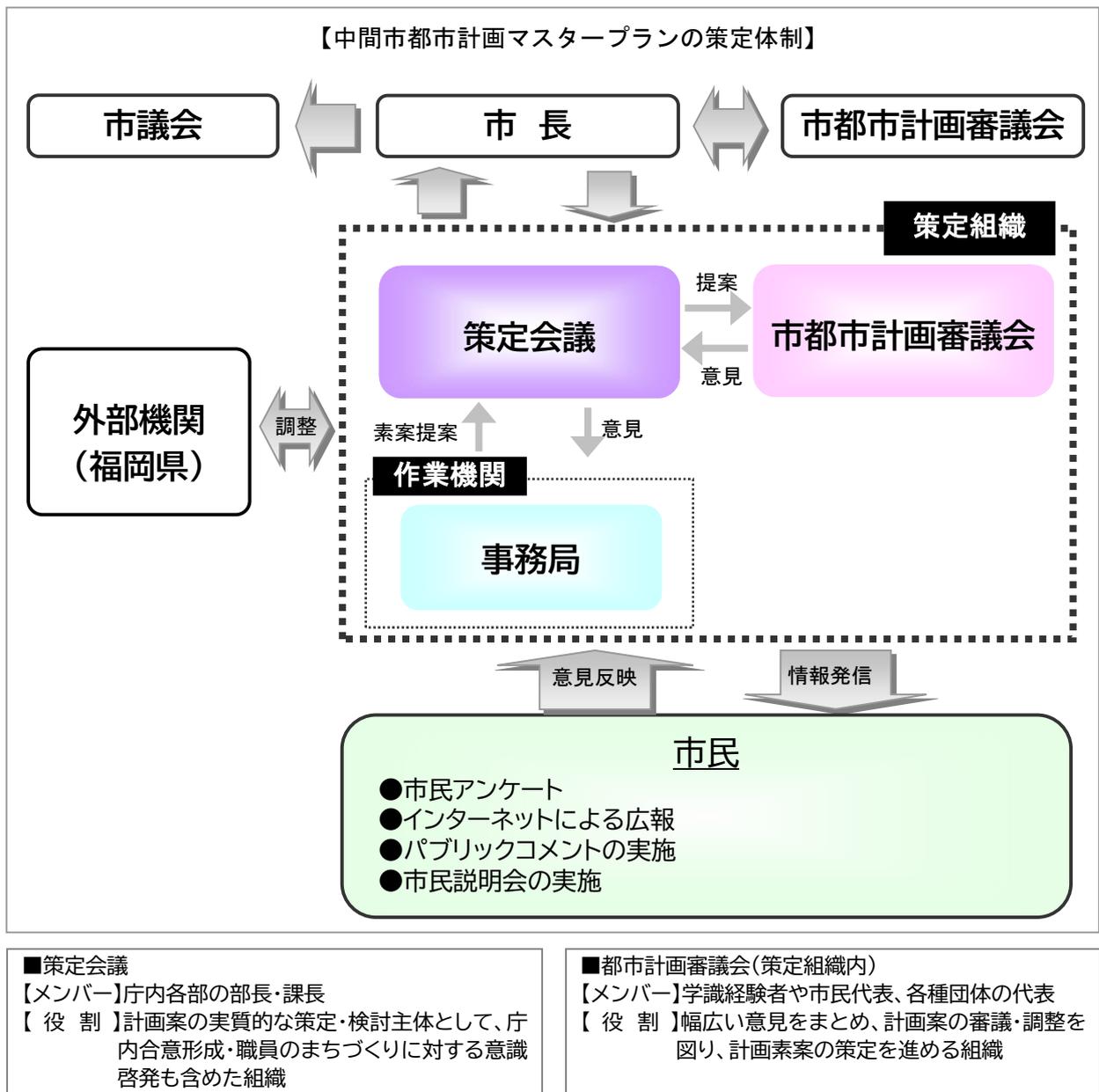


## 2. 都市計画マスタープランの策定体制

本計画の策定については、策定組織として「策定会議」を中心に、住民意向を取り入れながら検討を進めました。

具体的には、市民アンケートや現況調査による整理結果を踏まえ、事務局(都市計画課)が作成した素案をもとに、庁内部署の委員により構成される策定会議を通じて、都市計画マスタープランの具体的な内容について検討を行い、その検討結果を踏まえ、市民へ最終的な案の公表・意見募集や、都市計画審議会への報告・答申を経て、本計画の策定を進めました。

なお、上位・関連計画との整合等を図るため、必要に応じて外部機関(福岡県)との調整を行いました。





## 第2部 現況編

# 第1章 都市づくりの前提整理

## 1. 上位・関連計画の整理

### 1-1. 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)(令和3年4月)

策定者	福岡県
目標年次	令和17年(但し、区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね10年以内を想定します。)
都市づくりの基本理念	<p>1)持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり</p> <p>2)産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる</p> <p>3)自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める</p> <p>4)多様な主体が参画するまちづくり</p> <p>5)自立し、共生し、連携しあう都市をつくる</p>
都市づくりの目標	北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際的な技術集積都市圏をめざす 北九州都市圏
構成の範囲	<p><u>北九州都市圏を構成する都市計画区域における名称及び範囲</u></p> <p>北九州広域都市計画区域:北九州の一部、中間市、苅田町の一部</p> <p>遠賀広域都市計画区域:岡垣町、遠賀町、水巻町、芦屋町</p> <p>京築広域都市計画区域:行橋市、豊前市の一部、吉富町、みやこ町の一部、築上町の一部</p>
基本的な方針	<p><u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u></p> <p>(1)区域区分の有無</p> <p>(2)区域区分の方針</p> <p><u>主要な都市計画の決定方針</u></p> <p>(1)都市構造の形成の方針</p> <p>(2)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(3)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(4)市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針</p> <p>(5)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>(6)防災に関する都市計画の決定の方針</p> <p>(7)景観に関する都市計画の決定の方針</p> <p>(8)環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針</p>

主要な都市計画の決定方針－(2)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針より抜粋  
 (参考)大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、立地の影響が一つの市町村の内に留まる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」、広域的で多様な都市機能の集積にむけたより広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」が位置づけられています。

また、拠点の位置づけに関わらず、基幹公共交通軸の沿線においては、大規模集客施設の立地を許容する方針となっています。

なお、本市においては以下の拠点・基幹公共交通軸及びその土地利用方針が位置づけられています。

拠点の位置	筑豊電鉄通谷駅/JR中間駅間周辺
「拠点」における土地利用の方針	拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導します。 <u>拠点においては、原則として床面積10,000㎡以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図ります。</u> なお、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情によります。

基幹公共交通軸	JR筑豊本線、筑豊電気鉄道
公共交通軸の沿線における土地利用の方針	広域拠点または拠点の都市機能を補完する目的で、公共交通軸の沿線において駅やバス停に接軸する大規模集客施設について、その立地を許容します。

1-2. 第2期 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（令和6年7月第4次改訂）

策定者	北九州市
取組期間	令和3年度から令和7年度までの5年間
目指す姿	住みやすく、人を惹きつける圏域
中長期的な目標	SDGsを原動力に圏域人口の急速な減少抑制を目指す
本市が関連する主要事業	<p><u>・持続可能なまちづくりに資する脱炭素化の推進</u>          国は「2050(令和32)年までに脱炭素社会の実現を目指す」としており、全国的に脱炭素社会の実現に向けて動き出している。          その中で、これまでの北九州都市圏域で実施してきた脱炭素への取組が評価され、令和4年4月に「脱炭素先行地域」に都市圏域として選定された。          引き続き、既存の研修会の枠組みを活用し、情報共有や進捗をフォローアップする新たな場を設け、脱炭素社会を目指す取組を推進する。</p> <p><u>・世界文化遺産関連施設による歴史・文化の理解増進</u>          世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産(旧本事務所、修繕工場、旧鍛冶工場、遠賀川水源地ポンプ室等)及び関連資産(石炭記念館、旧藏内邸)を活用し、連携して北九州都市圏域における石炭・製鉄業の偉大な歴史を伝えるとともに、地域文化の理解増進を図る。</p> <p><u>・遠賀川流域市町による災害時の避難者受入れに関する連携体制の構築</u>          遠賀川流域の広域避難を視野に入れた市町間の連携に関する方策を検討し、体制を整備する。</p> <p><u>・大規模災害時の支援に関する連携体制の構築</u>          大規模災害発生時に、圏域の市町が協力して被災地の支援を行えるよう、連絡体制の整備や情報共有などによる連携体制の構築を図る。</p> <p><u>・環境保全・循環型社会構築に向けた取組の推進</u>          第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、圏域全体の環境保全・循環型社会構築に向けた取組を推進する。</p> <p><u>・上下水道事業の発展的広域化の検討</u>          双方にメリットのある発展的広域化に向けた検討を行う。</p> <p><u>・下水道事業の広域化・共同化の検討・協議</u>          下水道事業において、双方にメリットのある広域化・共同化に向けた検討・協議を行う。</p> <p><u>・公共交通ネットワークの確保・維持のための検討</u>          圏域住民の移動手段の確保・維持のためのバス路線の構築等について、各市町が行う調査・検討や県、国に対する要望等について協力して取り組む。</p> <p><u>・筑豊電気鉄道確保維持改善事業</u>          筑豊電気鉄道においては、老朽化に伴う車両設備や、安全施設の更新などの確保維持改善事業を進めている。          この確保維持改善事業に対して国の補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助)に合わせて、福岡県、沿線3市(北九州市、中間市、直方市)とともに支援を行う。</p> <p><u>・圏域内道路交通のネットワーク化にかかる連携</u>          観光や物流ルートの整備など、圏域内道路交通のネットワーク化に連携して取り組む。また、取組の推進にあたっては、国、県等の関係機関と連携し、圏域に必要な道路網の整備を行う。</p>

1-3. 中間市第5次総合計画(令和6年9月)

計画期間	令和6年度からの10年間
将来像	豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」
将来都市構想	(1)「なかま」の魅力を向上 (2)若い世代の流入と住民の定着による地域資源の増加 (3)地域力を高める (4)持続可能なまちをつくる
人口の 将来目標	2033(令和15)年の定住人口目標 36,000人 ※国立社会保障・人口問題研究所による推定定住人口は34,551人だが、子育て支援策や教育環境の整備充実などの施策を展開し人口減少率を抑えることで36,000人を目指す。
土地利用構想	(1)都市的土地利用を行う地域 市街化区域都市的な土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を推進します。 市街化調整区域であっても九州自動車道、北九州都市高速道路、国道3号線、国道200号線などへのアクセスが非常に良いという本市の置かれている地理的な特性などを活かす視点に立ち、周辺の自治体との連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については、社会や地域の状況に対応して、農業との調整を図りながら、都市計画制度を活用し、地域の活性化につながる土地利用を図ります。 (2)自然的土地利用を行う地域 都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。 食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場として、営農環境の維持改善を基本としつつ、多角的視点からの土地利用の検討を行います。
基本計画 政策	政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり【都市基盤】 政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり【環境】 政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり【産業】 政策4 元気の輪が広がるまちづくり【保健福祉】 政策5 人権を尊重し、中間市の未来を開く人材を育てるまちづくり【教育】 政策6 安全・安心なまちづくり【安全安心】 政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり【行政経営】

## 2. 社会的潮流

### (1) 人口減少、少子・高齢化の進行に対応したまちづくり

全国的に人口減少、少子・高齢化が進行しており、2070(令和52)年には、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると見られています。(国立社会保障・人口問題研究所データ)

これからのまちづくりにおいては、高齢者と子育て世代双方にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現するとともに、将来における人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立てた上で、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが必要と考えます。

### (2) 環境にやさしく安全なまちづくり

生活水準の向上による資源・エネルギー消費量の急激な増加は、自然の持つ浄化作用に大きな負荷を与えており、地球規模の深刻な問題として取り上げられています。特に近年においては、地球温暖化、異常気象による自然災害などが多発しており、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。

こうした中、これからのまちづくりにおいては、行政はもちろん、住民一人ひとりが地球環境問題の当事者であるとの認識に立ち、環境負荷の軽減に配慮し、自然環境との共生に向けて取り組んでいくことが必要と考えます。

また、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要と考えます。

### (3) 交流・連携の視点でのまちづくり

交通体系や高度情報通信基盤の整備により、人々の日常生活圏・経済圏は行政上の区域を越えて広域化し、人・物・資本・情報の移動範囲がこれまでになく広がっています。

これからのまちづくりにおいては、都市間交流・連携を通して人や地域の結びつきを強め、活力ある地域づくりを進めることが必要となります。また、今後は国内だけでなく諸外国との交流・連携も視野に入れたまちのあり方を考えていくことも必要と考えます。

#### (4) 多様化する人々の価値観に対応したまちづくり

社会経済の成熟が進む中、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする方向に人々の価値観が変化し、生活のあり方においても生きがいや余暇活動が重視されるなど、生活の質の向上を目指す傾向にあります。

これからのまちづくりにおいては、心豊かで文化的な生活を実現するためにも、暮らしの質的な向上に向けた条件整備を進めるなど、ゆとりとくつろぎのあるまちづくりを進めることが必要と考えます。

#### (5) デジタル化の進展に対応したまちづくり

情報通信技術の発達・普及によって、家にも買い物ができたり、リモートワークが普及したりと、人々のライフスタイルが大きく変わっています。

これからのまちづくりにおいては、新技術等を活用しさらなる利便性の向上や諸課題の解決、新たな価値の創出など、新技術や各種データ活用をまちづくりに取り入れたスマートシティを実現していくことが必要と考えます。

また、情報通信技術は市政情報の発信や市民の意見の収集など、地域づくりへの住民参加手法としても、広く利用していくことが重要と考えます。

## 第2章 中間市の現況

### 1. 市の概要

本市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は「遠賀川東部」と「遠賀川西部」に分かれています。

北九州市側となる遠賀川東部には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。遠賀川西部の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工業団地が立地しています。



資料：庁内資料

図：中間市の位置

## 2. 人口指標

### 2-1. 人口の推移

- ・ 人口は減少傾向(前回計画から-8.7%)
- ・ 市街化区域内人口が総人口の99.2%を占める

本市の人口は、令和2年現在40,362人となります。人口の推移をみると、昭和60年から平成7年にかけてはおおよそ横ばいで推移し、平成7年以降は減少傾向にあります。本市の人口のピークである昭和60年を基準とすると約1万人減少しており、増減率は-19.7%、前回計画(平成22年)を基準とすると約4千人減少で増減率は-8.7%となります。

区域区分別にみると市街化区域内においては全体と同様の傾向を示し、昭和60年を基準とした時の増減率は-19.9%となり、市街化調整区域内は増加減少を繰り返し、増減率は10.6%となります。

なお、市街化区域内の人口が占める割合は、99.2%であり、市街化区域と市街化調整区域の区分が明確に現れています。

表:人口の推移

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2 割合	S60-R2 増減率	H22-R2 増減率
行政区域	人口	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362	100.0%	-19.7%	-8.7%
	増減数	-	-1,078	137	-1,321	-1,472	-2,350	-2,414	-1,434		-9,932	-3,848
市街化区域	人口	50,001	48,791	49,031	47,731	46,274	43,882	41,450	40,038	99.2%	-19.9%	-8.8%
	増減数	-	-1,210	240	-1,300	-1,457	-2,392	-2,432	-1,412		-9,963	-3,844
市街化調整区域	人口	293	425	322	301	286	328	346	324	0.8%	10.6%	-1.2%
	増減数	-	132	-103	-21	-15	42	18	-22		31	-4

資料:国勢調査

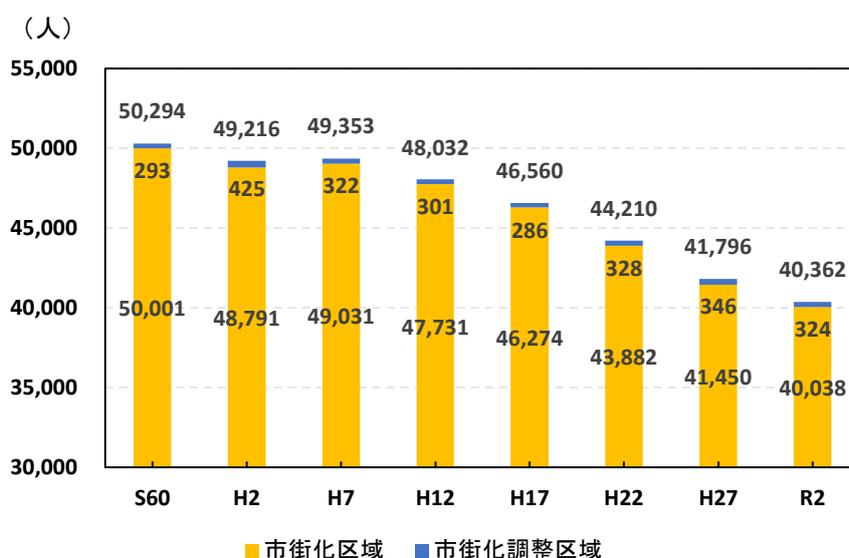


図:人口の推移

## 2-2. 人口の動態

- ・ 平成3年以降自然動態はマイナス傾向
- ・ 平成18年から平成20年に社会動態の減少数がピーク
- ・ 直近では、自然動態は減少数が大きく、社会動態は減少数が小さくなっている

自然動態は出生数の減少及び死亡数の増加が顕著にあらわれ、平成3年から減少が続いており、かつ減少数が大きくなる傾向が続いています。

社会動態は、平成18年から平成20年に減少数がピークになり、平成24年以降からは減少数が小さくなっています。

表:人口動態の推移

	S60 ～ S62	S63 ～ H2	H3 ～ H5	H6 ～ H8	H9 ～ H11	H12 ～ H14	H15 ～ H17	H18 ～ H20	H21 ～ H23	H24 ～ H26	H27 ～ H29	H30 ～ R2	R3 ～ R4
出生数	1,515	1,317	1,102	1,131	1,131	1,079	1,002	1,008	988	833	850	782	430
死亡者数	1,003	1,031	1,225	1,217	1,363	1,327	1,434	1,487	1,681	1,691	1,774	1,773	1,339
自然増減	512	286	-123	-86	-232	-248	-432	-479	-693	-858	-924	-991	-909
転入者数	7,255	6,748	6,764	6,798	6,012	6,114	5,544	4,987	4,537	4,576	4,678	4,628	3,057
転出者数	8,117	7,633	6,937	6,640	6,521	6,649	6,055	5,986	5,516	4,992	5,051	5,109	3,252
社会増減	-862	-885	-173	158	-509	-535	-511	-999	-979	-416	-373	-481	-195
人口増加数	-350	-599	-296	72	-741	-783	-943	-1,478	-1,672	-1,274	-1,297	-1,472	-1,104
人口総数	50,891	50,457	50,169	50,286	49,723	48,831	48,000	46,503	44,773	43,834	42,583	41,161	40,039
増減率	-0.7%	-1.2%	-0.6%	0.1%	-1.5%	-1.6%	-2.0%	-3.2%	-3.7%	-2.9%	-3.0%	-3.6%	-2.8%

資料:住民基本台帳

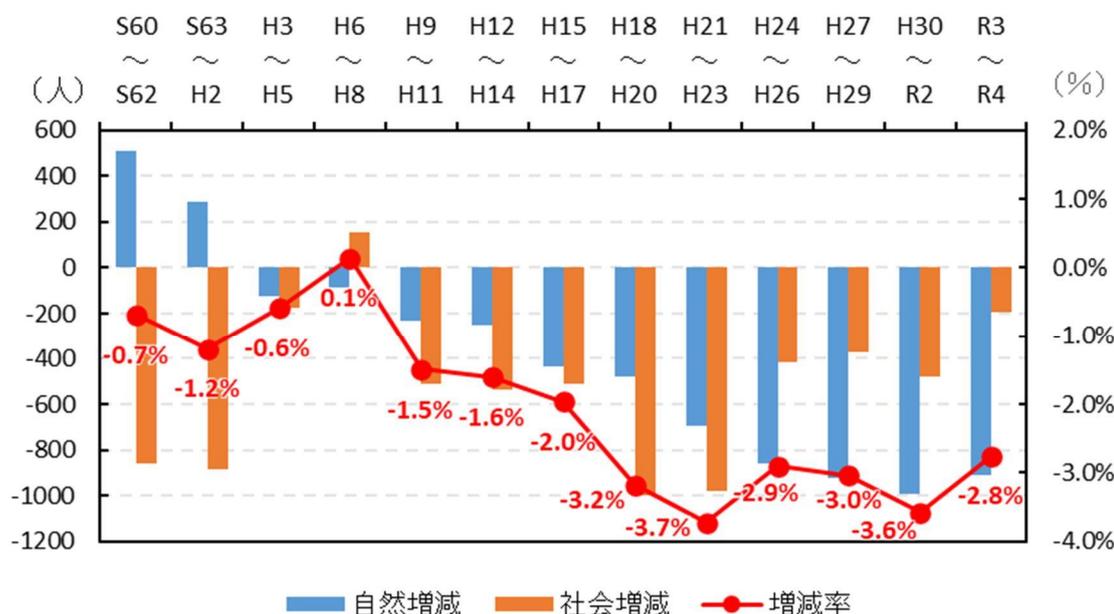


図:人口動態の推移

### 2-3. 年齢階層別人口の推移

- ・ 少子高齢化が進行、高齢化率は福岡県よりも高い
- ・ 令和2年現在、高齢化率37.4%

年齢別人口は、令和2年現在、年少人口4,405人、生産年齢人口20,583人、老年人口15,106人となり、同人口構成は、10.9%、51.0%、37.4%で、福岡県の高齢化率と比べて老年人口の割合(高齢化率)が高くなっています。

各区分の構成比の推移は、平成7年より老年人口が年少人口の割合を上回り、今後も少子高齢化が進行すると予想されます。

表:年齢階層別人口の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	福岡県 (R2)
年少人口 (0-14歳)	10,675 21.2%	8,609 17.5%	7,443 15.1%	6,452 13.4%	5,720 12.3%	5,122 11.6%	4,616 11.0%	4,405 10.9%	662,179 12.9%
生産年齢人口 (15-64歳)	34,307 68.2%	33,835 68.7%	33,330 67.5%	31,279 65.1%	29,008 62.3%	25,915 58.6%	22,489 53.8%	20,583 51.0%	2,911,353 56.7%
老年人口 (65歳以上)	5,312 10.6%	6,724 13.7%	8,579 17.4%	10,298 21.4%	11,832 25.4%	13,116 29.7%	14,585 34.9%	15,106 37.4%	1,395,142 27.2%
年齢不詳	0 0.0%	48 0.1%	1 0.0%	3 0.0%	0 0.0%	49 0.1%	106 0.3%	268 0.7%	166,540 3.2%
計	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,202	41,796	40,362	5,135,214

資料:国勢調査

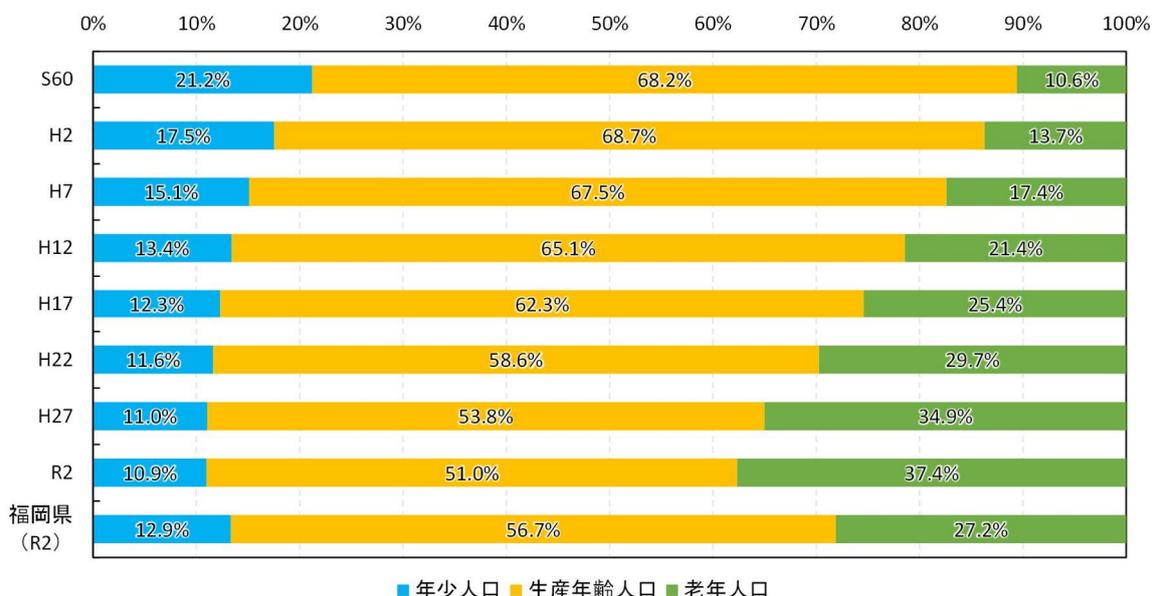


図:年齢階層別人口比率の推移

## 2-4. 可住地人口密度

- 市街化区域の可住地人口密度は、令和2年現在60.6人/haで、平成7年以降減少傾向
- 密集した市街地を形成

市街化区域の可住地人口密度は、令和2年現在、60.6人/haであり、昭和60年の75.7人/haより小さくなり、平成7年以降減少傾向にあります。

しかし、本市の市街化区域の人口密度は高く、密集した市街地が形成されています。

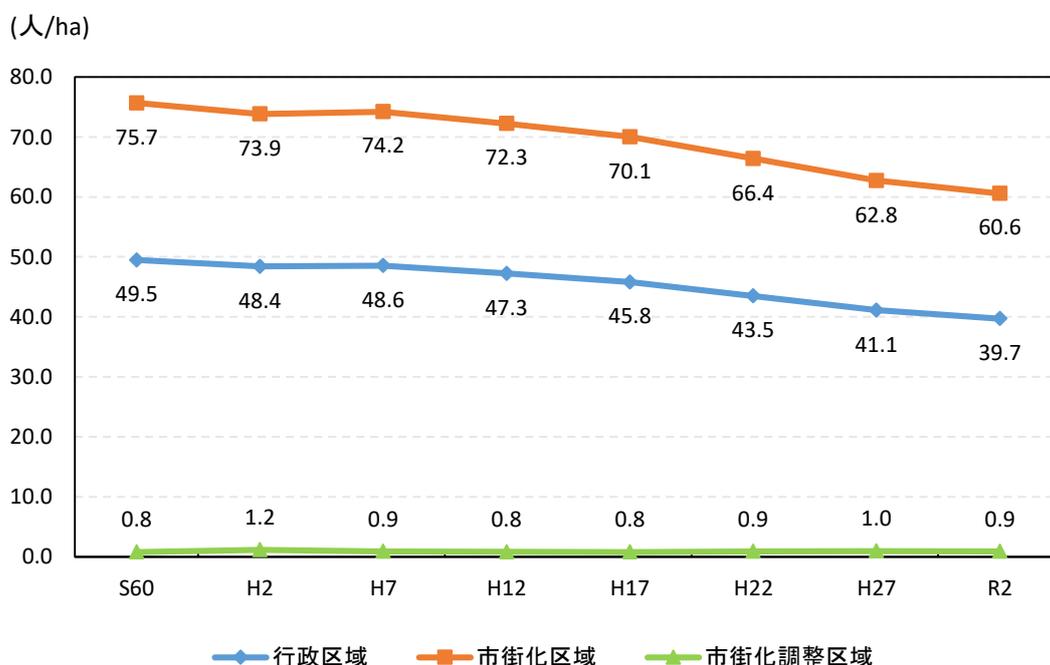
市街化調整区域の可住地人口密度は、令和2年現在、0.9人/haであり、昭和60年以降おおむね横ばい傾向にあります。

また、小地域別にみると、遠賀川東部の筑豊電気鉄道線沿いで人口密度の高い地区がみられ、遠賀川西部では人口密度の低い地区が多くみられます。

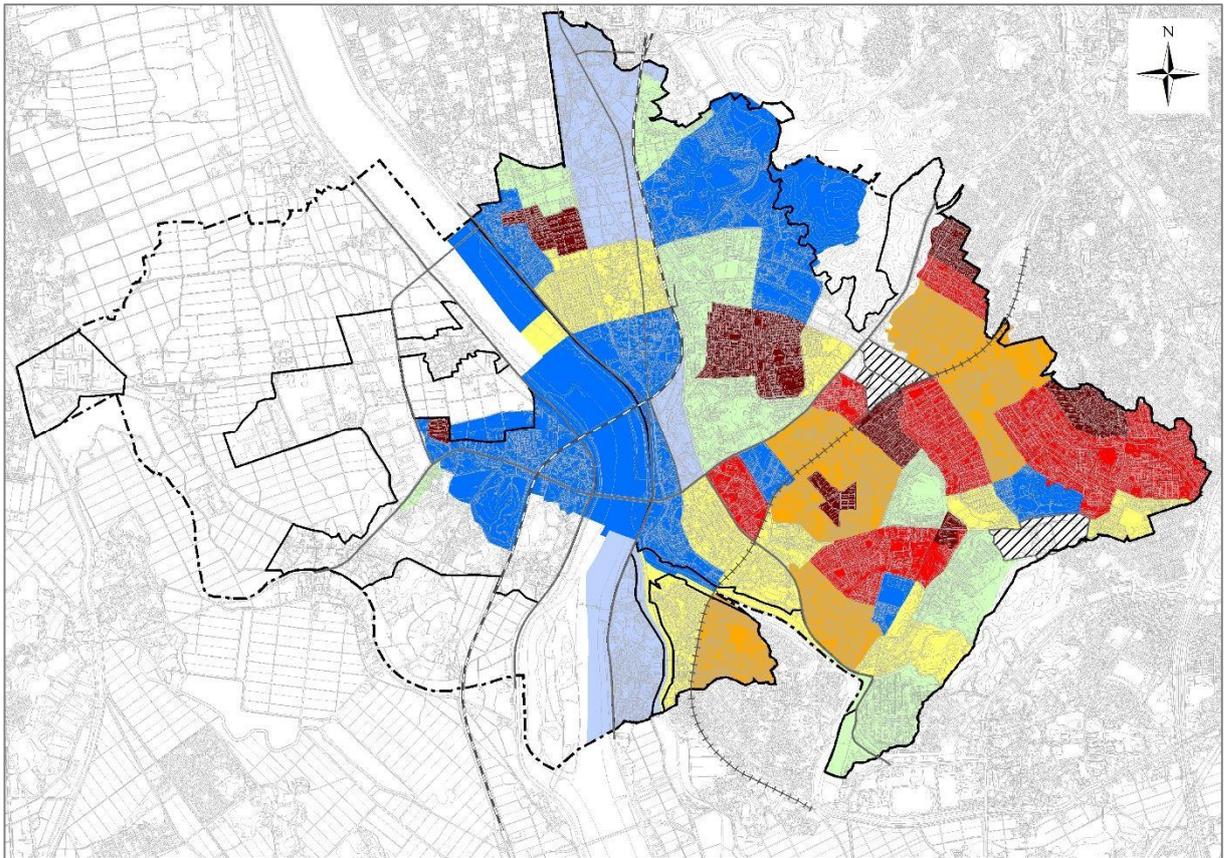
表：可住地人口密度の推移

行政区画	人口(人)	地区面積(ha)	可住地(ha)	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
				密度(人/ha)							
行政区画	人口(人)	1,596	1,016	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362
	密度(人/ha)			49.5	48.4	48.6	47.3	45.8	43.5	41.1	39.7
市街化区域	人口(人)	1,034	661	50,001	48,791	49,031	47,731	46,274	43,882	41,450	40,038
	密度(人/ha)			75.7	73.9	74.2	72.3	70.1	66.4	62.8	60.6
市街化調整区域	人口(人)	562	355	293	425	322	301	286	328	346	324
	密度(人/ha)			0.8	1.2	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9

資料：国勢調査、都市計画基礎調査



図：可住地人口密度の推移



**凡例**

**人口密度**

	0.0人/ha
	10.0人/ha未満
	10.0～20.0人/ha未満
	20.0～30.0人/ha未満
	30.0～40.0人/ha未満
	40.0～50.0人/ha未満
	50.0～60.0人/ha未満
	60.0～70.0人/ha未満
	70.0人/ha以上
	行政区域
	都市計画区域
	市街化区域

図：小地域別人口密度現況図

資料：国勢調査

## 2-5. DID区域（人口集中地区）の変遷

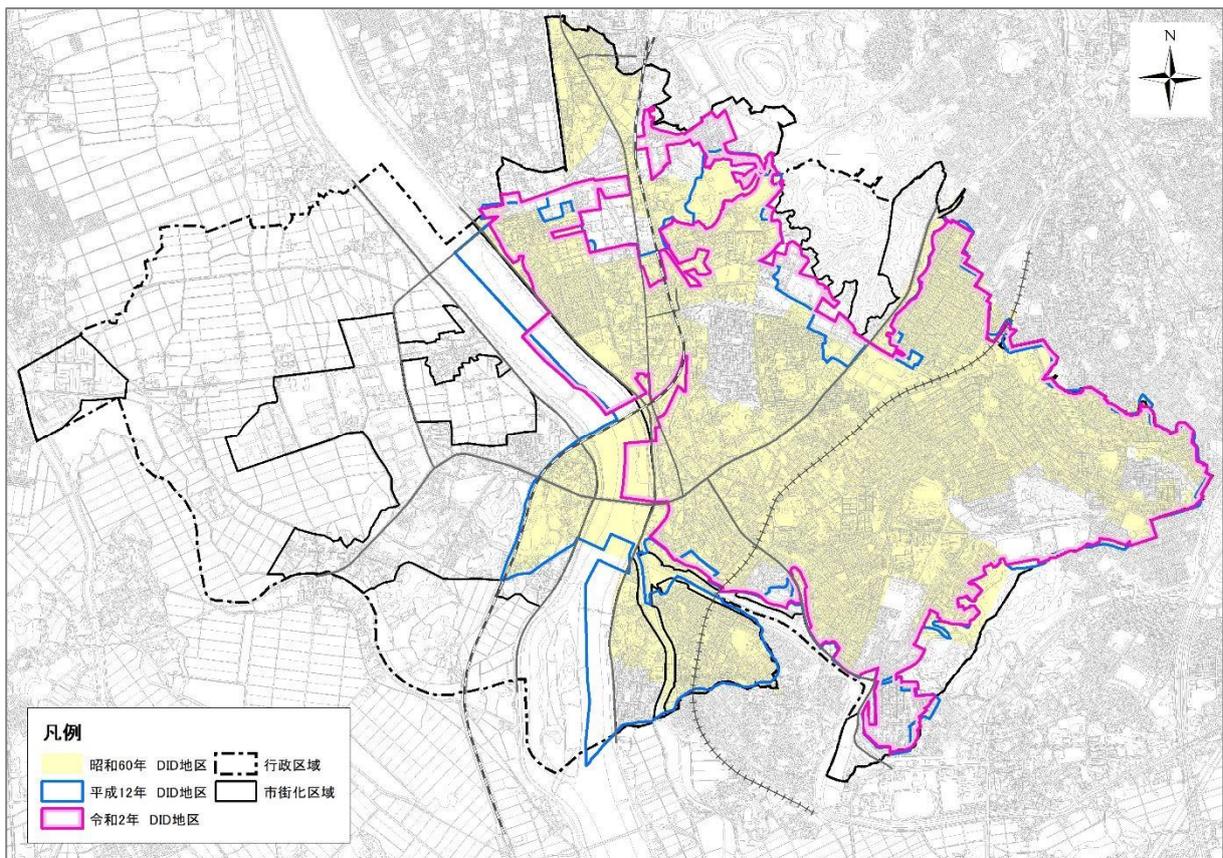
- ・ DIDの区域面積、人口密度共に減少傾向

DIDの面積は、昭和60年から平成7年にかけて増加していますが、平成7年以降は減少しています。DIDの人口密度は、昭和60年から平成2年にかけての面積増加に伴い大きく減少しています。平成2年の55.25人/ha以降はおおむね横ばい傾向でしたが、令和2年のDIDの人口密度は49.8人/haと減少しています。

表：DID区域の変遷

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	
総人口(人)	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362	
DID	DID人口(人)	42,358	41,987	43,411	41,396	40,273	38,592	35,908	31,422
	DID面積(ha)	670	760	780	746	741	748	687	631
	DID人口密度(人/ha)	63.22	55.25	55.66	55.49	54.35	51.59	52.27	49.8

資料：国勢調査



資料：国土数値情報ダウンロードサイト(国交省)

図：DID変遷図(S60～R2)

## 2-6. 世帯数

- 世帯数は令和2年現在、17,369世帯で平成17年以降減少傾向
- 平均世帯人員は令和2年現在2.3人/世帯と減少傾向

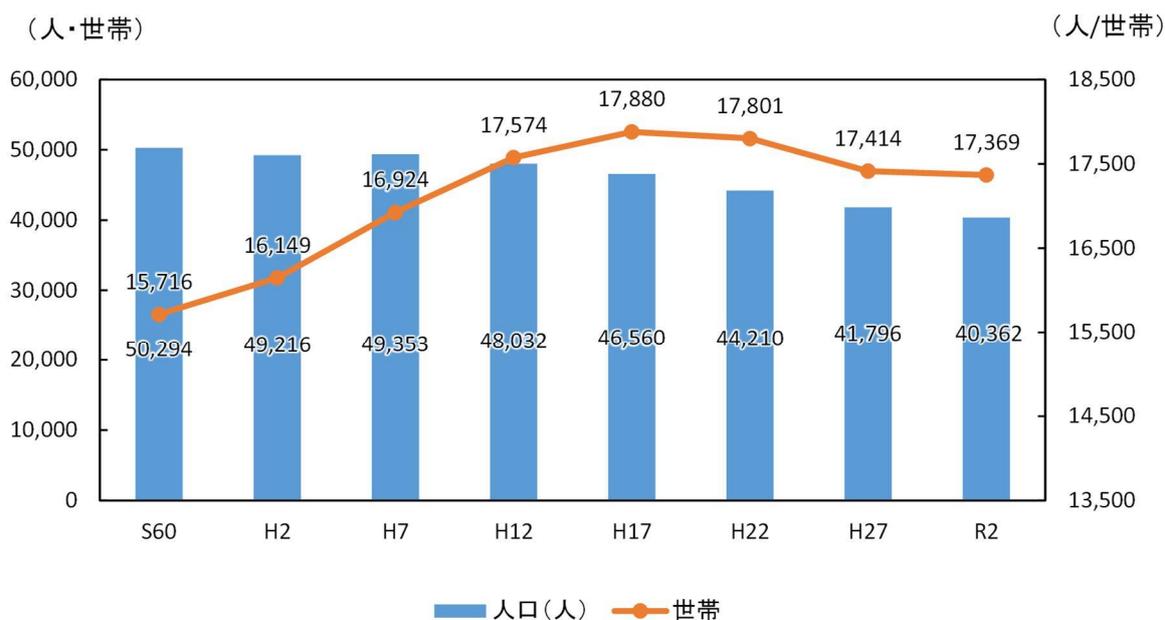
本市の世帯数は、昭和60年から平成17年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和2年現在17,369世帯となっています。

世帯人員は昭和60年の3.2人/世帯から令和2年の2.3人/世帯と減少傾向にあります。

表：人口・世帯数の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	増加率
人口(人)	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362	-19.7%
世帯	15,716	16,149	16,924	17,574	17,880	17,801	17,414	17,369	10.5%
平均世帯人員(人/世帯)	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	-

資料：国勢調査



図：人口・世帯数の推移

## 2-7. 流出・流入人口

- ・ 流出人口は減少傾向、流入人口はおおむね横ばい
- ・ 流出・流入先の第1位は北九州市

本市の流出人口は、令和2年現在10,392人であり、平成17年以降、減少傾向にあります。流出先として最も多い地域は、北九州市への6,567人で、次いで直方市、水巻町となっています。また、流入人口は、令和2年現在5,603人であり、平成17年の5,876人からおおむね横ばいとなっています。流入先として最も多い地域は、流出先と同様に北九州市の3,132人であり、次いで水巻町、直方市となっています。

表：流出・流入人口

	常住地による就業者数 (人)	流出		従業地による就業者数 (人)	流入		就業比率 (従/常) (%)
		就業者数 (人)	流出率 (%)		就業者数 (人)	流入率 (%)	
H17	19,383	12,605	65.0	12,654	5,876	46.4	65.3
H22	17,659	11,600	65.7	12,034	5,689	47.3	68.1
H27	17,070	11,099	65.0	11,738	5,725	48.8	68.8
R2	15,548	10,392	66.8	10,857	5,603	51.6	69.8

	流出先									
	流出率第1位		流出率第2位		流出率第3位		流出率第4位		流出率第5位	
	市町村名	流出者数 (人)								
H17	北九州市	8,471	直方市	731	水巻町	580	鞍手町	464	福岡市	446
H22	北九州市	7,635	直方市	677	水巻町	544	鞍手町	400	宮若市	396
H27	北九州市	7,217	直方市	750	水巻町	531	鞍手町	443	宮若市	393
R2	北九州市	6,567	直方市	702	水巻町	532	鞍手町	474	宮若市	403

	流入先									
	流入率第1位		流入率第2位		流入率第3位		流入率第4位		流入率第5位	
	市町村名	流入者数 (人)								
H17	北九州市	3,285	水巻町	567	直方市	387	鞍手町	357	遠賀町	280
H22	北九州市	3,149	水巻町	541	直方市	374	鞍手町	301	遠賀町	286
H27	北九州市	3,232	水巻町	482	直方市	385	遠賀町	292	鞍手町	286
R2	北九州市	3,132	水巻町	526	直方市	334	遠賀町	321	鞍手町	269

資料：国勢調査

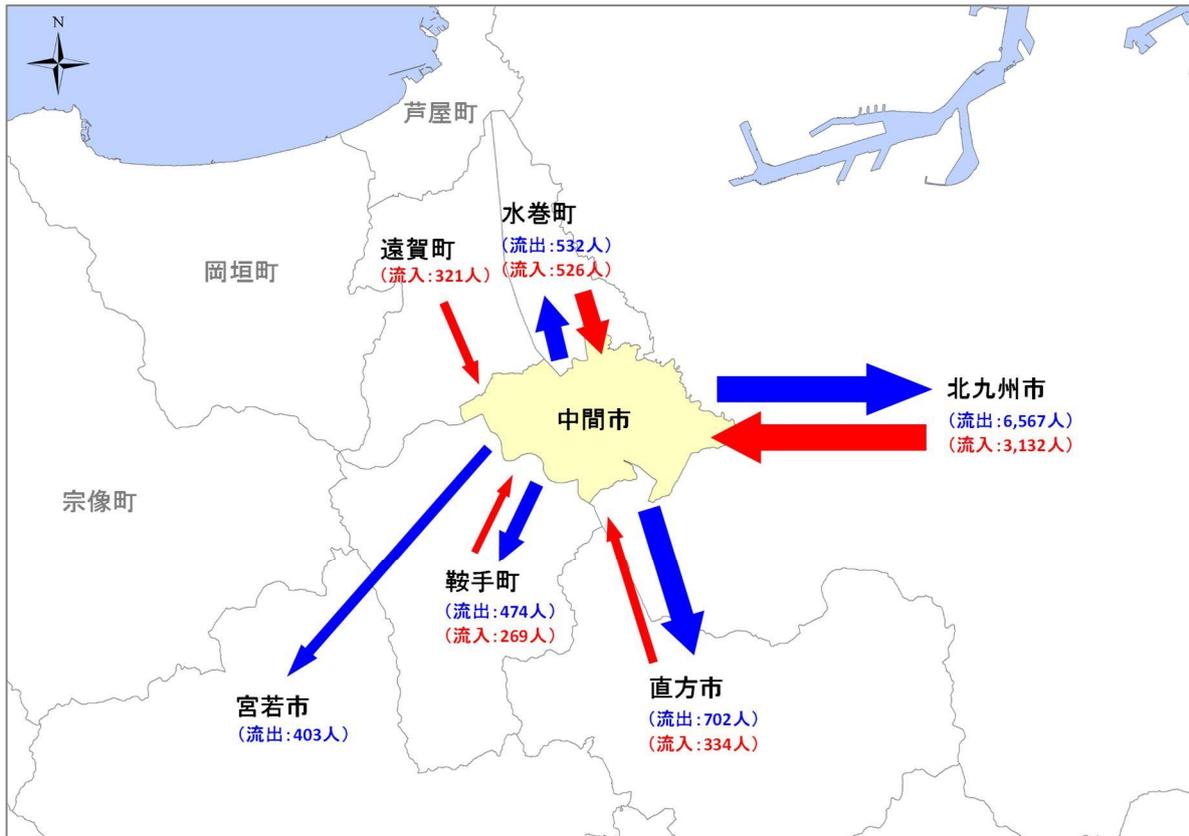


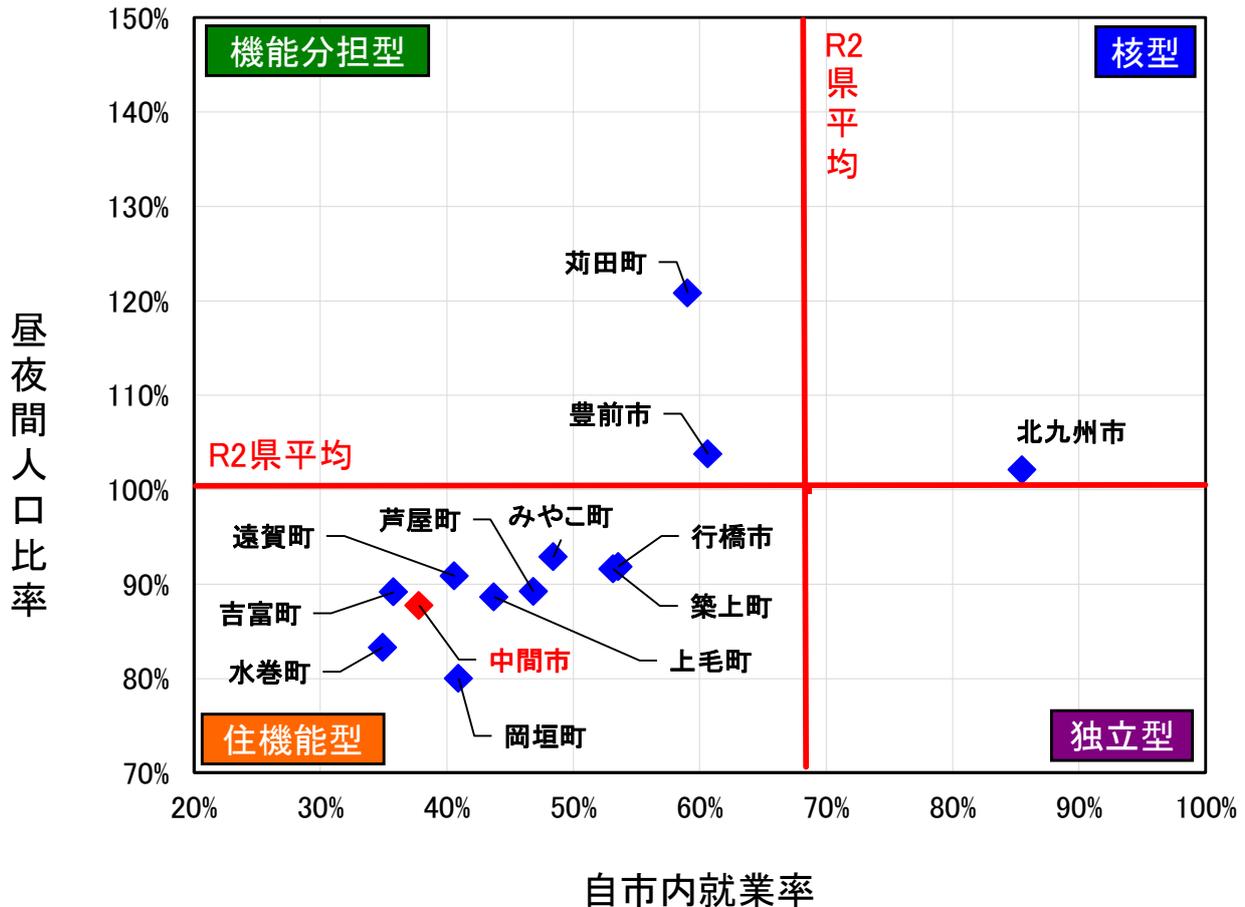
図:流出・流入状況図(R2)

## 2-8. 都市性格分類

- ・ 住機能型に特化している

本市は、令和2年現在、県平均と比較して昼夜間人口比・自市内就業率ともに低い状況にあり、都市性格指標としては、「住機能型」に分類されます。

また、流出・流入人口の指標からもみられるように、北九州市のベッドタウンとしての機能を有していることがうかがえます。



資料:国勢調査

参考:都市性格概要

核型	自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
独立型	自市内で働く人が多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成
住機能型	自市内で働く人は少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能
機能分類型	自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

### 3. 産業指標

#### 3-1. 産業別就業者数の推移

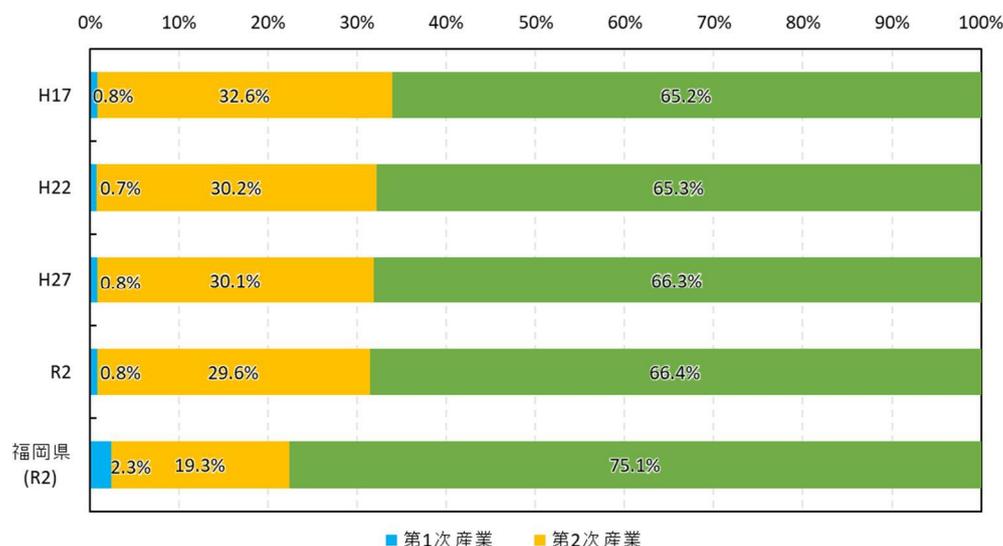
- ・ 産業別就業者の人口は第1～3次産業の全てで減少
- ・ 第3次産業の割合が66.4%と高く、第1次産業は0.8%

本市は、令和2年現在、産業別就業者の人口は第1～3次産業の全てで減少しています。第3次産業の割合が66.4%と最も高く、次いで第2次産業は29.6%、第1次産業は0.8%となっています。

表：産業別就業者数の推移

	H17		H22		H27		R2		福岡県 (R2)	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)						
農業	149	0.8	130	0.7	144	0.8	129	0.8	50,444	2.2
林業	3	0.0	4	0.0	5	0.0	3	0.0	951	0.0
漁業	0	0.0	1	0.0	3	0.0	0	0.0	3,194	0.1
<b>第1次産業合計</b>	<b>152</b>	<b>0.8</b>	<b>135</b>	<b>0.7</b>	<b>152</b>	<b>0.8</b>	<b>132</b>	<b>0.8</b>	<b>54,589</b>	<b>2.3</b>
鉱業	5	0.0	3	0.0	5	0.0	4	0.0	551	0.0
建設業	2,649	13.7	2,180	12.3	2,105	12.3	1,828	11.8	178,605	7.9
製造業	3,673	18.9	3,157	17.9	3,041	17.8	2,765	17.8	256,910	11.4
<b>第2次産業合計</b>	<b>6,327</b>	<b>32.6</b>	<b>5,340</b>	<b>30.2</b>	<b>5,151</b>	<b>30.1</b>	<b>4,597</b>	<b>29.6</b>	<b>436,066</b>	<b>19.3</b>
電気・ガス・熱供給・水道業	55	0.3	65	0.4	54	0.3	59	0.4	11,884	0.5
情報通信業	189	1.0	169	1.0	145	0.8	140	0.9	61,096	2.7
運輸業	976	5.0	937	5.3	872	5.1	806	5.2	136,614	6.1
卸売・小売業	3,579	18.5	2,989	16.9	2,718	15.9	2,370	15.2	380,573	16.9
金融・保険業	334	1.7	278	1.6	220	1.3	201	1.3	52,008	2.3
不動産業	144	0.7	202	1.1	206	1.2	230	1.5	52,401	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0	432	2.4	433	2.5	391	2.5	75,007	3.3
飲食店、宿泊業	772	4.0	820	4.6	803	4.7	654	4.2	123,391	5.5
生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0	795	4.5	713	4.2	623	4.0	77,560	3.4
医療、福祉	2,437	12.6	630	3.6	604	3.5	561	3.6	111,093	4.9
教育、学習支援業	703	3.6	2,587	14.6	2,893	16.9	2,815	18.1	349,028	15.5
複合サービス業	149	0.8	60	0.3	102	0.6	87	0.6	14,822	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	2,680	13.8	1,069	6.1	1,077	6.3	1,017	6.5	163,157	7.2
公務(他に分類されないもの)	615	3.2	484	2.7	452	2.6	372	2.4	79,364	3.5
<b>第3次産業合計</b>	<b>12,633</b>	<b>65.2</b>	<b>11,517</b>	<b>65.3</b>	<b>11,292</b>	<b>66.3</b>	<b>10,326</b>	<b>66.4</b>	<b>1,687,998</b>	<b>75.1</b>
分類不能の産業	271	1.4	667	3.8	475	2.8	493	3.2	74,481	3.3
<b>総数</b>	<b>19,383</b>	<b>100.0</b>	<b>17,659</b>	<b>100.0</b>	<b>17,070</b>	<b>100.0</b>	<b>15,548</b>	<b>100.0</b>	<b>2,253,134</b>	<b>100.0</b>

資料：国勢調査

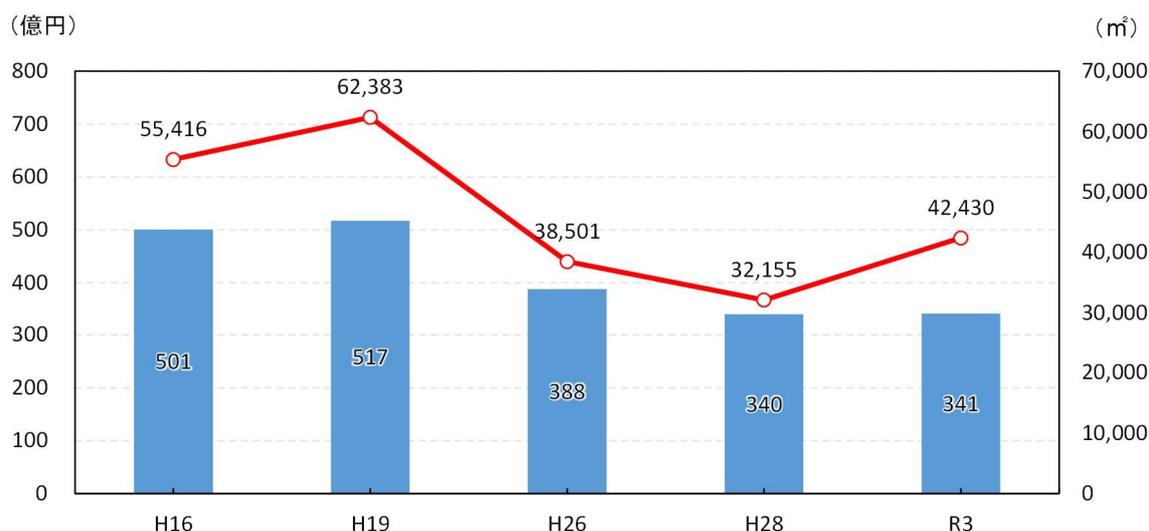


図：産業別就業者割合の推移

### 3-2. 商業（商業販売額の推移）

- ・ 年間商品販売額は、平成19年以降減少傾向で推移し、平成28年から令和3年にかけてはおおむね横ばいで推移
- ・ 令和3年の年間商品販売額は341億円、事業所数は291箇所

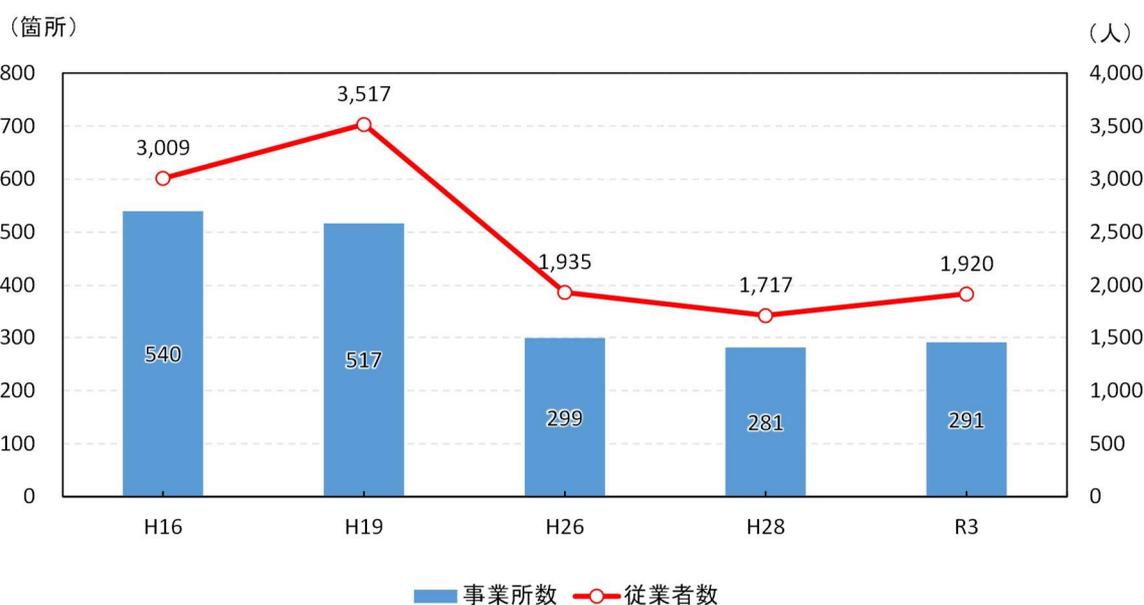
年間商品販売額は、平成19年以降減少傾向で推移し、平成28年から令和3年にかけてはおおむね横ばいで推移、令和3年時点で341億円、事業所数291箇所となっています。また、売場面積・事業所数・従業者数も同様の推移となっています。



※販売額は令和2年を100とした  
消費者物価指数を適用したデフレータ補正值

■ 年間商品販売額    ● 売場面積

図：年間商品販売額・売場面積の推移



■ 事業所数    ● 従業者数

図：事業所数・従業者数の推移

資料：商業統計調査・経済センサス

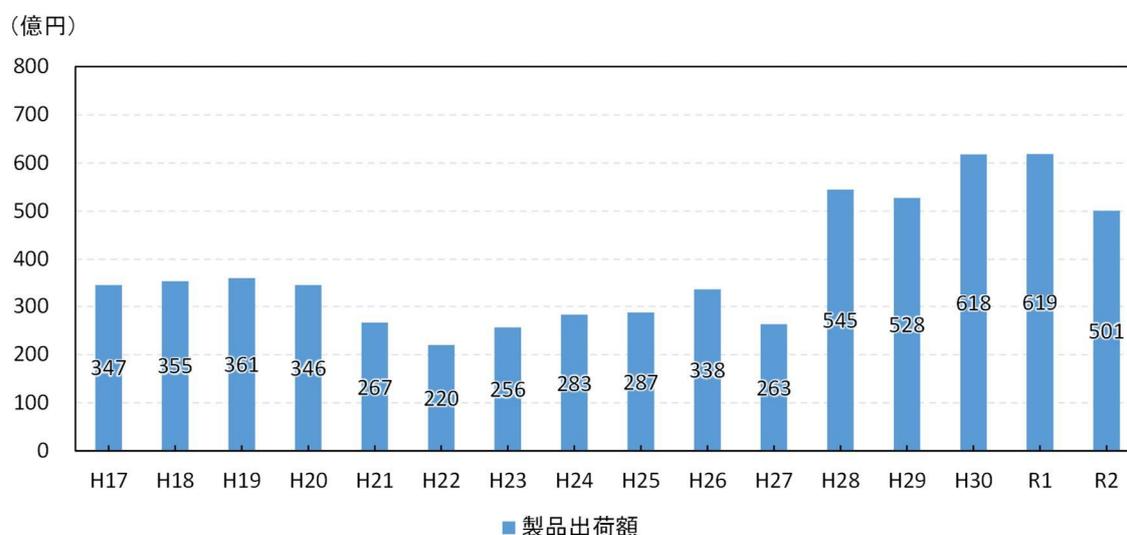
### 3-3. 工業（工業製品出荷額の推移）

- ・ 製造品出荷額は、平成17年以降増減を繰り返しながら令和2年時点で501億円、事業所数は38箇所

製造品出荷額等は、増減を繰り返しながら平成28年以降は大幅に増加し、令和2年時点で501億円となっています。

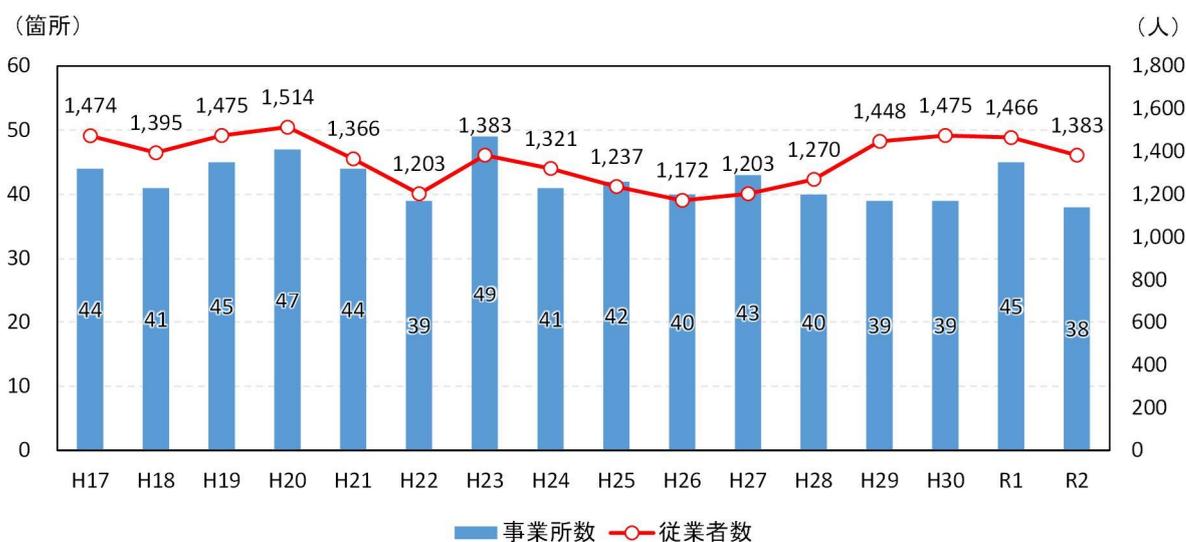
事業所数は、増減を繰り返しながらおおよそ横ばいで推移し、令和2年時点の事業所数は38箇所となっています。

一方、従業者数も増減を繰り返しており、令和2年時点での従業者数は1,383人となっています。



※製品出荷額は令和2年を100とした  
消費者物価指数を適用したデフレータ補正值

図：工業製造品出荷額の推移



図：工業事業所数・従業者数の推移

資料：工業統計調査、経済センサス

## 4. 土地利用指標

### 4-1. 土地利用規制の状況

#### (1) 都市計画法（区域区分・地域地区等）

- ・ 市全域が都市計画区域に指定
- ・ 市街化区域1,034ha、市街化調整区域562ha が指定
- ・ 用途地域の約86%が住居系用途の指定

本市全域の1,596ha に都市計画区域が指定されており、内1,034ha が市街化区域、562ha が市街化調整区域に指定されています。

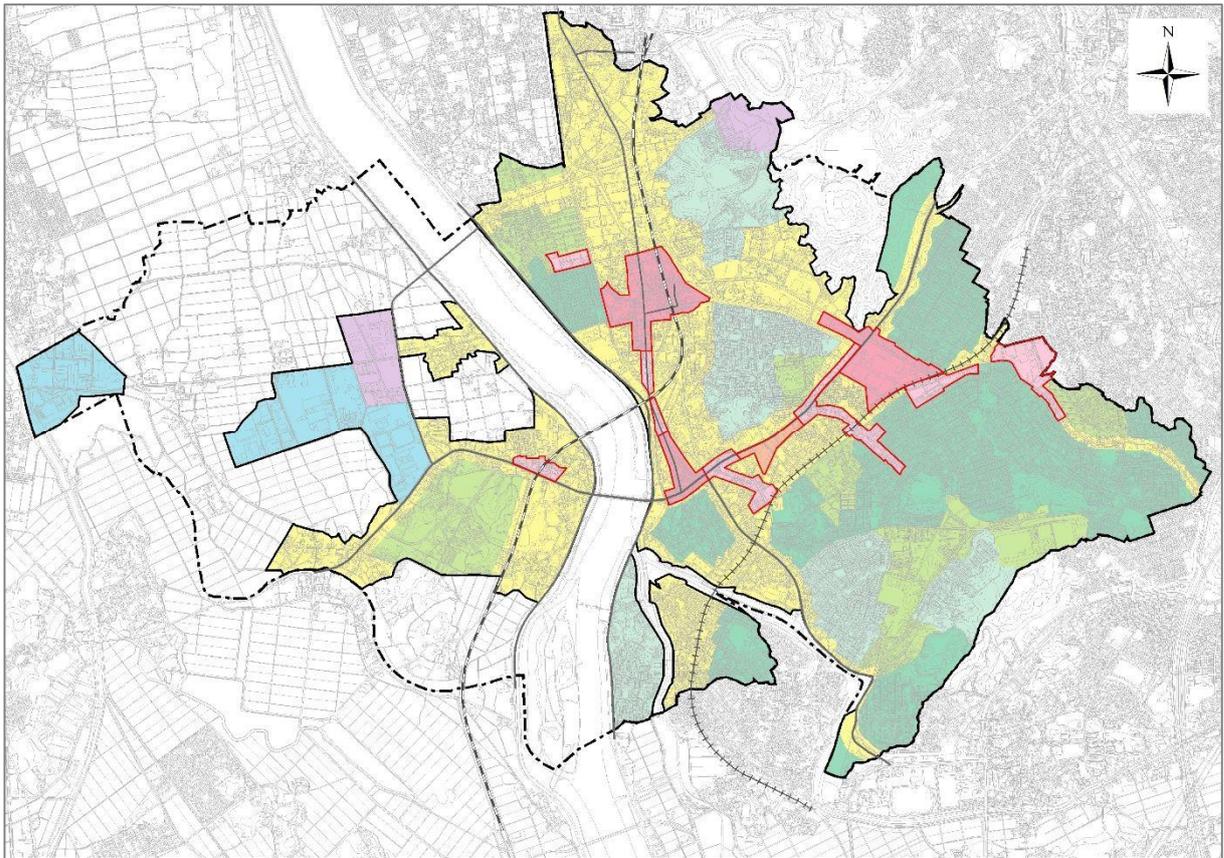
用途地域の内訳をみると、住居系用途が885ha(85.6%)、商業系用途が60ha(5.8%)、工業系用途が89ha(8.6%)となり、住居系に特化した用途地域の指定となっています。

また、その他地域地区として、準防火地域が商業地域、近隣商業地域、準住居地域の全域に指定されています。

表：法規制(地域地区、都市計画基礎調査等)

名称		指定年月日		面積(ha)	割合(%)	
		当初	最終変更			
都市計画区域		昭和26年3月31日	平成19年5月25日	1,596	100.0	
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	昭和46年12月28日	平成26年11月11日	1,034	64.8	
	市街化調整区域			562	35.2	
用途地域	住居系	昭和47年9月20日	平成26年11月11日	第1種低層住居専用地域	238	23.0
				第2種低層住居専用地域	134	13.0
				第1種中高層住居専用地域	127	12.3
				第1種住居地域	383	37.0
				準住居地域	3	0.3
				住居系合計	885	85.6
	商業系			近隣商業地域	28	2.7
				商業地域	32	3.1
	商業系合計			60	5.8	
	工業系			準工業地域	23	2.2
工業専用地域		66	6.4			
工業系合計		89	8.6			
用途地域合計		1,034	100.0			
準防火地域		昭和47年9月20日	平成7年7月3日	63	-	

資料：庁内資料



凡例

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 準防火地域
- 行政区域(都市計画区域)
- 市街化区域

図：用途地域現況図

(2) 都市計画法（その他）及び条例

- ・ 地区の状況に応じ、適正な土地利用の規制誘導に向けた各種の地区計画が6地区指定
- ・ 市街化調整区域内で、開発行為に係る基準を指定

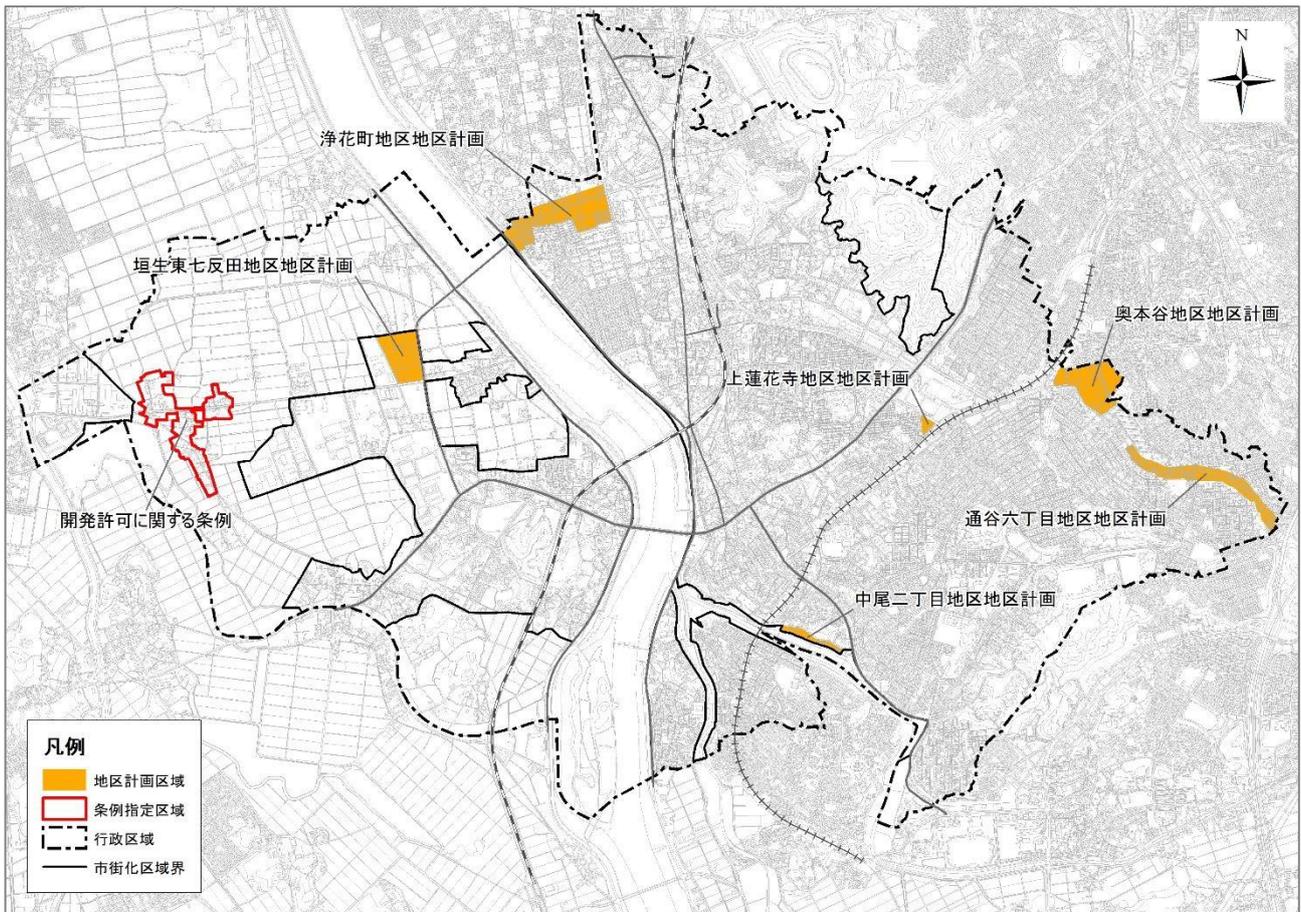
本市は6地区の地区計画が指定されています。指定の内容は、現況の土地利用特性の維持や適正な土地の有効活用、また良好な住環境の維持・保全に向けた各種の特徴を持った地区計画の指定となります。

また、市街化調整区域の一部の地域において、福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例が指定されており、各種都市計画による適正な土地の規制・誘導が図られています。

表:土地利用規制(地区計画等)

名称	計画概要	用途地域の内容	指定年月日	
地区計画 (都市計画法)	上蓮花寺地区	・用途の混在による環境の悪化を防止 ・風俗営業施設等の制限 ・壁面後退	商業地域	平成4年5月18日
	奥本谷地区	・壁面後退老人福祉総合施設を適切な配置と、周辺の住環境と調和した良好な市街地の形成 ・道路・広場・緑地の適正配置 ・建築物の用途及び高さの制限 ・広告・看板類の意匠の制限	近隣商業地域	平成7年7月3日
	浄花町地区	・商業業務施設等の立地を誘導し周辺住宅地の住居環境と調和した活力ある市街地の形成 ・日照、通風、景観、騒音、悪臭等への配慮	第1種住居地域	平成19年5月25日
	通谷六丁目地区	・商業業務施設等の立地を誘導し周辺住宅地の住居環境と調和した活力ある市街地の形成 ・日照、通風、景観、騒音、悪臭等への配慮	第1種住居地域	平成7年7月3日
	中尾二丁目地区	・商業業務施設等の立地を誘導し周辺住宅地の住居環境と調和した活力ある市街地の形成 ・建築物の用途及び高さの制限	第1種住居地域	平成13年12月19日
	垣生東七反田地区	・青果物の卸売施設及びその他関連施設等を適切に配置し、近隣及び周辺地域と調和した良好な環境の形成・保全 ・広場・緑地帯を適正に配置 ・建築物等の用途及び高さの制限	準工業地域	平成13年12月19日
開発許可に関する条例 (福岡県都市計画法)	・市街化調整区域での開発行為において、建築等の許可の基準を指定	-	平成16年4月1日	

資料:庁内資料



資料：都市計画基礎調査、庁内資料

図：地区計画及び条例の指定位置図

(3) その他の土地利用規制（農振法、森林法、急傾斜地法）

- ・ 農業振興地域は、市街化調整区域内の一部河川を除く407ha で指定
- ・ 農用地区域は、農業振興地域の約52%、211ha が指定
- ・ 市の北東部周辺に保安林、急傾斜地崩壊危険区域が指定

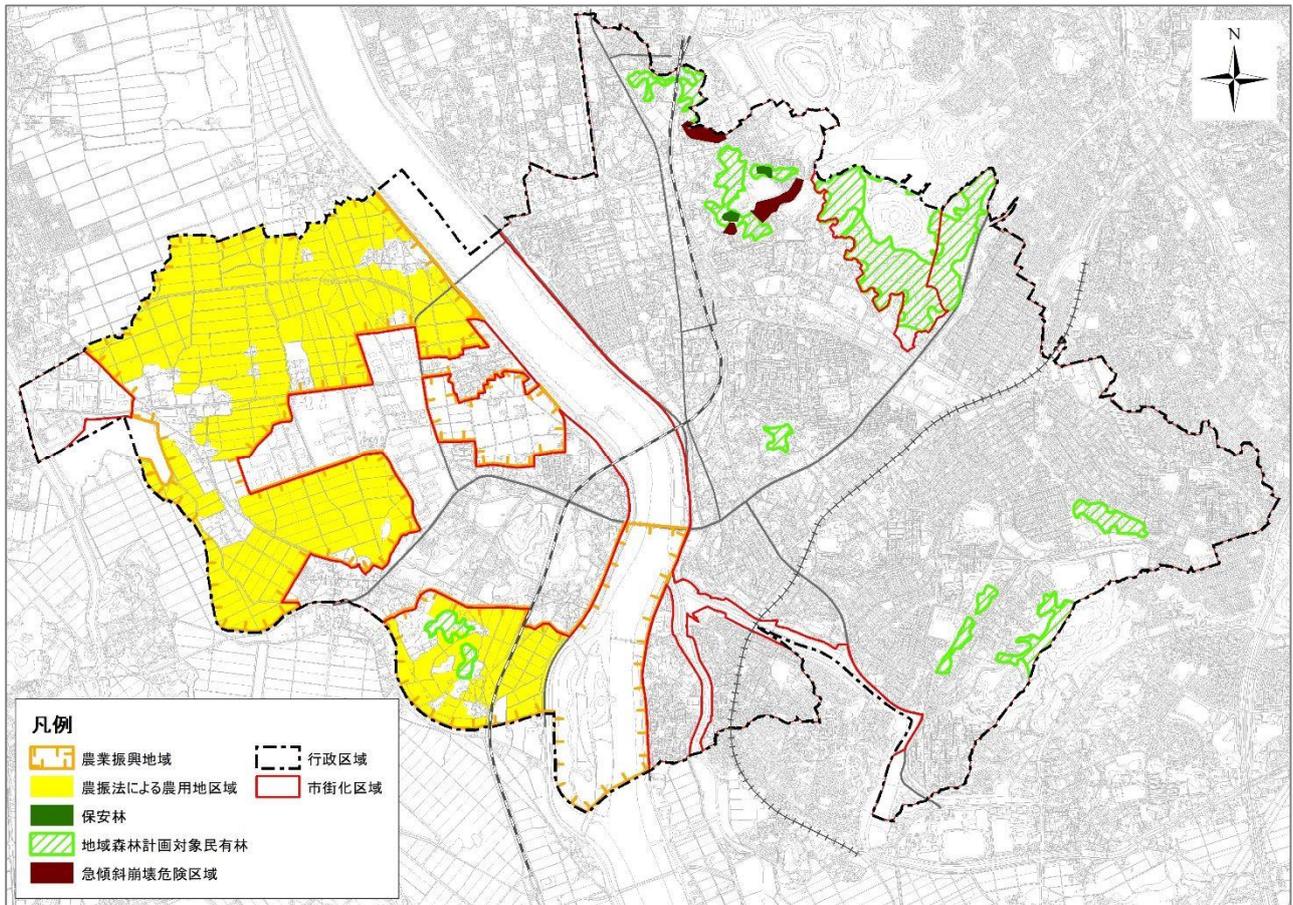
農業振興地域は、遠賀川西部において407ha 指定されています。また、農用地区域は、同地区内の一部宅地を除く区域211ha で指定されており、農業振興地域内の約52%となっています。

その他、宅地開発を規制する法規制として、岩瀬地区に急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険区域及び森林法における保安林が指定されています。また、森林法における地域森林計画民有地が蓮花寺周辺の市街化調整区域周辺で指定されています。

表：法規制(その他)

根拠法	名称	地域・地区	指定年月日		面積 (ha)
			当初	最終	
農振法	農業振興地域	-	昭和46年10月1日	平成15年2月21日	407
	農用地区域	-	昭和47年8月1日	平成15年2月22日	211
森林法	地域森林計画対象民有地	岩瀬西町 岩瀬2・3・4丁目	平成8年4月1日	平成19年4月1日	11.6
		蓮花寺2・3丁目			38.1
		深坂1・2丁目			14.6
		下大隈			5.2
		上底井野			2.6
	保安林	岩瀬	昭和40年10月14日	-	0.3
		岩瀬			0.4
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	寿町	昭和61年1月25日	-	3.5
		岩瀬東町	昭和62年9月19日	昭和63年6月16日	1.7
		自由ヶ丘	昭和61年1月25日	平成13年10月12日	23.1

資料：福岡県資料及び庁内資料



資料:国土数値情報ダウンロードサイト、庁内資料

図:法適用現況図(農振法、森林法、急傾斜地法)

## 4-2. 土地利用現況

- 本市の土地利用は、自然的土地利用が38.9%、都市的土地利用が61.1%で、住宅用地の27.4%が最も高い
- 市街化区域は都市的土地利用が84.8%
- 市街化調整区域は農地利用が46.2%を占め、宅地利用は3.4%

本市の土地利用は、自然的土地利用が38.9%、都市的土地利用が61.1%であり、個別には住宅用地の27.4%が最も高く、次いで農地の18.2%、道路用地の13.3%となります。なお、宅地の割合は、34.7%となっています。

区域別にみると、市街化区域では、自然的土地利用が15.2%、都市的土地利用が84.8%となり、おおむね市街地の形成が進んでいます。また、個別には住宅用地が40.9%と高い割合を占めており、本市が住居系用途中心の市街地である事がうかがえます。なお、宅地面積が約半数の割合を占めています。

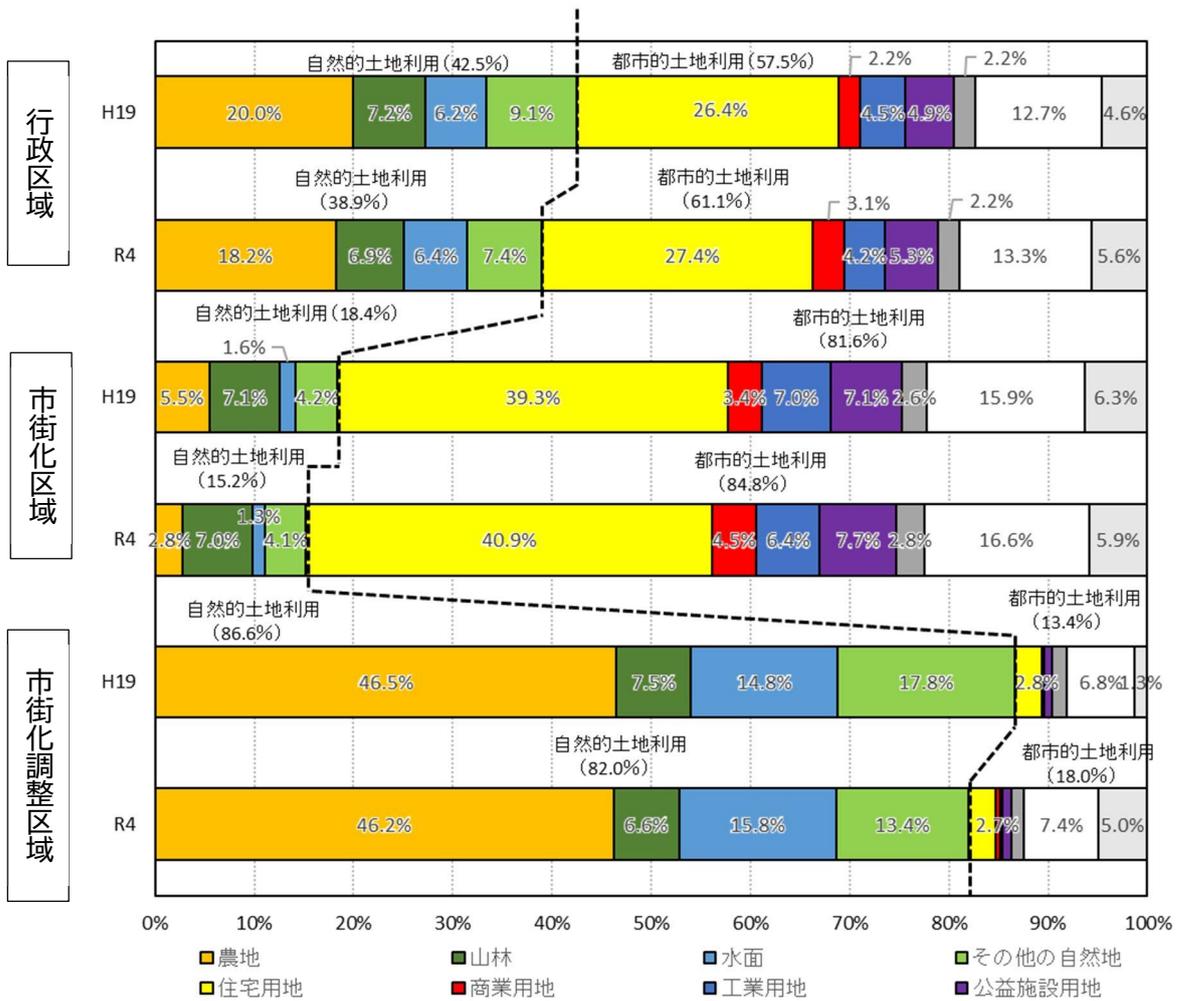
市街化調整区域では、自然的土地利用が82.0%、都市的土地利用が18.0%となり、田の42.9%が最も高く、農地中心の土地利用となっています。

また、前回の土地利用と比較するとおおむね変わりはありませんが、都市的土地利用の合計の割合が3.6ポイント増加しています。

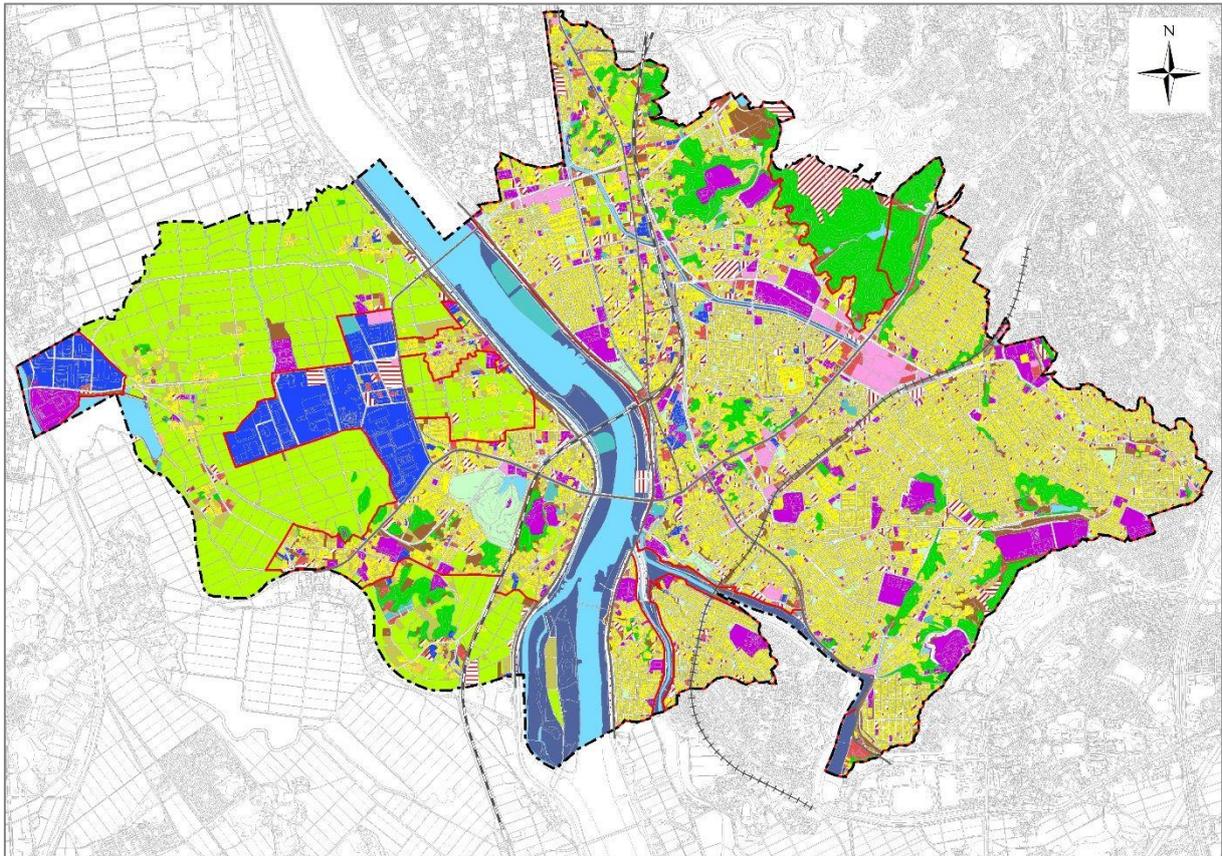
表：土地利用現況

土地利用区分		H19						R4						
		市街化区域		市街化調整区域		合計		市街化区域		市街化調整区域		合計		
		面積 (ha)	比率 (%)											
自然的 土地 利用	農地	田	30.3	3.0	248.1	43.7	278.4	17.4	13.9	1.3	241.7	42.9	255.6	16.0
		畑	26.0	2.5	15.7	2.8	41.7	2.6	16.0	1.5	18.6	3.3	34.6	2.2
		小計	56.3	5.5	263.8	46.5	320.1	20.0	29.9	2.8	260.3	46.2	290.2	18.2
		山林	73.5	7.1	42.3	7.5	115.8	7.2	72.7	7.0	37.3	6.6	110	6.9
		水面	16.1	1.6	83.7	14.8	99.8	6.2	13.1	1.3	88.6	15.8	101.7	6.4
		その他の自然地1	40.1	3.9	28.0	4.9	68.1	4.3	34.8	3.4	10.5	1.9	45.3	2.8
		その他の自然地2	3.1	0.3	73.4	12.9	76.5	4.8	7.7	0.7	64.5	11.5	72.2	4.6
		小計	189.1	18.4	491.2	86.6	680.3	42.5	158.2	15.2	461.2	82.0	619.4	38.9
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	405.9	39.3	15.8	2.8	421.7	26.4	422.8	40.9	14.9	2.7	437.7	27.4
		商業用地	34.7	3.4	0.3	0.1	35	2.2	46.5	4.5	2.6	0.5	49.1	3.1
		工業用地	71.9	7.0	0.6	0.1	72.5	4.5	66.4	6.4	1.4	0.2	67.8	4.2
		小計	512.5	49.7	16.7	3.0	529.2	33.1	535.7	51.8	18.9	3.4	554.6	34.7
		公益施設用地	73.4	7.1	4.5	0.8	77.9	4.9	79.3	7.7	4.8	0.9	84.1	5.3
		公共空地1	22.6	2.2	0	0.0	22.6	1.4	22.6	2.2	0.0	0.0	22.6	1.4
		公共空地2	4.1	0.4	8.4	1.5	12.5	0.8	5.9	0.6	7.2	1.3	13.1	0.8
		道路用地	163.9	15.9	38.5	6.8	202.4	12.7	171.3	16.6	41.4	7.4	212.7	13.3
		交通施設用地	10.4	1.0	1.4	0.2	11.8	0.7	9.6	0.9	1.3	0.2	10.9	0.7
		その他の公共施設用地	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
		その他の空き地	54.1	5.2	5.8	1.0	59.9	3.8	50.7	4.9	26.4	4.7	77.1	4.8
	農林漁業用施設	0.8	0.1	0.5	0.1	1.3	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1	1.5	0.1	
	小計	841.8	81.6	75.8	13.4	917.6	57.5	875.8	84.8	100.8	18.0	976.6	61.1	
	合計	1,031	100.0	567	100.0	1,598	100.0	1,034	100.0	562	100.0	1,596	100.0	

資料：都市計画基礎調査



図：土地利用の割合(H18、R4)



図：土地利用現況図(R4)

凡例			
	田		行政区域
	畑		
	山林		公益施設用地
	水面		道路用地
	その他の自然地1		交通施設用地
	その他の自然地2		公共空地1
	住宅用地		公共空地2
	商業用地(小売業)		その他の空地2
	商業用地(その他)		その他の空地3
	工業用地		その他の空地4
	農林漁業施設用地		その他の空地6

その他の自然地1:原野・牧野、荒れ地(耕作放棄地等自然的状況のもの)、低湿地

その他の自然地2:河川敷・河原、海浜、湖岸

公共空地1:公園・緑地

公共空地2:広場、運動場、墓園

その他の空地2:太陽光発電のシステムを直接整備している土地

その他の空地3:平面駐車場

その他の空地4:建物跡地、資材置場など都市的状況の未利用地

その他の空地6:改変工事中の土地、法面(道路、造成地等の主利用に含まれない法面)等

### 4-3. 開発動向

#### (1) 宅地開発及び開発許可の状況

- ・ 近年大規模な宅地開発は実施されていない
- ・ 開発行為は市街化区域内での住宅用地開発が主となっている

本市の宅地開発の状況は、昭和52年以降組合施行による区画整理事業が4地区、県営住宅建替事業が1地区実施されています。用途の内訳としては、商業系の開発が18ha、住居系の開発が14.7haの規模で実施されています。

開発行為の実施状況をみると、平成29年から令和3年の5年間で開発行為は17件、その内訳は住宅用地14件、商業用地2件、公益施設用地1件となっています。

区域区別にみると、市街化区域内が17件、市街化調整区域内が0件と市街化区域内で開発が進んでいることがうかがえます。

表：宅地開発の状況

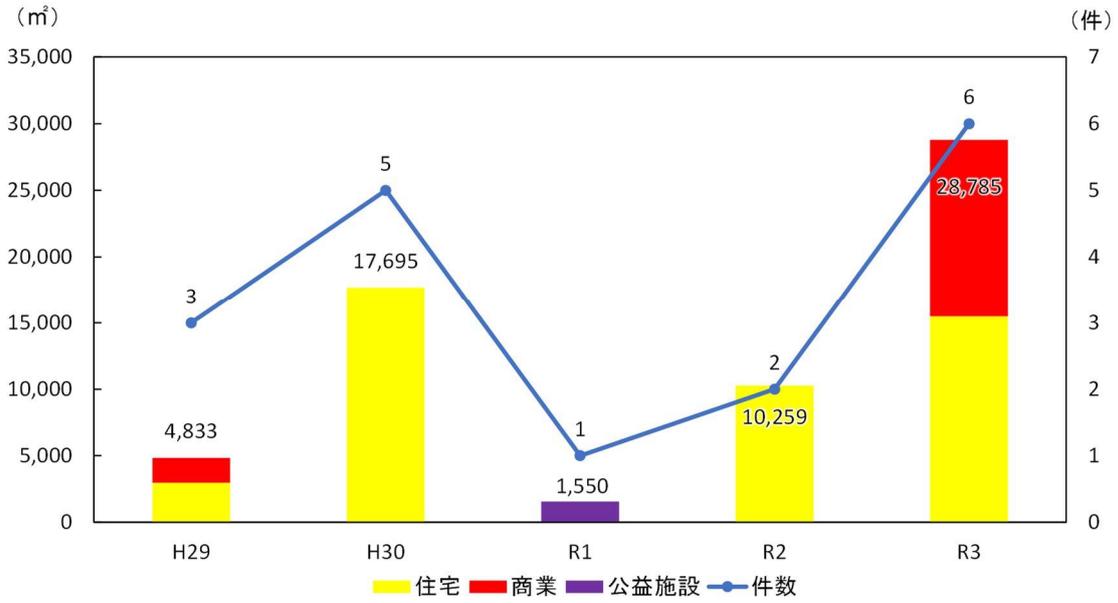
事業手法	事業主体	事業面積 (㎡)	事業期間	主用途	備考	図面番号
区画整理事業	土地区画整理組合	97,000	S52～S55	商業地	施工済み	土-1
区画整理事業	土地区画整理組合	83,000	H3～H9	商業地	施工済み	土-2
区画整理事業	土地区画整理組合	59,000	S54～57	住宅地	施工済み	土-3
区画整理事業	土地区画整理組合	45,000	S55～H1	住宅地	施工済み	土-4
県営住宅建替事業	福岡県	43,000	H8～H13	住宅地	施工済み	県-1

資料：庁内資料

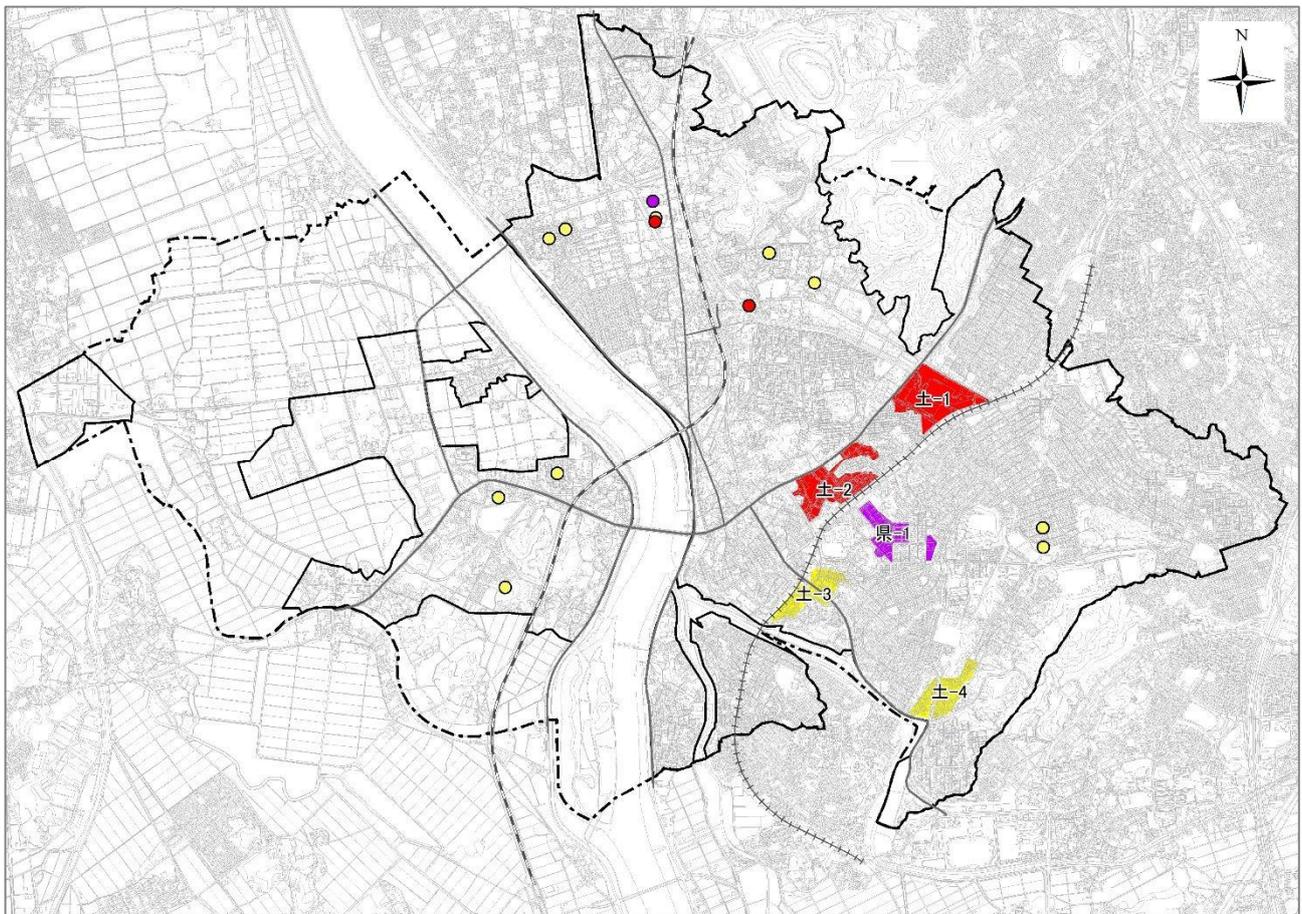
表：開発許可の状況

年次		市街化区域							市街化調整区域						
		住宅	商業	工業	農林 漁業	公益 施設	その他	合計	住宅	商業	工業	農林 漁業	公益 施設	その他	合計
H29	面積(㎡)	2,966	1,867	0	0	0	0	4,833	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
H30	面積(㎡)	17,695	0	0	0	0	0	17,695	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
R1	面積(㎡)	0	0	0	0	1,550	0	1,550	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
R2	面積(㎡)	10,259	0	0	0	0	0	10,259	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
R3	面積(㎡)	15,479	13,306	0	0	0	0	28,785	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	5	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
合計	面積(㎡)	46,399	15,173	0	0	1,550	0	63,122	0	0	0	0	0	0	0
	件数(件)	14	2	0	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	0

資料：都市計画基礎調査



図：開発許可の推移(市街化区域)



凡例	
土地区画整理事業等	開発許可(H29～R3)
住宅用	住宅
商業用	商業
県営住宅建替事業	公益施設
	行政区域
	市街化区域

図：宅地開発位置図(市街化区域)

## (2) 新築着工状況

- ・ 平成29年から令和3年までの新築着工件数は、757件
- ・ 平成29年から令和2年まではおおむね横ばいで推移、令和3年は大幅に増加

新築着工は、平成29年から令和3年の間で757件、内住宅系が680件と約9割を占めます。件数の推移をみると、令和2年まではおおむね横ばいですが、令和3年には大幅に増加しています。

表:建築着工の推移

件数	住宅	商業	工業	公益施設	その他	合計
H29	126	8	2	2	1	139
H30	135	7	1	2	8	153
R1	121	7	0	5	2	135
R2	117	5	1	7	3	133
R3	181	9	1	2	4	197
H29-R3合計	680	36	5	18	18	757
割合	89.8%	4.8%	0.7%	2.4%	2.4%	100.0%

資料:都市計画基礎調査

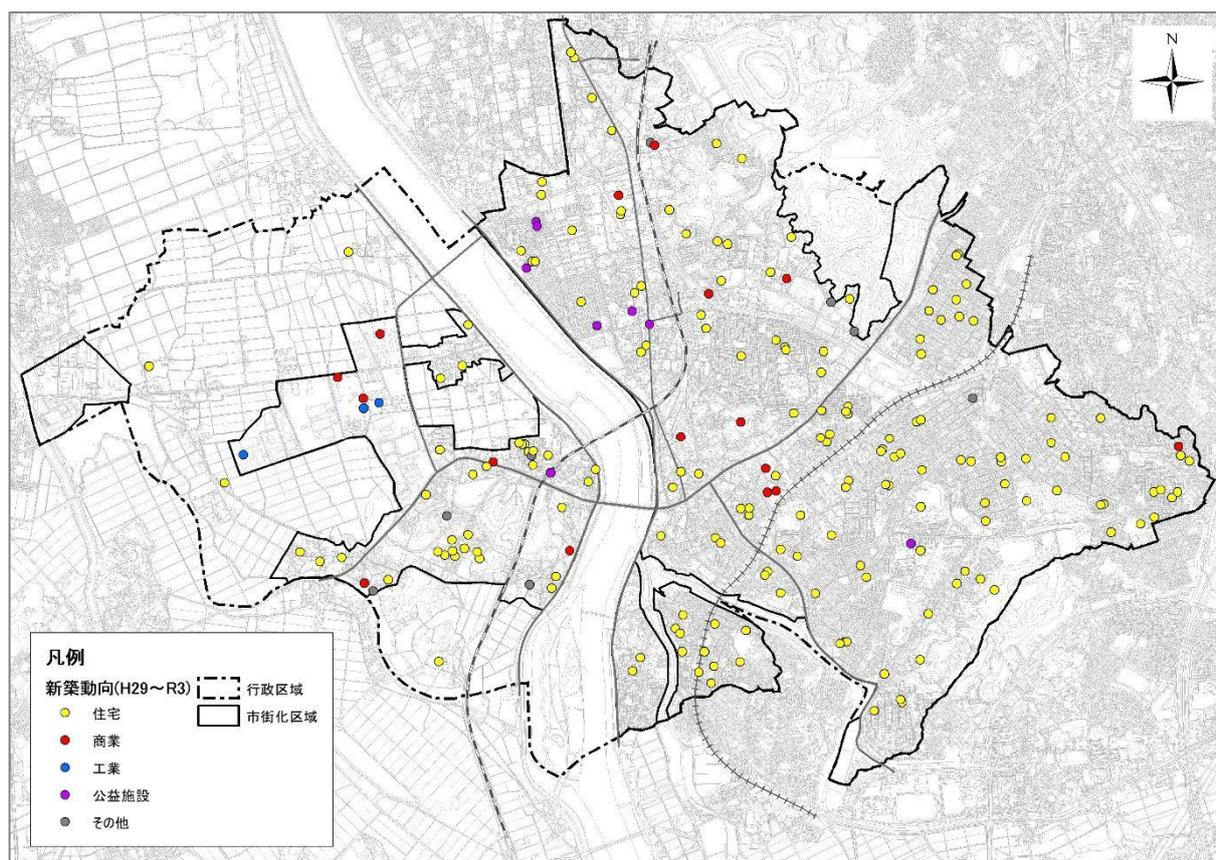


図:新築建物分布図

### (3) 農地転用状況

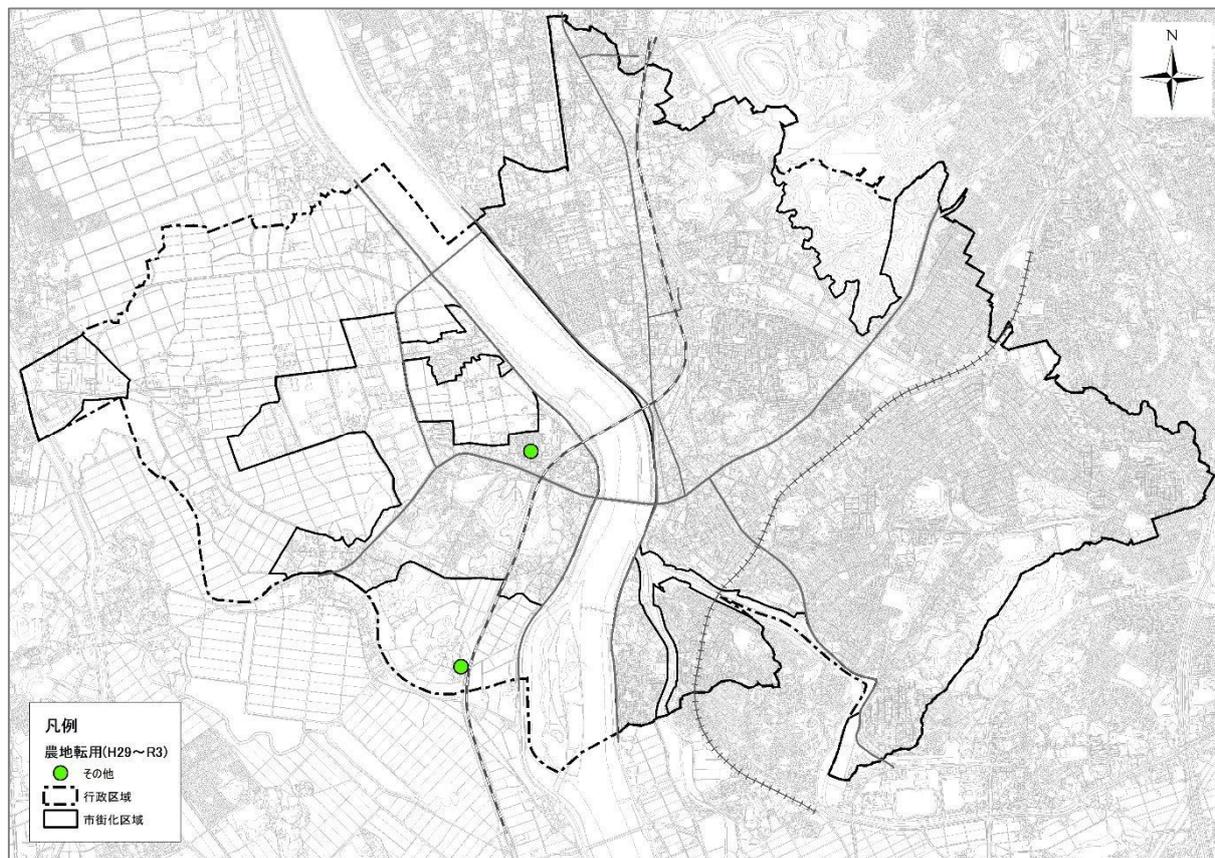
- ・ 平成29年から令和3年までの農地転用件数は2件、転用面積は588㎡
- ・ 転用用途の内訳は、その他が2件

農地転用は、平成29年から令和3年の5年間で2件、面積は588㎡転用されています。  
 転用用途の内訳は、その他が2件となっています。

表：農地転用状況

		転用用途										合計	
		住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他		件数	面積
		件数 (件)	面積 (㎡)										
市街化 区域	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	153	1	153	
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	1	153	1	153	
市街化 調整区域	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H30	0	0	0	0	0	0	0	1	435	1	435	
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	1	435	1	435	
合計	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H30	0	0	0	0	0	0	0	1	435	1	435	
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	153	1	153	
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	2	588	2	588	

資料：都市計画基礎調査



図：農地転用状況図

## 5. 建物

### 5-1. 大規模集客施設立地状況

- ・ 3,000㎡以上の大規模集客施設は、4店舗立地
- ・ 1,000㎡以上3,000㎡未満の集客施設は、7店舗立地

表:大規模集客施設一覧

区分	図面番号	店舗名	延床面積 (㎡)	店舗面積 (㎡)	開設日	核テナント	業態
大規模集客施設	①	レガネット中間	3,475	1,119	平成30年12月	西鉄ストア	食料品スーパー
	②	ショッピングモールなかま	41,719	34,241	昭和53年9月29日	イオンストア九州	ショッピングセンター
	③	グッデイ中間店	3,280	2,500	平成3年10月5日	グッデイ	ホームセンター
	④	ホームプラザナフコ中間店	4,093	3,759	平成30年12月	ナフコ	ホームセンター
集客施設	⑤	ハローデイ中尾店	-	-	-	-	食料品スーパー
	⑥	サンキ中間店	-	-	-	-	衣料品店
	⑦	ドラッグコスモス中鶴店	-	-	-	-	ドラッグストア
	⑧	サンドラッグ中鶴店	-	-	-	-	ドラッグストア
	⑨	フードウェイ中間店	-	-	-	-	食料品スーパー
	⑩	D'station中間店	-	-	-	-	パチンコ店
	⑪	中間コンプレックス(TSUTAYA中間店)	-	-	-	-	書店

資料:都市計画基礎調査

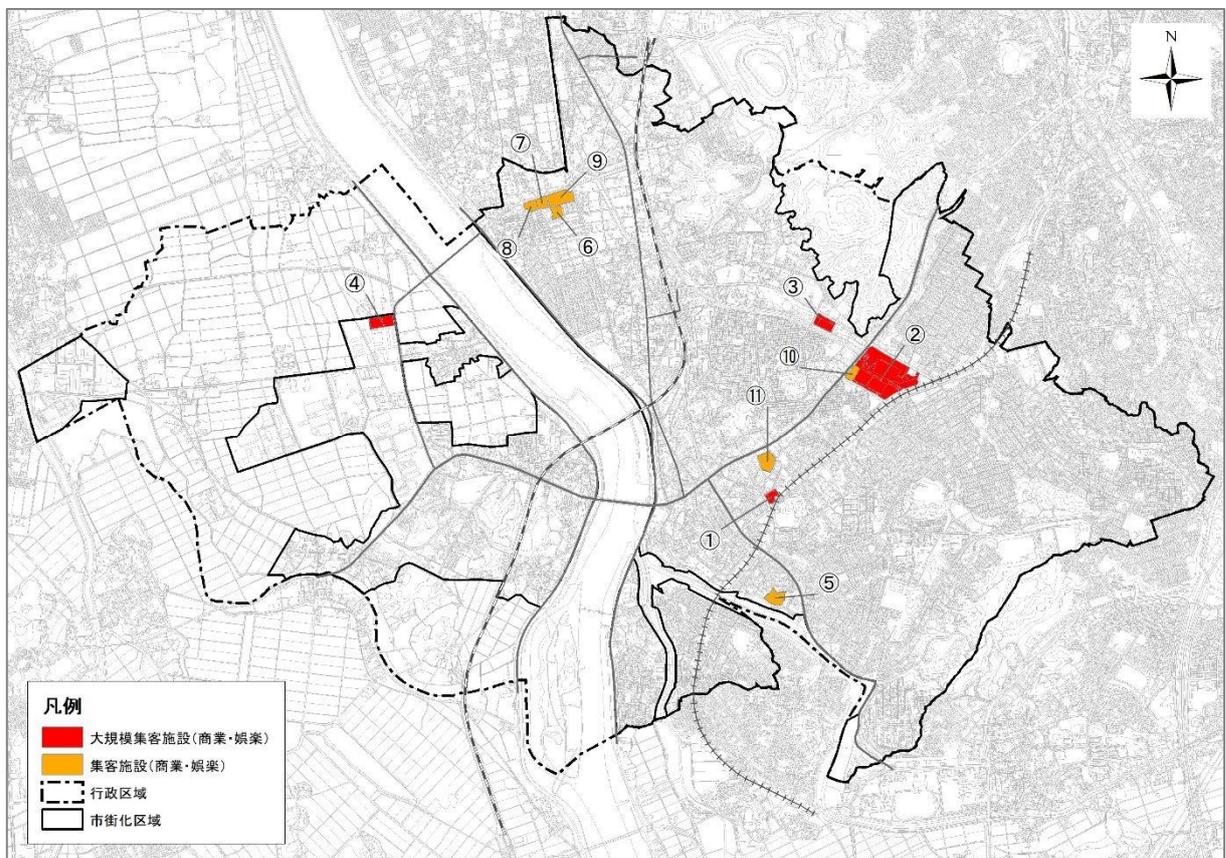
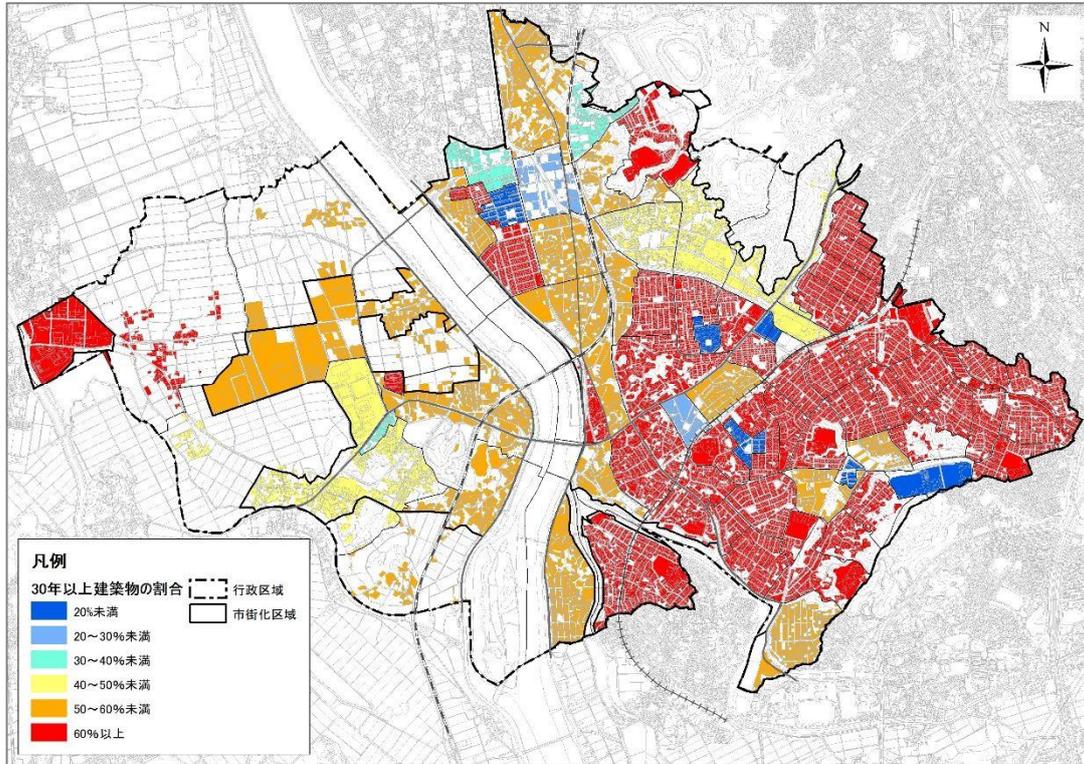


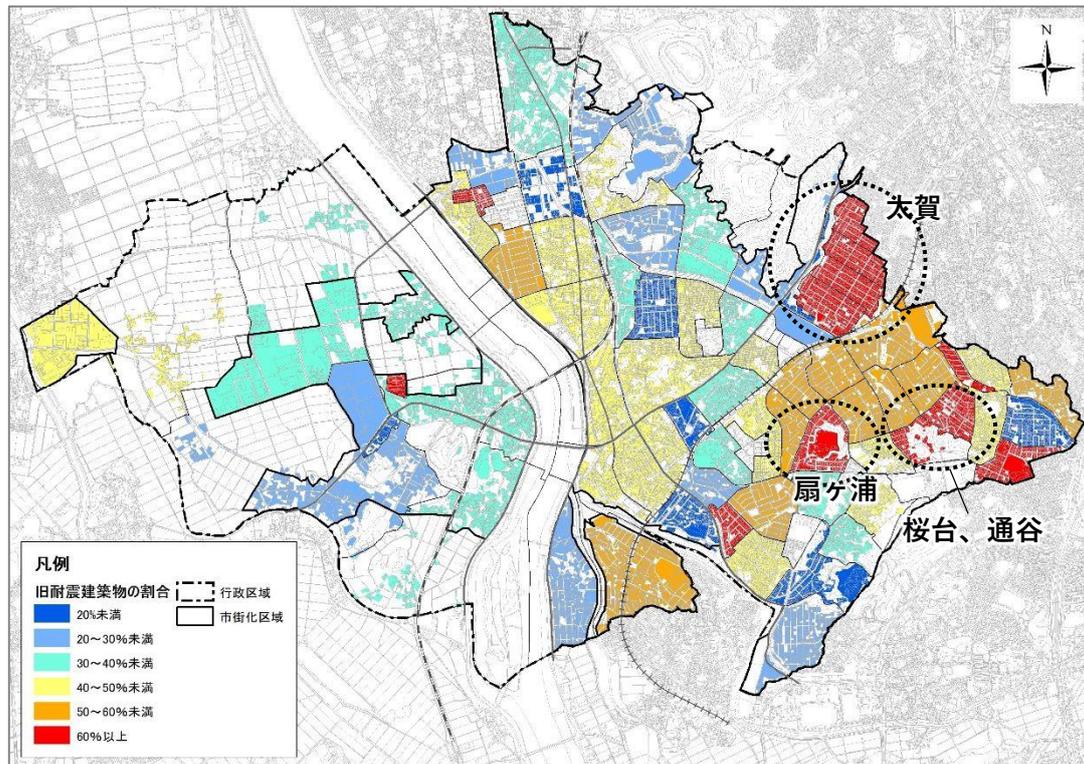
図:大規模集客施設立地現況図

## 5-2. 建物年齢現況

- ・ 筑豊電鉄以東の住宅地を中心に30年以上の建築物が占める割合が高い区域が多くみられる
- ・ 太賀、扇ヶ浦、桜台、通谷地区などに旧耐震以前の建築物が占める割合が高い区域がみられる



図：棟数密度図(小地域ごとの30年以上の建築物が占める割合)



図：棟数密度図(小地域ごとの旧耐震以前(昭和56年以前)の建築物が占める割合)

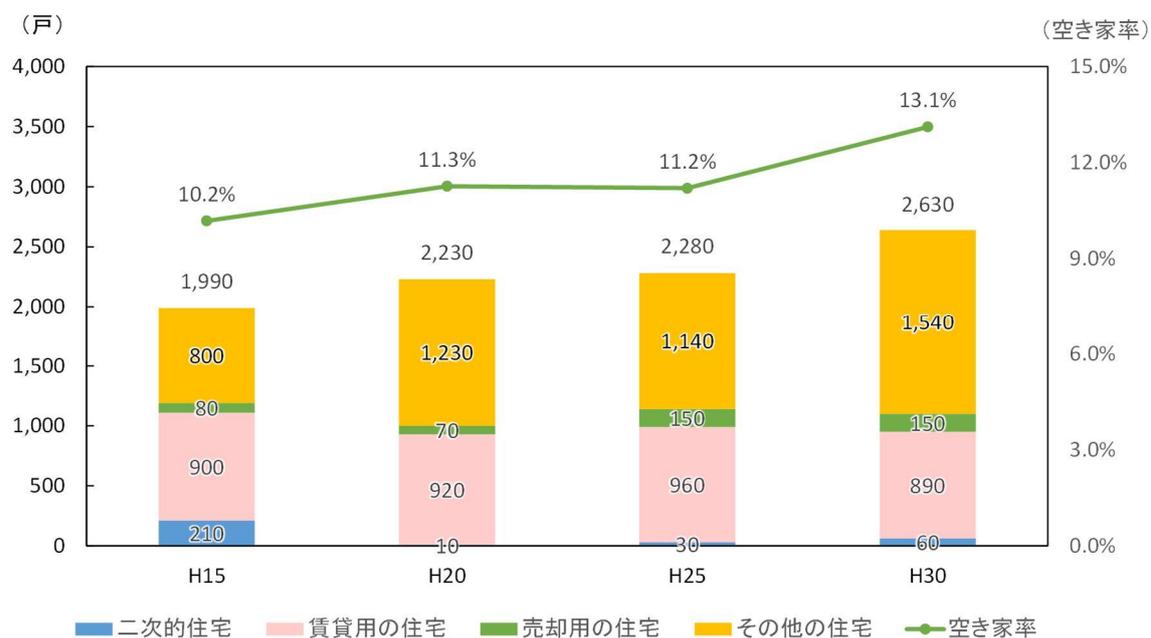
資料：都市計画基礎調査

### 5-3. 空家の状況

- 空家数は、平成30年2,630戸(13.1%)、平成25年2,280戸(11.2%)
- 「その他の住宅」の空家数が1,540戸(58.5%)

本市の空家数は、平成30年2,630戸(13.1%)と平成25年の2,280戸(11.2%)と比べ350戸増加しています。

特に、利用される可能性が低い「その他の住宅」の空家が1,540戸(58.5%)と平成25年調査時より増加しています。



資料：住宅・土地統計調査、中間市空家等対策計画

図：種類別にみた空家の推移

## 6. 都市施設

### 6-1. 都市計画施設の整備状況

#### (1) 都市計画道路の整備状況

- 16路線の都市計画道路が計画決定されており、整備済み区間が全体の58.6%
- 通谷などの住居地域内の市街地路線で、未整備区間が分布

本市における都市計画道路は、16路線(総延長28,640m)が計画決定されています。

整備の状況は、整備済み区間が全体の58.6%となります。なお、本市の南東部の市街地で計画決定されている路線において、未整備区間が目立つ状況です。

表:都市計画道路の整備状況

No.	決定年月日	都市施設名称	延長(m)	事業期間	整備状況(m)		進捗率(%)	備考
					改良済	施工中		
①	S27.1.21	3・4・45-1 犬王古月線	4,880	S46~	4,688	192	0.0	一部未着手
②	S33.3.31	3・4・45-2 中間水巻芦屋線	4,830	-	2,433	2,397	0.0	一部未着手
③	S38.3.30	3・4・45-3 仮家大膳橋線	2,940	H3~H30	2,940	-	0.0	
④	S38.3.30	3・4・45-4 中間駅西口線	80	-	-	-	-	未着手
⑤	S55.3.18	3・4・45-5 塘ノ内砂山線	2,380	S57~H21	1,863	517	0.0	一部事業中
⑥	S55.3.18	3・4・45-8 中鶴上二線	250	S62~S63	49	201	0.0	一部未着手
⑦	S55.3.18	3・4・45-9 五楽砂山線	990	S57~H5	990	-	0.0	
⑧	S55.3.18	3・4・45-10 古屋伊佐座線	370	S50年代	218	152	0.0	一部未着手
⑨	S55.3.18	3・5・45-11 中鶴伊座線	590	-	-	-	-	未着手
⑩	S33.3.31	3・5・45-12 栄町中鶴線	650	S46年代	650	-	0.0	
⑪	S33.3.31	3・4・45-13 御館通谷線	3,600	S26~H1	1,625	1,975	0.0	一部未着手
⑫	S60.4.1	3・4・45-14 上蓮花寺水入線	2,220	-	-	-	-	未着手
⑬	S60.4.1	3・4・45-15 通谷道元線	2,380	-	-	-	-	未着手
⑭	S60.4.1	3・4・45-16 次郎丸道元線	550	H4~H13	550	-	0.0	
⑮	S60.4.1	3・3・45-17 御館井ノ浦線	580	S61~H1	580	-	0.0	
⑯	H25.7.5	3・6・45-18 中間水巻線	1,350	H26~	205	1,145	0.0	事業中
計			28,640	-	16,791	-	0.0	

※整備状況(m)は図上計測の距離

資料:都市計画基礎調査

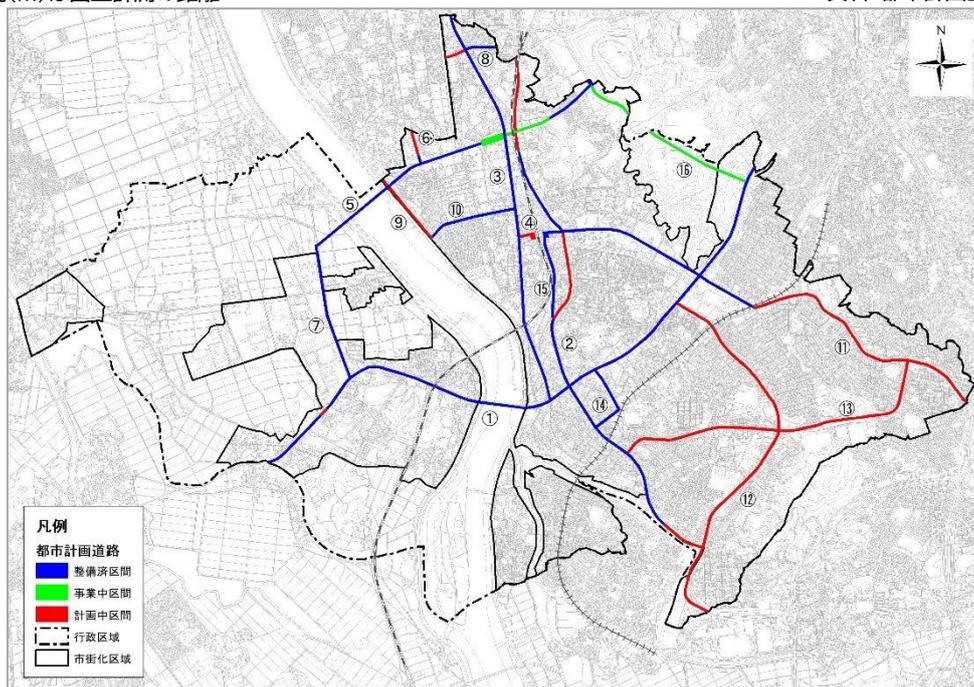


図:都市計画道路の整備状況図

## (2) 都市計画公園の整備状況

### ・ 都市計画公園の整備は完了

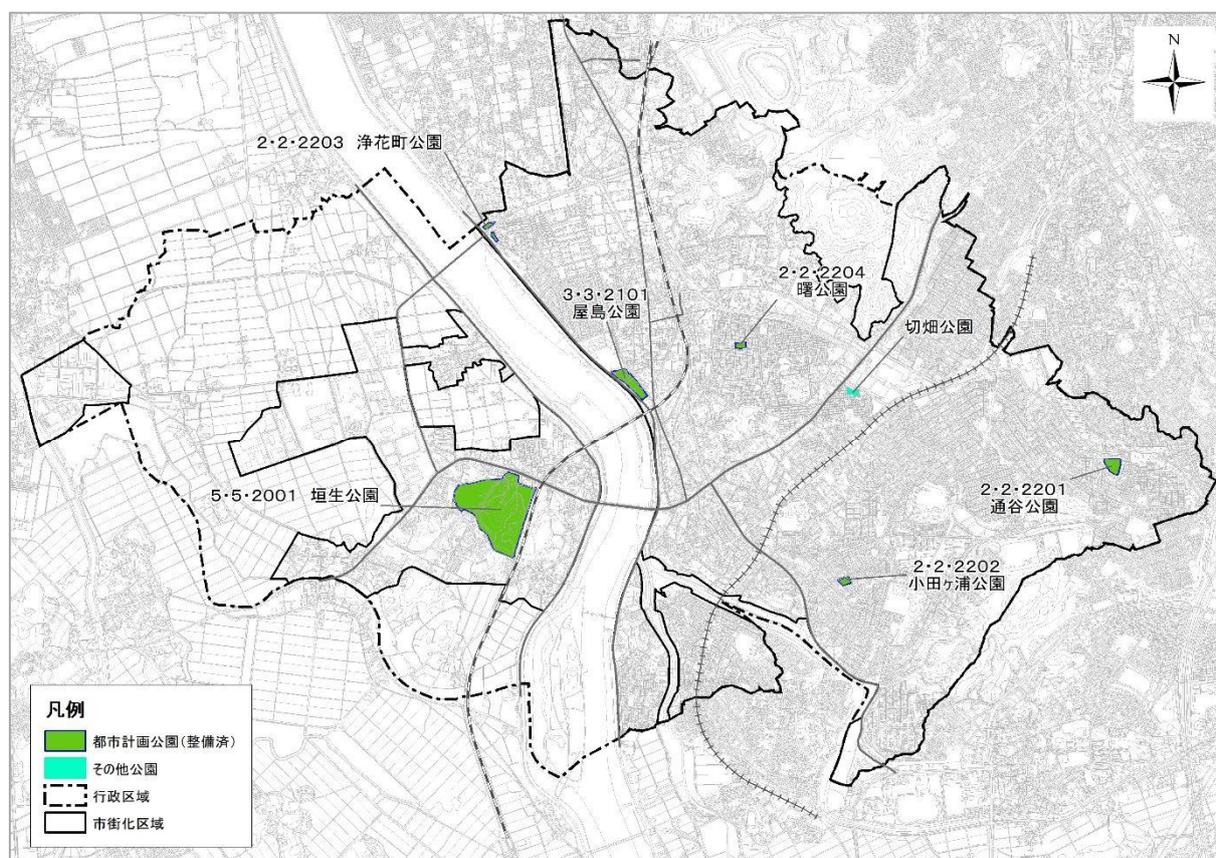
本市における都市計画公園は、総合公園が1地区、近隣公園が1地区、街区公園が4地区指定されています。

整備状況は、すべての地区で供用済みとなり、整備は完了しています。また、その他公園として切畑公園が東中間駅北側に整備されています。

表:都市計画公園の整備状況

決定年月日	種別	都市施設名称	面積 (ha)
S.30.4.1	総合公園	5・5・2001 垣生公園	15.1
S40.4.1	近隣公園	3・3・2101 屋島公園	1.3
S40.4.1	街区公園	2・2・2201 通谷公園	0.9
S58.8.1	街区公園	2・2・2202 小田ヶ浦公園	0.3
S59.12.1	街区公園	2・2・2203 浄花町公園	0.3
S58.8.1	街区公園	2・2・2204 曙公園	0.2

資料:都市計画基礎調査



資料:都市計画基礎調査、庁内資料

図:都市計画公園の整備状況図

### (3) 下水道の整備状況

- 下水処理は、公共下水道及び流域下水道により処理を実施
- 普及率は、令和3年度現在で87.7%と平成17年度より約40%増加

本市の下水処理は、公共下水道及び流域下水道による処理を実施しており、現在の普及率は、令和3年度現在、87.7%となっています。

公共下水道の認可区域は、おおむね市街地内部に指定されており、遠賀川東部はおおむね完成となっています。

表:下水道整備状況

区分	名称	決定年月日	事業期間
公共下水道	中間市都市計画下水道	平成5年12月27日 平成7年11月10日	平成6年3月23日 ～ 平成23年3月31日
流域下水道	遠賀川下流流域下水道	平成7年11月7日 平成7年11月10日	平成8年3月3日 ～ 平成23年3月31日

資料:庁内資料

表:下水道普及人口

年度	行政人口 (人)	処理可能		普及率 (%)
		戸数	人口	
平成8年度	50,286	2,399	5,998	11.9
平成17年度	47,979	9,376	23,440	48.9
令和3年度	40,145	17,912	35,223	87.7

資料:統計なかま令和4年、統計なかま 2006

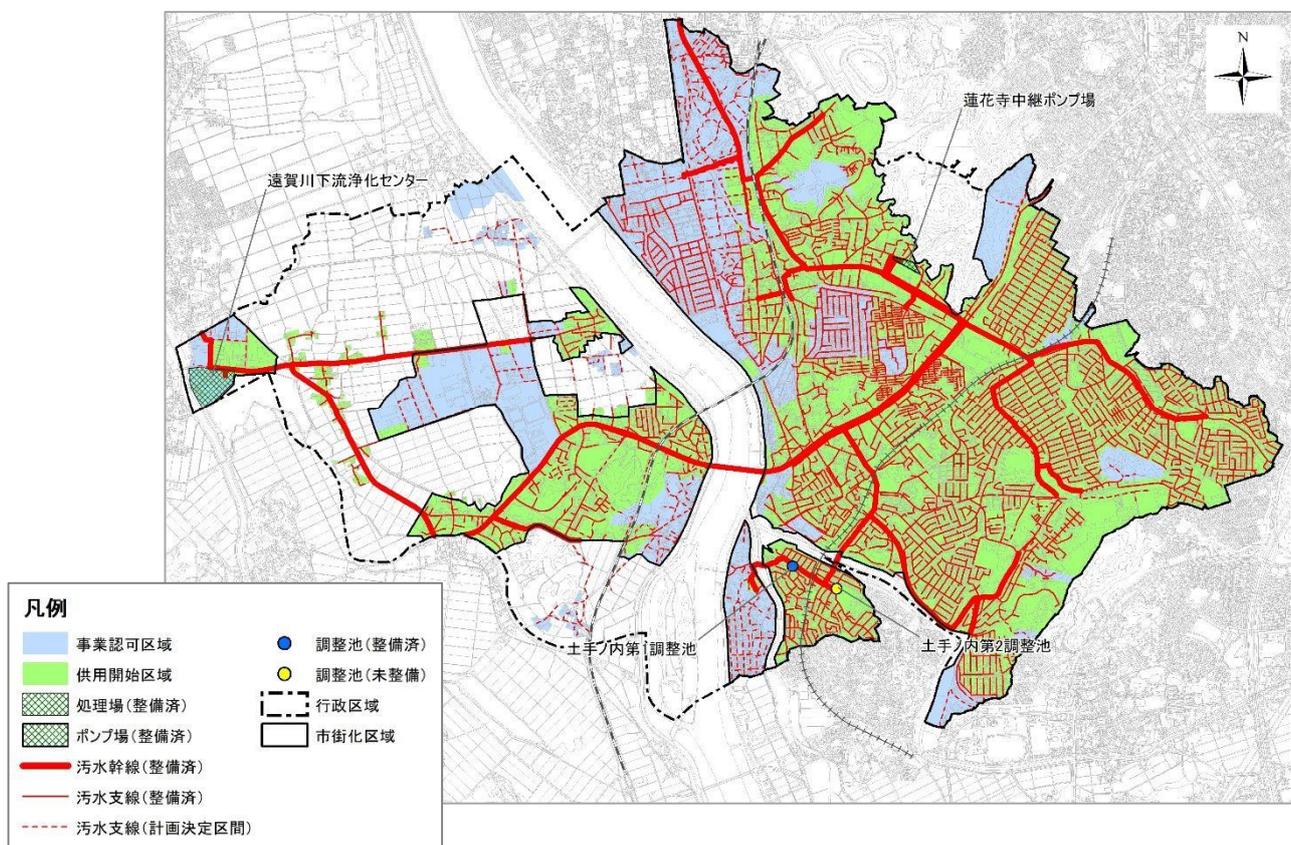


図:公共下水道等整備状況図

## 6-2. 道路網・交通の状況

### (1) 道路網の状況

- ・ 東西2路線、南北6路線の県道及び主要地方道により道路網が構成
- ・ 総延長約285kmで、内15m以上の幅員の道路が約13km

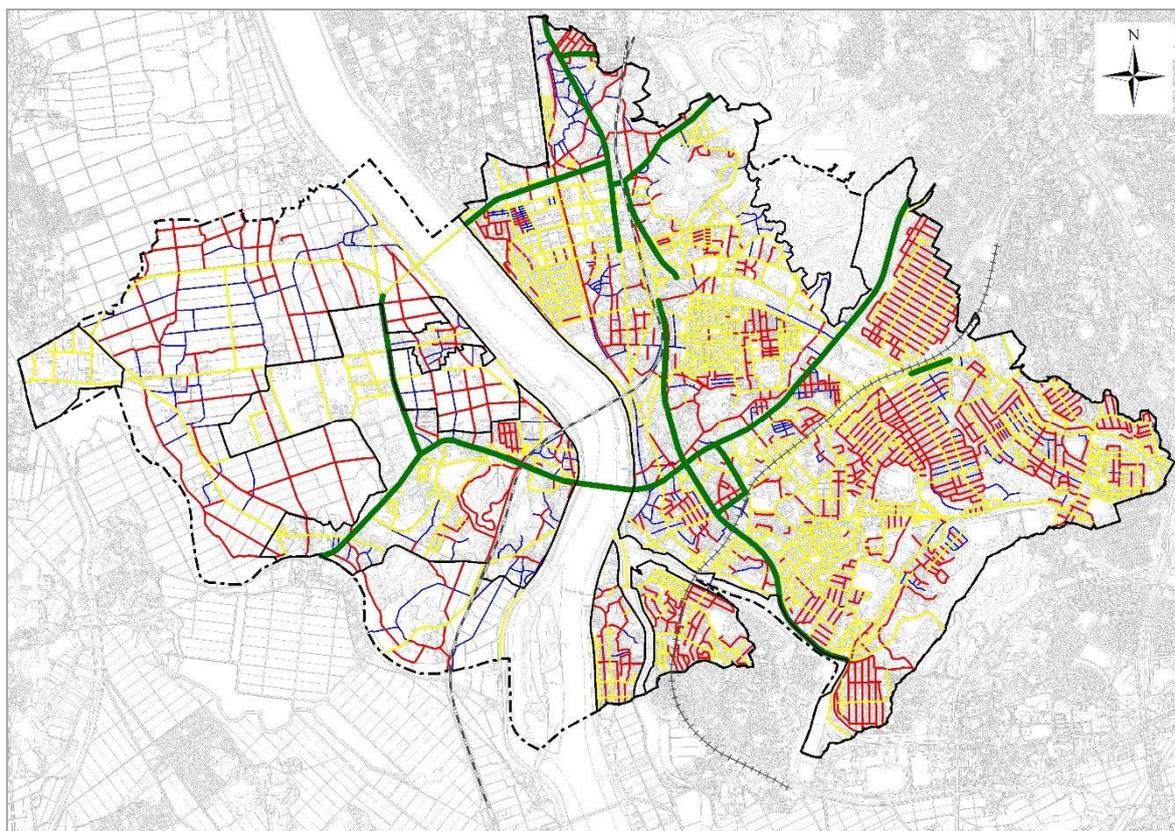
本市の道路網は、東西2路線、南北6路線の県道及び主要地方道により構成されています。

県道直方芦屋線、県道直方水巻線が南北を縦断する中心軸として遠賀川沿いを走り、県道中間引野線が東西を横断しています。また、本市を中心に水巻町方面、八幡インターチェンジ方面へ延びる県道中間水巻線、県道小倉中間線が放射状に延びています。

表:道路網状況

	15m以上 (m)	6m～15m未満 (m)	4m～6m未満 (m)	4m未満 (m)	総計
市街化区域	12,839.2	112,033.4	89,929.2	24,633.8	239,435.7
市街化調整区域	605.9	12,716.4	20,638.0	12,103.2	46,063.5
行政区域	13,445.1	124,749.8	110,567.2	36,737.1	285,499.1

資料:都市計画基礎調査



**凡例**

- 幅員15m以上
- 6m以上15m未満
- 4m以上6m未満
- 4m未満
- 行政区域
- 市街化区域

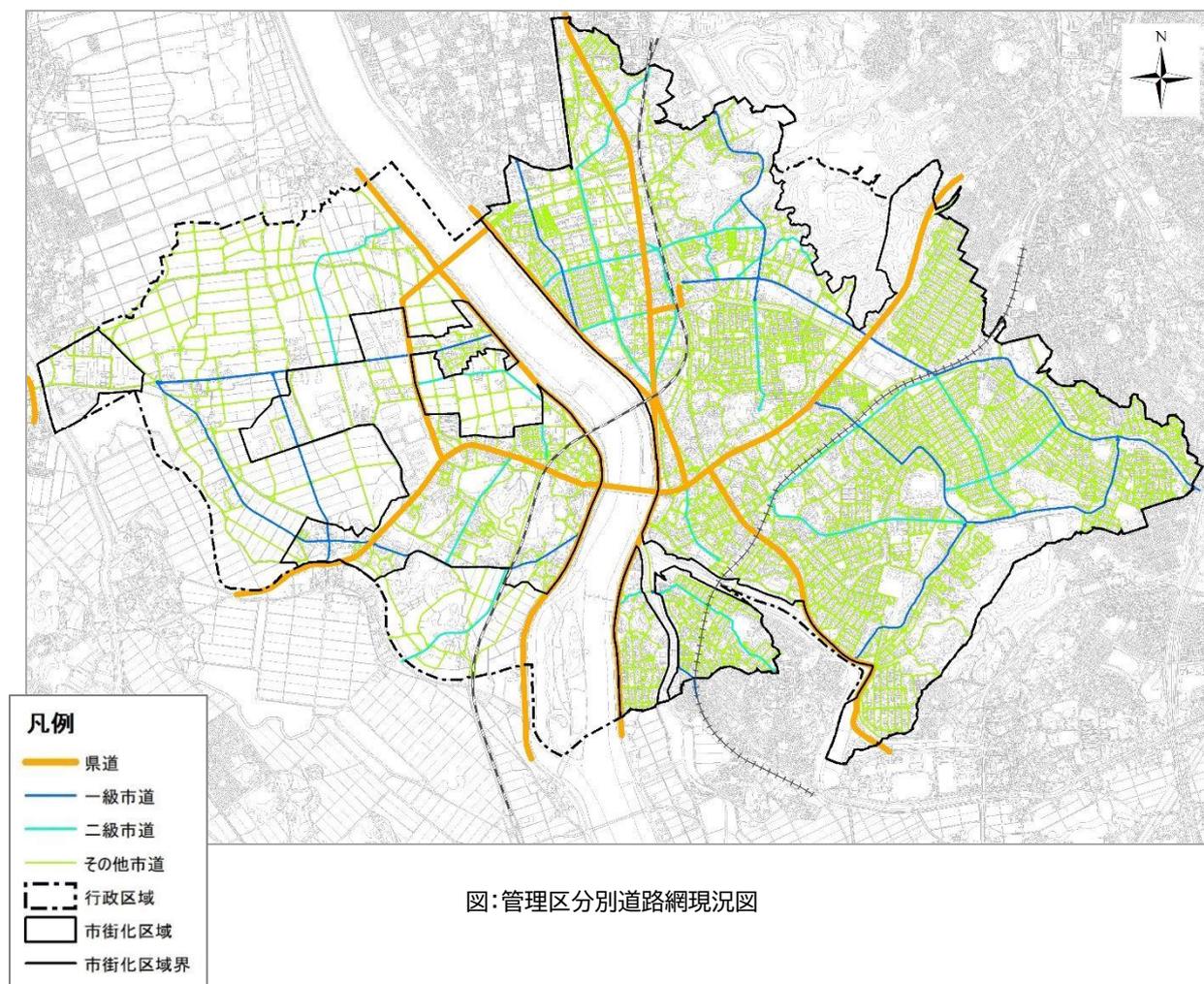
図:幅員別道路網現況図

参考)道路区分別現況

		19.5m 以上	13m以上	5.5m以上	5.5m未満	計
市街化区域	県道	0	0	16,823.86	1,542.68	18,366.54
	一級市道	0	3,636.70	9,260.81	583.54	13,481.05
	二級市道	0	0	11,660.06	2,391.59	14,051.65
	その他市道	0	5,271.78	90,189.63	91,004.95	186,466.36
市街化調整区域	県道	0	0	2,046.58	2,829.88	4,876.46
	一級市道	0	0.80	2,878.59	643.09	3,522.48
	二級市道	0	0	1,739.75	1,277.28	3,017.03
	その他市道	0	1,878.99	5,195.43	28,656.48	35,730.90
行政区域	県道	0	0	18,870.44	4,372.56	23,243.00
	一級市道	0	3,637.50	12,139.40	1,226.63	17,003.53
	二級市道	0	0	13,399.81	3,668.87	17,068.68
	その他市道	0	7,150.77	95,385.06	119,661.43	222,197.26
計		0	10,788.27	139,794.71	128,929.49	279,512.47

※道路の図上延長を庁内資料の数値に合うように調整按分を実施

資料:庁内資料



(2) 道路交通の状況

- 交通量はおおむね横ばい傾向
- (主)直方芦屋線、(主)中間引野線、(主)小倉中間線、(主)直方水巻線、(主)中間宮田線、(県)中間停車場線で混雑度1を越える※

表:主要道路断面交通量

No.	路線名	観測地点名	12 時 間 交 通 量				混雑度	
			H17 (台)	H22 (台)	H27 (台)	R3 (台)	H17	R3
①	直方芦屋線	直方市植木	9,834	9,815	8,033	8,231	1.04	0.83
②	直方芦屋線	中間市垣生	9,834	11,421	6,649	10,347	-	1.01
③	中間引野線	中間市東中間	18,729	17,965	20,026	19,649	0.74	1.95
④	中間引野線	-	21,753	20,359	20,423	20,044	0.70	0.92
⑤	小倉中間線	中間市中尾	11,193	7,704	10,520	10,394	1.39	1.36
⑥	直方水巻線	中間市中間2丁目4-6	11,032	11,297	9,545	9,949	-	0.77
⑦	直方水巻線	遠賀郡水巻町二西4丁目	12,337	12,633	10,411	9,975	-	1.01
⑧	中間宮田線	中間市上底井野	7,105	9,362	8,511	9,035	0.77	1.31
⑨	中間水巻線	中間市長津3丁目	13,467	6,922	4,643	6,410	1.40	0.67
⑩	中間停車場線	-	2,480	2,321	2,277	2,240	-	1.35
⑪	新延中間線	-	3,949	3,829	3,855	3,803	-	0.47

資料:道路交通センサス

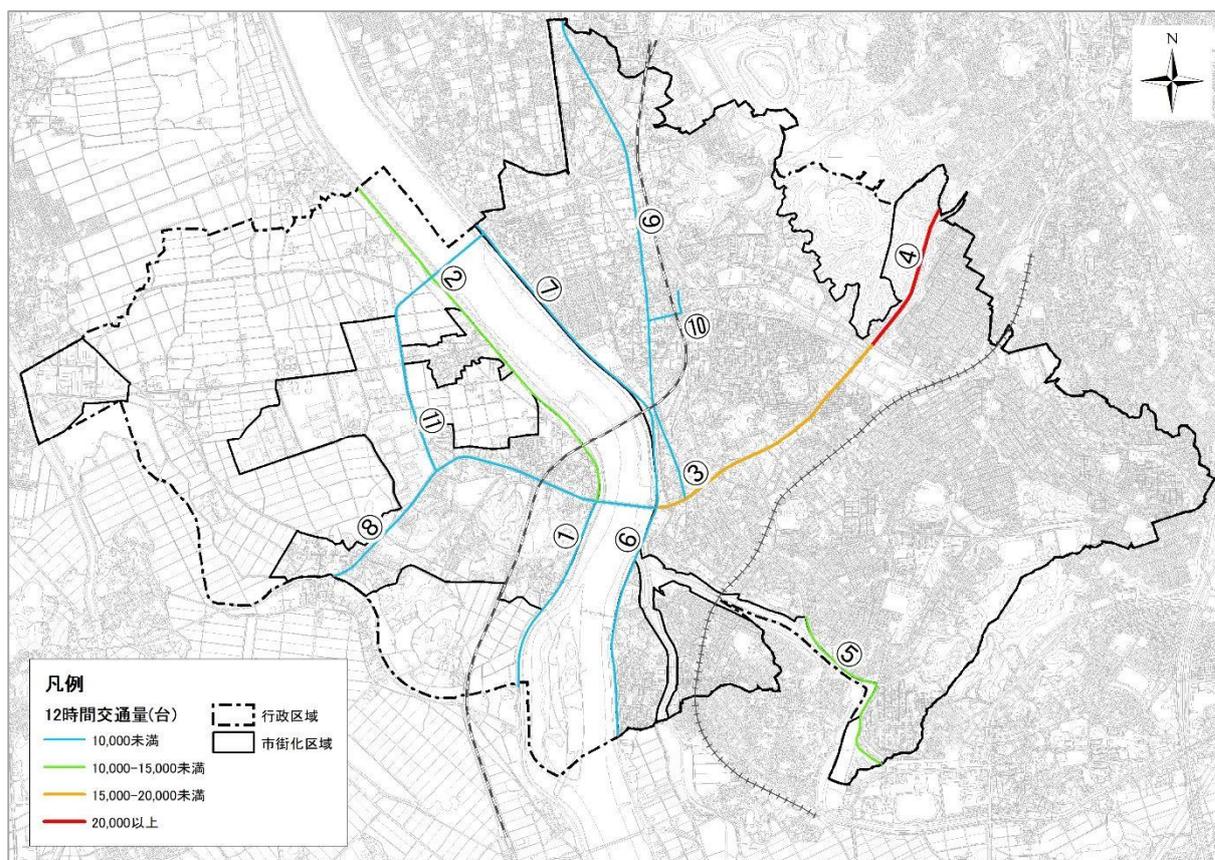


図:主要道路網断面交通量図

※混雑度とは、交通容量に対する交通量の比で表されるもの。混雑度 1 未満:昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく円滑に走行できる指標とされている。

### (3) 自転車道の状況

- 直方北九州自転車道が令和元年11月に開通

本市を縦断する遠賀川沿いには県事業により直方北九州自転車道が整備され令和元年11月に開通しています。飯塚直方自転車道や響灘沿いに整備中の遠賀川宗像自転車道とあわせて、遠賀川～響灘沿いにかけて自転車道が整備されています。

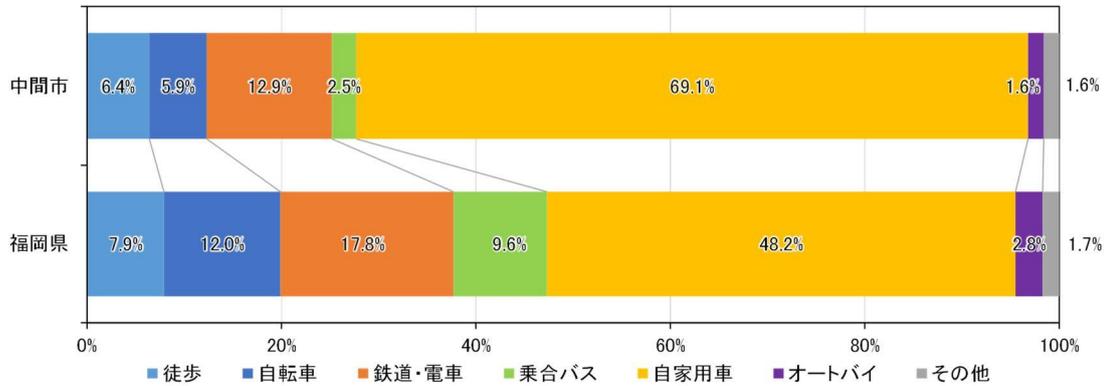


資料：福岡県ホームページ

図：直方北九州自転車道及び遠賀宗像自転車道案内図

(4) 公共交通の状況

- 公共交通分担率は、自家用車が約70%を占め、県平均よりも約20%高い
- 市全体でバス路線網が配置されている



資料: 国勢調査

図: 公共交通分担率

表: バスの状況(運行状況調査)

区分	事業者名	路線名	乗降客数(日平均)	運行頻度(平日)(本/日)
路線バス(民間)	西鉄バス北九州(株)	西鉄バス中間線(61番)	-	21
路線バス(民間)	西鉄バス北九州(株)	西鉄バス中間線(67番)	-	14
路線バス(民間)	西鉄バス北九州(株)	西鉄バス則松循環線(74・74-1・74-2番)	-	16
コミュニティバス	中間市	中間市底井野校区コミュニティバス(垣生・下大隈系統)	5	4
コミュニティバス	中間市	中間市底井野校区コミュニティバス(砂山・底井野系統)	7.4	4
コミュニティバス	中間市	中間市中間南校区コミュニティバス(太賀・朝霧系統)	6.9	4
コミュニティバス	中間市	中間市中間南校区コミュニティバス(通谷・桜台系統)	23	4

資料: 都市計画基礎調査

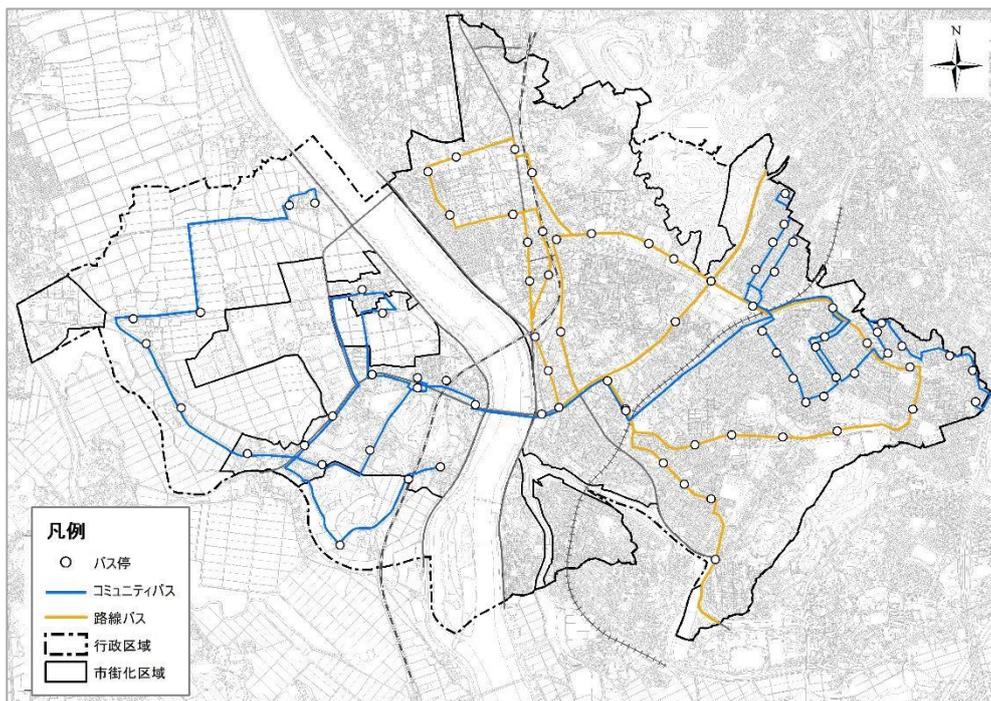


図: バス路線網図

## 7. その他

### 7-1. 地価の分布状況

- ・ 遠賀川東部の地区で3万円/㎡以上が多く分布
- ・ 上蓮花寺地区(中間5-1)の商業地域の地価が最も高く、7.5万円/㎡以上
- ・ 各地区とも平成17年に比べ地価が下落している

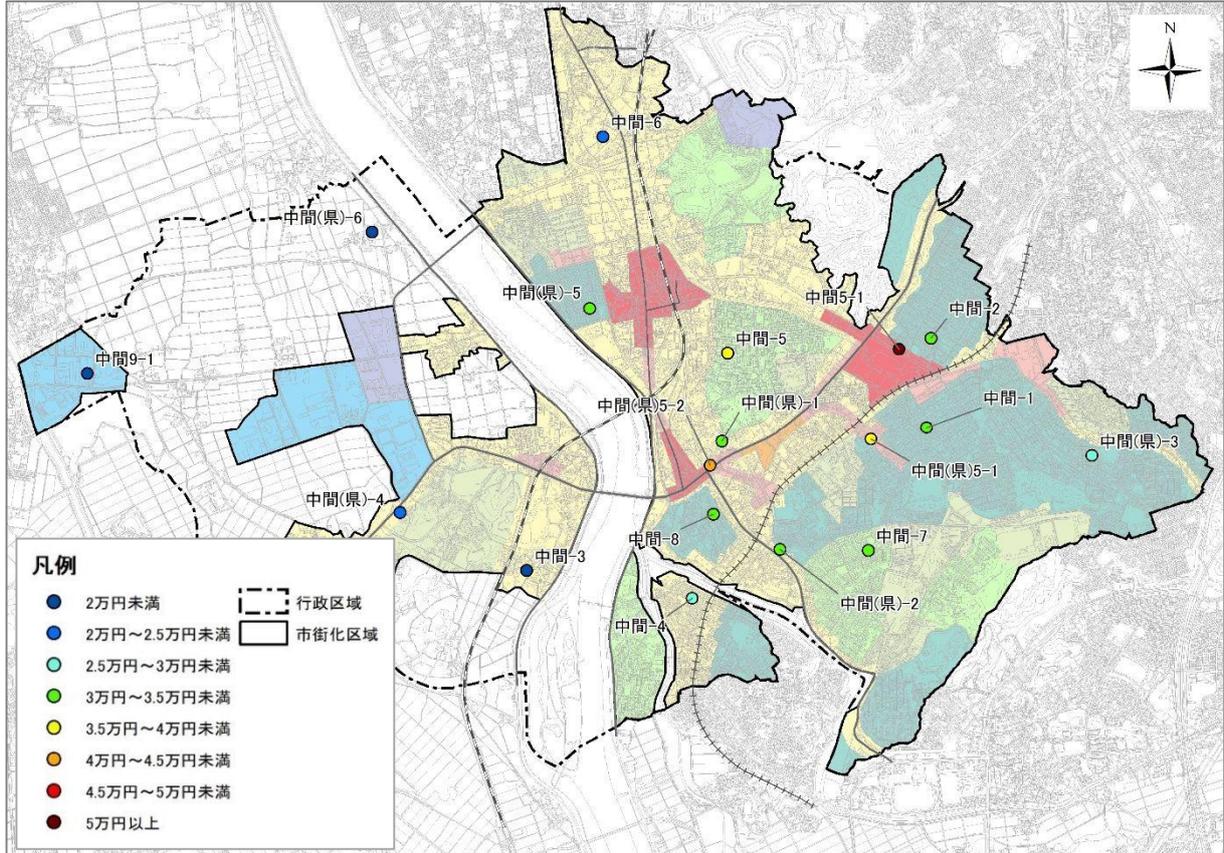


表:地価の推移状況

図:地価分布図

資料:地価公示、都道府県地価調査

	所在地	価格(円/㎡)		地価 変動率 (H17⇒R5)	
		H17	R5		
地価 公示	中間-1	福岡県中間市鍋山町938番5外	45,300	32,700	72.2%
	中間-2	福岡県中間市太賀1丁目489番510	46,000	31,700	68.9%
	中間-3	福岡県中間市大字下大隈字西田1605番5	-	17,400	95.6%※
	中間-4	福岡県中間市土手ノ内2丁目101番9外	37,600	25,400	67.6%
	中間-5	福岡県中間市中央3丁目6355番4	43,600	36,000	82.6%
	中間-6	福岡県中間市岩瀬西町1037番	34,100	22,100	64.8%
	中間-7	福岡県中間市小田ヶ浦2丁目3012番210	41,500	31,400	75.7%
	中間-8	福岡県中間市中間3丁目3796番10	39,800	30,100	75.6%
	中間5-1	福岡県中間市蓮花寺1丁目527番3外	144,000	75,700	52.6%
中間9-1	福岡県中間市大字中底井野字砂堀1164番38	17,000	11,300	66.5%	
地価 調査	中間(県)-1	福岡県中間市中央1丁目4258番1	39,000	30,200	77.4%
	中間(県)-2	福岡県中間市中尾3丁目3385番93	42,000	33,700	80.2%
	中間(県)-3	福岡県中間市通谷4丁目214番109	41,400	26,900	65.0%
	中間(県)-4	福岡県中間市大字上底井野字御座ノ瀬737番8	32,800	23,400	71.3%
	中間(県)-5	福岡県中間市中鶴1丁目7460番94	44,000	32,200	73.2%
	中間(県)-6	福岡県中間市大字垣生字三軒屋1959番1	16,200	11,100	68.5%
	中間(県)5-1	福岡県中間市扇ヶ浦2丁目2581番90	50,000	37,800	75.6%
中間(県)5-2	福岡県中間市中央1丁目4191番1外	-	44,700	99.6%※	

※中間-3、中間(県)5-2 は調査開始年からの変動率

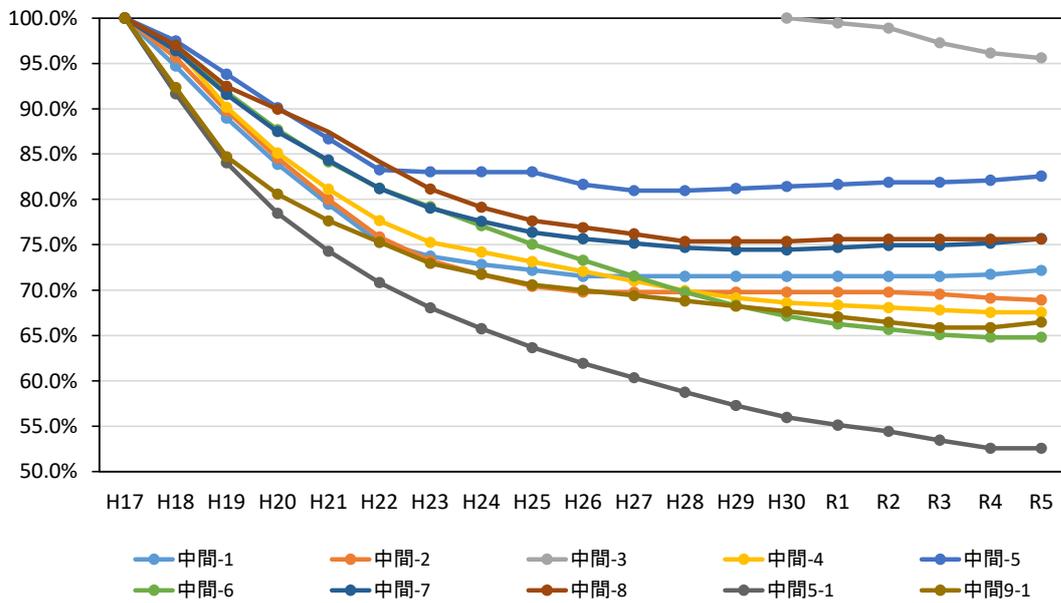


図:地価公示の変動率の推移

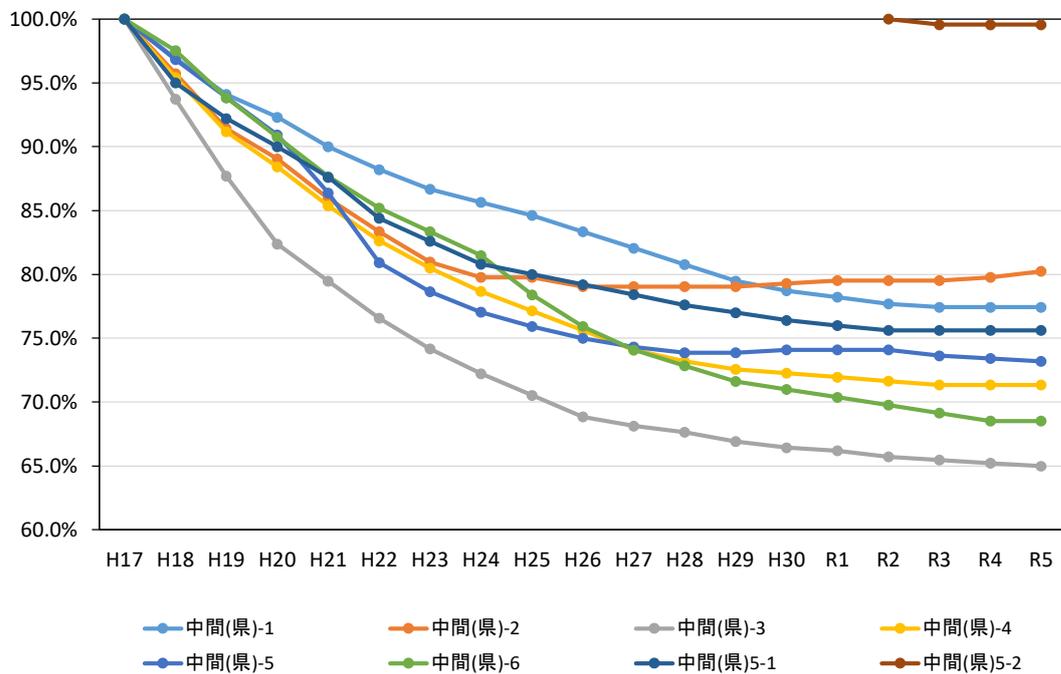


図:都道府県地価調査の変動率の推移

## 7-2. 生活利便施設

### (1) 商業施設の分布状況

- 商業施設は32店舗あり、市街化区域内に分布

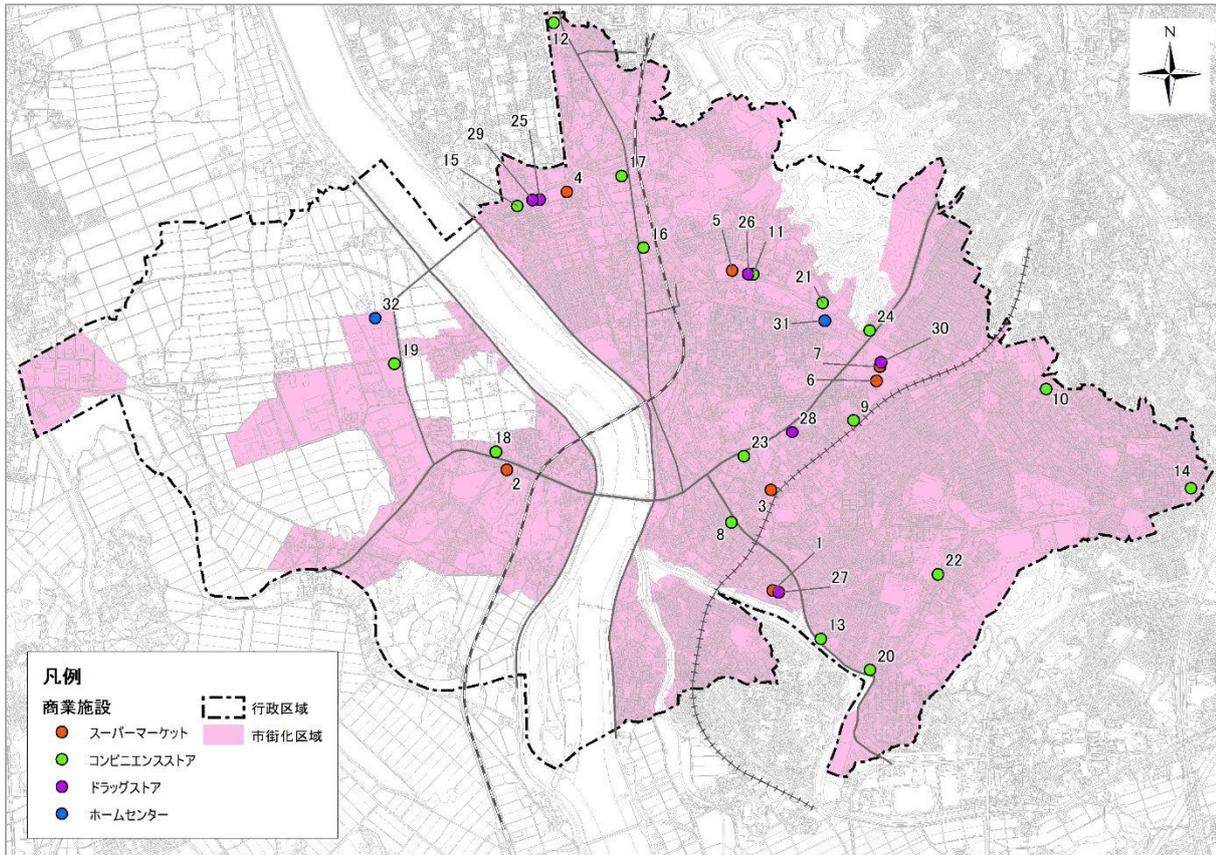
本市の商業施設数は、スーパーマーケット7箇所、コンビニエンスストア17箇所、ドラッグストア6箇所、ホームセンター2箇所、合計32箇所となっています。

全ての商業施設が市街化区域内に分布しています。

表:商業施設一覧

施設分類	施設番号	施設名称	所在地
スーパーマーケット	1	ハローデイ中尾店	中間市中尾2-17-5
	2	新鮮市場さくら館	中間市大字垣生659
	3	レガネット中間	中間市東中間1-8-8
	4	株式会社ミートイン・ハイマート中間店	中間市中鶴4-5-7
	5	ダイレックス中間店	中間市岩瀬1-9-1
	6	メガセンタートライアル中間店	中間市上蓮花寺2-1
	7	イオンなかま店	中間市上蓮花寺1-1-1
コンビニエンスストア	8	ローソン/中間三丁目店	中間市中間3- 16-20
	9	セブン・イレブン/福岡中間店	中間市東中間3- 2-7
	10	ローソン/中間通谷二丁目店	中間市通谷2-1-1
	11	セブン・イレブン/中間駅前店	中間市岩瀬1- 7-1
	12	セブン・イレブン/中間岩瀬西町店	中間市岩瀬西町31-8
	13	セブン・イレブン/中間小田ヶ浦店	中間市弥生1-14-25
	14	セブン・イレブン/中間通谷店	中間市通谷6-5-3
	15	セブン・イレブン/中間中鶴店	中間市浄花町20-1
	16	セブン・イレブン/中間長津2丁目店	中間市長津2-25-2
	17	ローソン/中間長津三丁目店	中間市長津3-9-3
	18	セブン・イレブン/中間垣生公園前店	中間市大字垣生846-1
	19	ファミリーマート/中間垣生店	中間市大字垣生1308
	20	ローソン/中間大辻町店	中間市大辻町4-7
	21	ローソン/中間蓮花寺店	中間市蓮花寺2-5-13
	22	Yショップしたま	中間市池田1-25-32
	23	ミニストップ/中間徳若店	中間市東中間1-1-1
	24	ミニストップ/中間蓮花寺店	中間市蓮花寺2-13-1
ドラッグストア	25	コスモス中鶴店	中間市中鶴4-7-1
	26	ドラッグ新生堂/中間駅前店	中間市岩瀬1-7-2
	27	ドラッグ新生堂/中間中尾店	中間市中尾2-14-20
	28	ドラッグ新生堂/東中間店	中間市東中間2-2-13
	29	サンドラッグ中鶴店	中間市中鶴4-8-20
	30	ウエルシア薬局イオンなかま店	中間市上蓮花寺1-1-1
ホームセンター	31	グッデイ中間店	中間市蓮花寺2-1-1
	32	ホームプラザナフコ中間店	中間市大字垣生1500-2

資料:iタウンページ



図：商業施設分布状況図

## (2) 医療施設の分布状況

- 医療施設は22施設あり、市街化区域内に分布

本市の医療施設数は、病院1箇所、一般診療所21箇所、合計22箇所となっています。

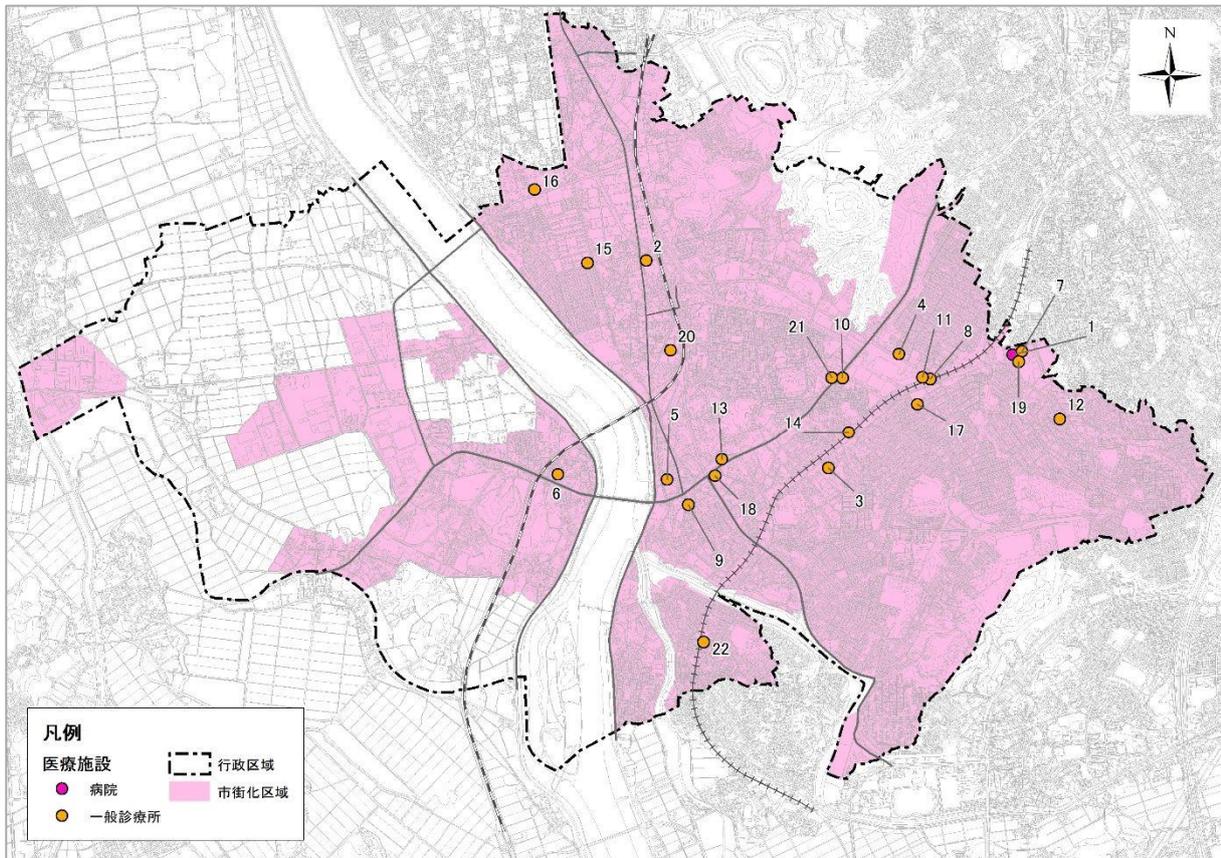
全ての医療施設が市街化区域内に分布しています。

なお、医療施設は「都市構造評価の評価に関するハンドブック(国交省)」に基づき、内科または外科を対象に整理しています。

表:医療施設一覧

施設分類	施設番号	施設名称	所在地
病院	1	新中間病院	中間市通谷1-36-1
一般診療所	2	医療法人 中村整形外科医院	中間市長津2-16-47
	3	中間メディカル	中間市扇ヶ浦1-14-1
	4	久原内科医院	中間市蓮花寺1-1-8
	5	石松内科医院	中間市中間1-6-12
	6	葉医院	中間市垣生179-6
	7	心と体のゆりクリニック	中間市通谷1-36-2
	8	通谷メンタルクリニック	中間市鍋山町1-8
	9	石松整形外科医院	中間市中間3-2-1
	10	おりもクリニック皮膚科形成外科	中間市東中間3-17-23
	11	佐藤泌尿器科クリニック	中間市上蓮花寺1-2-1
	12	豊川内科・循環器内科クリニック	中間市通谷2-24-1
	13	福田醫院	中間市中央1-2-32
	14	医療法人 山下医院	中間市東中間2-12-22
	15	医療法人 富岡医院	中間市中鶴1-22-1
	16	医療法人 むた医院	中間市中鶴4-9-8
	17	医療法人 吉野内科胃腸内科クリニック	中間市鍋山町13-1
	18	医療法人 岩尾内科医院	中間市中尾1-1-7
	19	医療法人 おがた脳神経クリニック	中間市通谷1-36-2
	20	医療法人 萩本医院	中間市長津1-15-31
	21	医療法人 柳整形外科医院	中間市中央5-2-10
	22	中間クリニック	中間市土手ノ内3-2-41

資料:地域医療情報システム(日本医師会)



図：医療施設分布状況図

### (3) 高齢者福祉施設の分布状況

・ 高齢者福祉施設は65施設あり、多くの施設が市街化区域内に分布

本市の高齢者施設数は、訪問系17箇所、通所系32箇所、小規模多機能2箇所、入所系7箇所、その他7箇所の合計65箇所となっています。

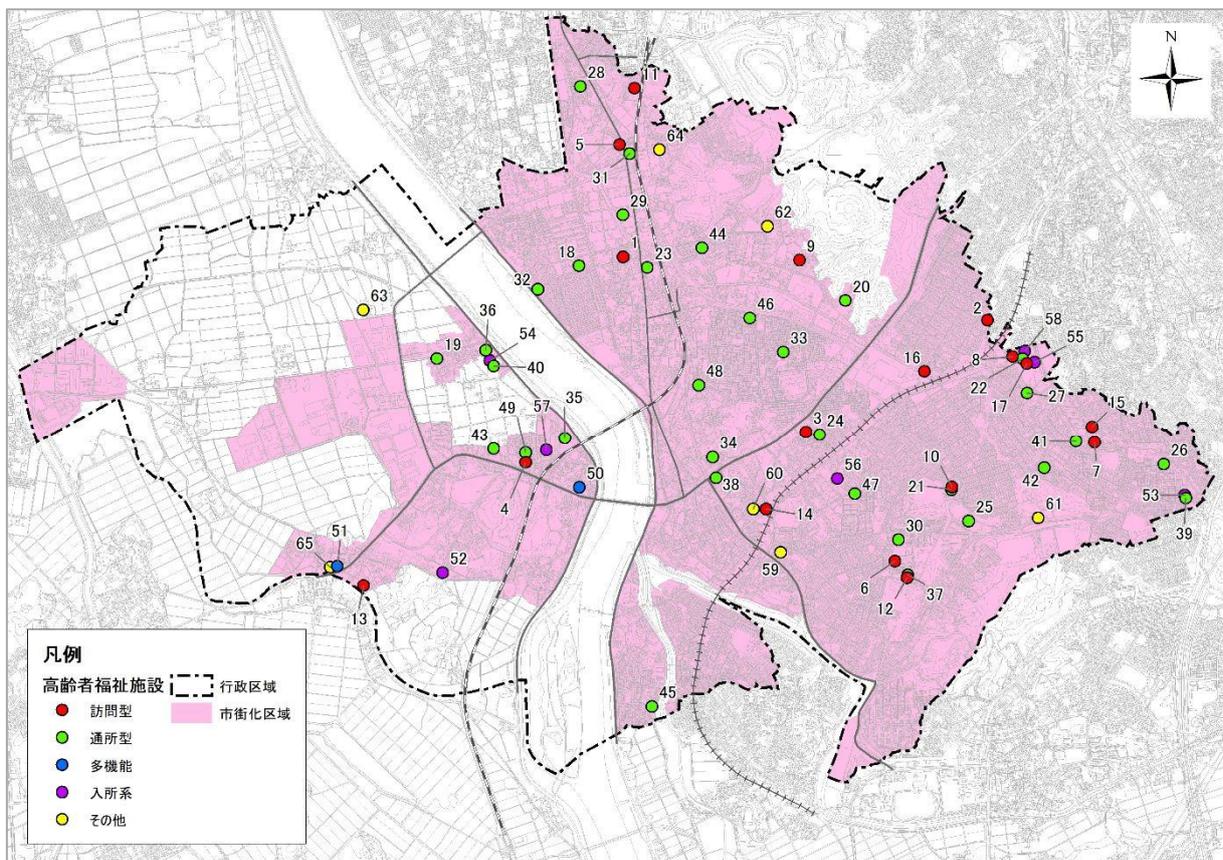
多くの高齢者福祉施設は、市街化区域内に分布しています。

表:高齢者福祉施設一覧

施設分類	施設番号	施設名称	所在地
訪問系	1	訪問介護くろーばー	中間市長津2-23-2
	2	ヘルパーステーションみつば	中間市太賀3-5-6
	3	とうしん逸賀訪問入浴センター	中間市東中間2-4-5 メゾン・ボーD203号
	4	株式会社つくし介護サービス	中間市大字垣生369-2 ルミエール垣生105号
	5	ガイド訪問看護ステーション	中間市岩瀬西町5-1
	6	訪問介護サービスあき	中間市池田1-21-5
	7	アウル訪問看護ステーション	中間市通谷4-1-8
	8	新中間病院	中間市通谷1-36-1
	9	訪問看護ステーションビブレ福岡	中間市蓮花寺3-9-16桜館101
	10	ささえ愛ヘルパーサービス	中間市朝霧1-28-1
	11	すずらん訪問看護ステーション	中間市岩瀬西町55-5
	12	ヘルパーステーション優希苑	中間市池田1-23-23
	13	ホームケア喜ラック	中間市上底井野1903-7
	14	総合ヘルパーステーションふぁみりい・訪問看護リハビリステーションここは	中間市中尾1-12-17 ふぁみりいビル2階
	15	訪問看護ステーションBees	中間市桜台1-19-5
	16	訪問看護ステーションデューン中間	中間市太賀1-1-1 ロイヤルハイツ通谷1F
	通所系	17	ウエルパークヒルズ在宅介護サービスセンター
18		デイサービスコピーヌなかま	中間市中鶴1-24-1
19		デイサービスセンター桃のはな	中間市垣生1424-2
20		やすらぎの家中間デイサービスセンター	中間市蓮花寺2-11-30
21		ささえ愛デイサービス	中間市朝霧1-28-1
22		ウエルパークヒルズデイサービスセンター	中間市通谷1-36-3
23		中村整形外科 デイケアセンター	中間市長津2-16-47
24		デイサービスこもれび	中間市東中間2-13-37
25		デイサービスLA・LIBERTA'	中間市朝霧4-21-1
26		デイサービス野の花	中間市通谷6-21-10
27		庭のあるデイサービス	中間市通谷1-22-2
28		デイサービスセンターきゃっち	中間市岩瀬西町20-39
29		リハビリテーションデイサービススタート	中間市長津3-4-26
30		デイサービス リハビリセンターEAST	中間市池田1-3-2
31		ミック健康の森中間	中間市岩瀬西町63-5
32		デイサービス「一意専心」	中間市浄花町8-23 101号室
33		デイサービスセンターなかまの和	中間市中央4-21-6
34		デイサービスリハビリセンターActive	中間市中央1-8-19
35		デイサービス中間のオリーブ	中間市大字垣生909-2
36		リハビリ特化型デイサービスGRAND	中間市垣生2023-4
37		デイサービス優希苑	中間市池田1-23-23
38		岩尾内科デイサービスそらはな	中間市中尾1-1-7
39		智美園デイサービスセンター	中間市通谷6-7-1
40		第2智美園デイサービスセンター	中間市大字垣生2017-3
41		あおのはデイサービス	中間市通谷3-23-5
42		なかまデイサービスセンター	中間市通谷3-8-21
43		デイサービスセンターはつらつ	中間市大字垣生848-3
44		デイサービスセンターひかりのさと	中間市岩瀬1-26-12
45		デイサービス暖家。	中間市土手ノ内1-40-26
46		デイサービス茶の間	中間市中央3-1-3
47		中間市松ヶ岡デイサービスセンター	中間市松ヶ岡2-1
48		九州介護サービス たいよう	中間市中央1-17-1
49	砂山デイサービスセンター	中間市垣生字下大隈田1535	
小規模多機能	50	小規模多機能ホームほのぼの	中間市大字垣生128-1
	51	看護小規模多機能型居宅介護りんどう	中間市大字上底井野1675-1

施設分類	施設番号	施設名称	所在地
入所系	52	特別養護老人ホーム垣生の里	中間市大字上底井野787-1
	53	特別養護老人ホーム智美園	中間市通谷6-7-1
	54	特別養護老人ホーム第2智美園	中間市大字垣生2017-3
	55	介護老人保健施設千寿中間	中間市通谷1-36-6
	56	介護老人保健施設ガーデンヒルズ	中間市扇ヶ浦1-14-1
	57	介護老人福祉施設ほのぼの	中間市大字垣生890-8
	58	ウェルパークヒルズ「レーベン21」	中間市通谷1-36-2
その他	59	グループホームさくら	中間市中尾3-10-25
	60	グループホームなかお	中間市中尾1-11-17
	61	グループホーム希望の郷なかま	中間市朝霧3-10-15
	62	グループホームほのぼの	中間市蓮花寺3-21-3
	63	グループホーム砂山	中間市大字垣生字九反間1558-1
	64	グループホームたなごころ	中間市岩瀬4-13-2
	65	グループホームかえで中間	中間市上底井野128-1

資料：庁内資料



図：高齢者福祉施設分布状況図

## (4) 官公庁施設の分布状況

- 官公庁施設は4施設あり、市街化区域内に分布

本市の官公庁施設数は、4箇所となっています。

全ての官公庁施設は、市街化区域内に分布しています。

表:官公庁施設一覧表

施設分類	施設名称	所在地
官公庁 施設	中間市役所	中間市中間1-1-1
	中間交番	中間市長津1-8-1
	東中間交番	中間市扇ヶ浦4-2-1
	中間消防署	中間市中間2-2-2

資料:庁内資料・福岡県警察ホームページ・福岡県防災ホームページ

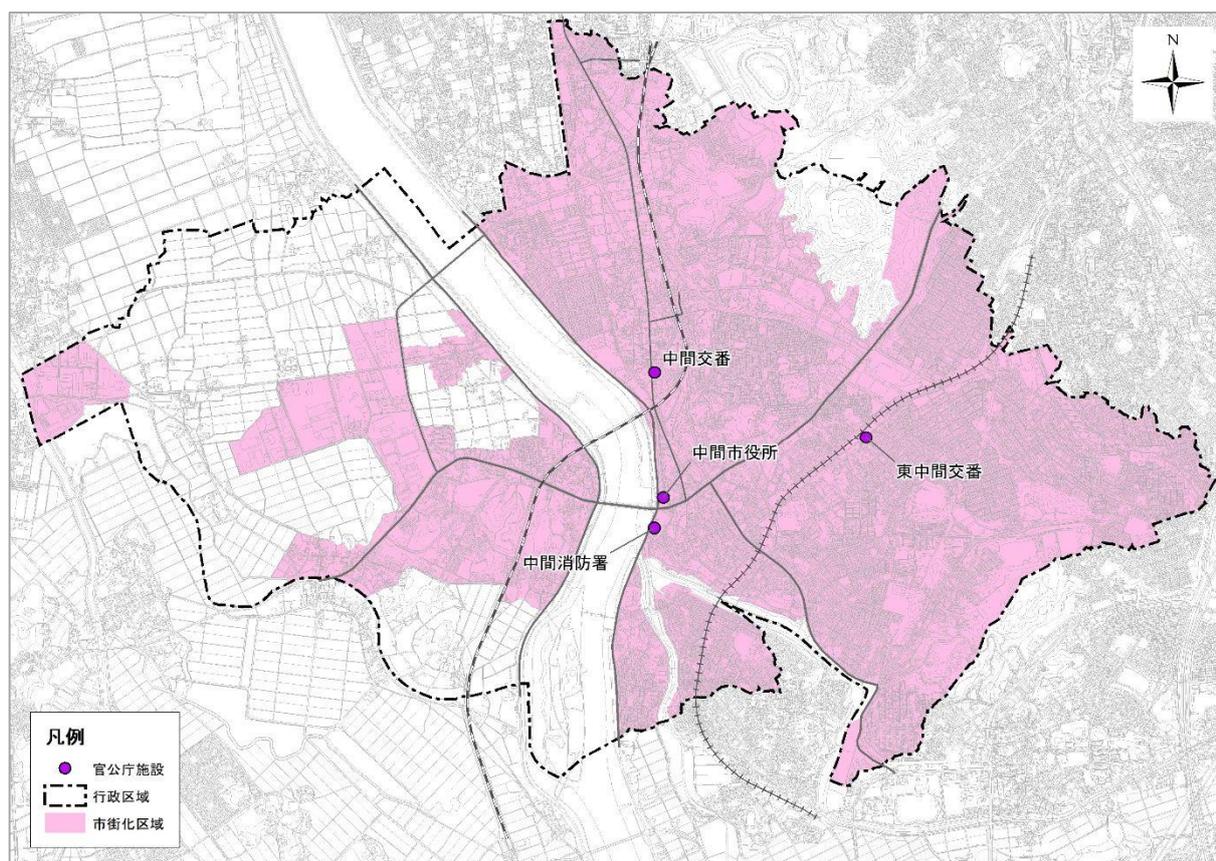


図:官公庁施設分布状況図

(5) 子育て支援施設の分布状況

- 子育て支援施設は20施設あり、多くの施設が市街化区域内に分布

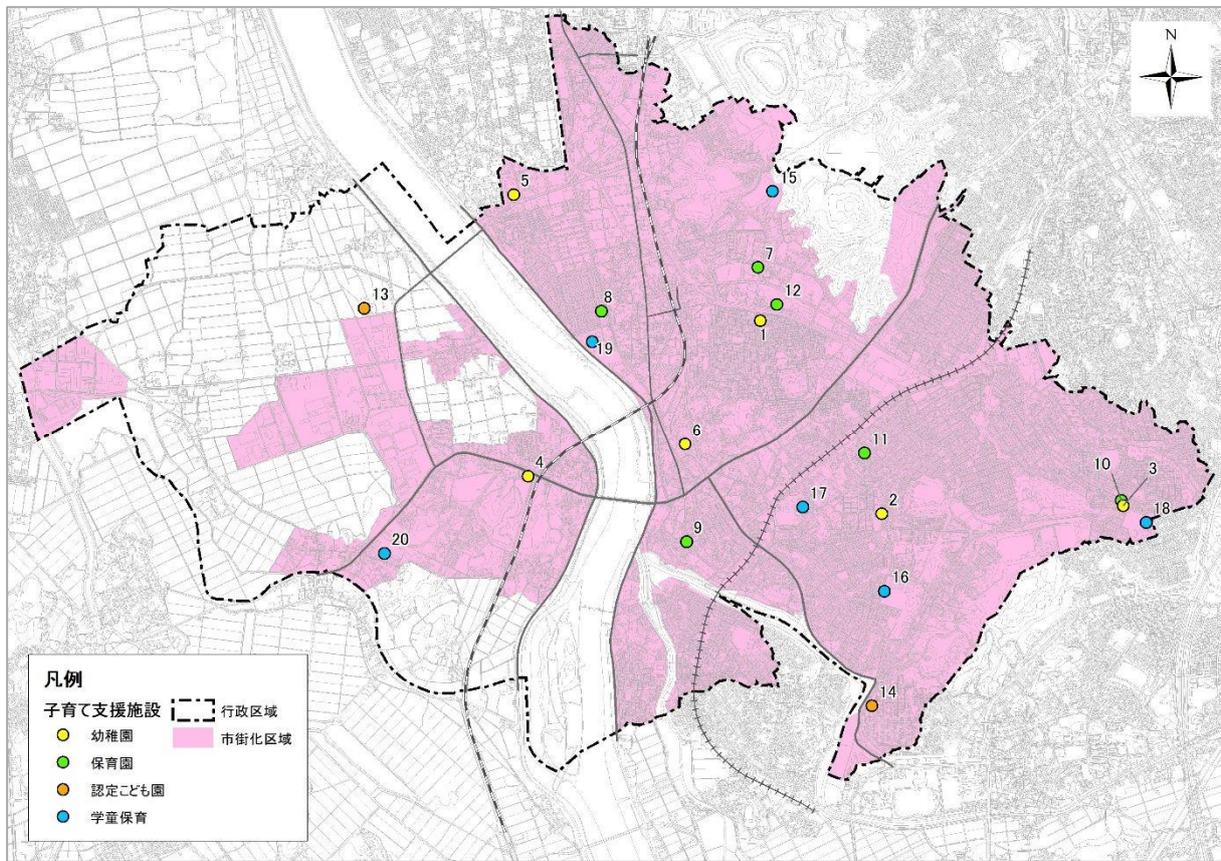
本市の子育て支援施設数は、幼稚園6箇所、保育園6箇所、認定こども園2箇所、学童保育6箇所、合計20箇所となっています。

多くの子育て支援施設は、市街化区域内に分布しています。

表:子育て支援施設一覧表

施設分類	施設番号	名称	住所
幼稚園	1	中間中央幼稚園	中間市中央4-8-28
	2	中間東幼稚園	中間市扇ヶ浦2-22-1
	3	中間南幼稚園	中間市通谷5-2-1
	4	はぶ幼稚園	中間市垣生423
	5	緑ヶ丘第三幼稚園	中間市浄花町21-1
	6	明願寺幼稚園	中間市中間4-8-2
保育園	7	さくら保育園	中間市岩瀬1-7-14
	8	中間保育園	中間市中鶴1-1-11
	9	双葉保育園	中間市中間2-13-8
	10	中間みなみ保育園	中間市通谷5-2-1
	11	中間ひがし小規模保育園	中間市扇ヶ浦2-2-1
	12	かっぱっぱ保育園	中間市蓮花寺3-1-3
認定こども園	13	砂山こども園	中間市大字垣生1535
	14	アンジュこども園	中間市七重町18-5
学童保育	15	中間市北学童保育所	中間市岩瀬3-2-2
	16	中間市西学童保育所	中間市弥生2-1-2
	17	中間市東学童保育所	中間市中尾4-2-1
	18	中間市南学童保育所	中間市通谷5-14-1
	19	中間市中間学童保育所	中間市長津1-26-1
	20	中間市底井野学童保育所	中間市大字上底井野825

資料:庁内資料



図：子育て支援施設分布状況図

## (6) 教育施設の分布状況

- 教育施設は13施設あり、市街化区域内に分布

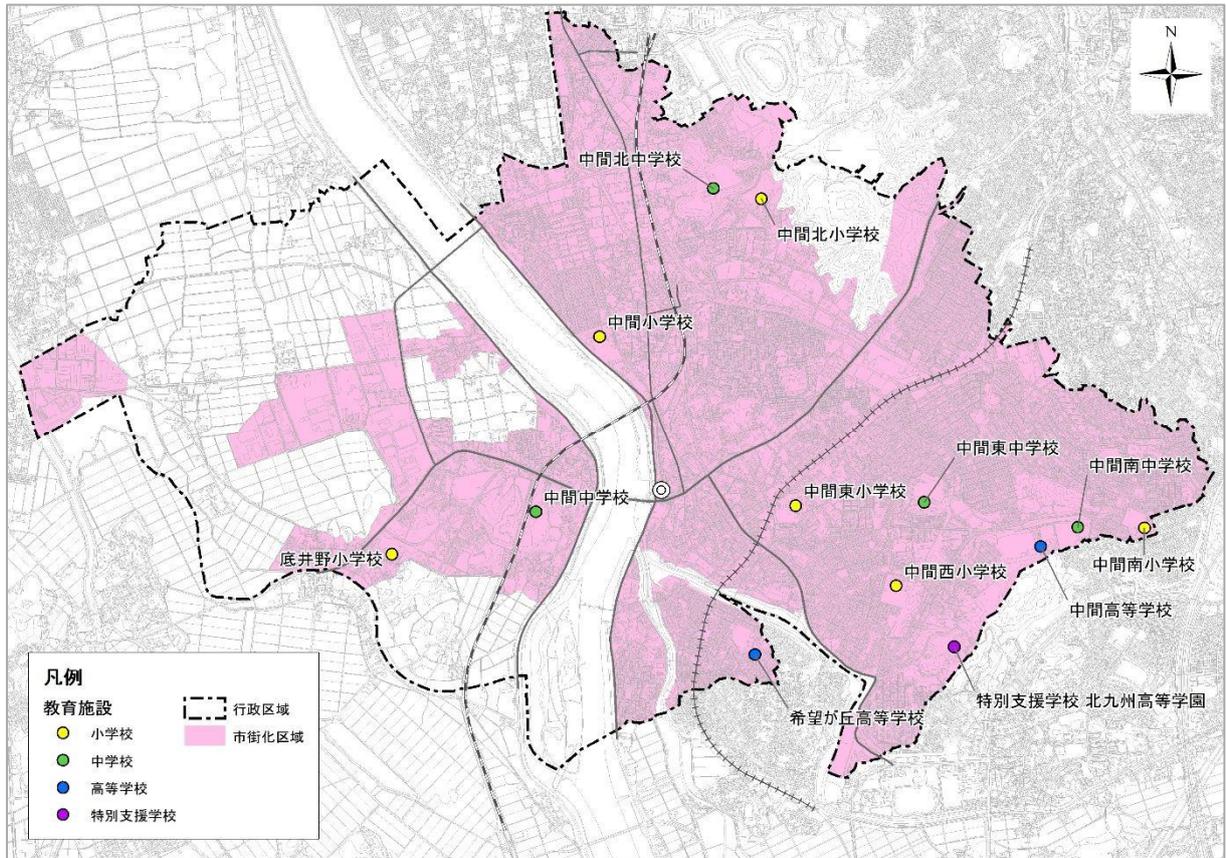
本市の教育施設数は、小学校6箇所、中学校4箇所、高等学校2箇所、特別支援学校1箇所、合計13箇所となっています。

全ての教育施設は、市街化区域内に分布しています。

表:教育施設一覧表

施設分類	名称	住所
小学校	底井野小学校	中間市大字上底井野825
	中間東小学校	中間市中尾4-2-1
	中間小学校	中間市長津1-26-1
	中間北小学校	中間市岩瀬3-2-1
	中間南小学校	中間市通谷5-14-1
	中間西小学校	中間市弥生2-1-1
中学校	中間中学校	中間市大字垣生510
	中間北中学校	中間市岩瀬3-4-1
	中間東中学校	中間市扇ヶ浦3-21-1
	中間南中学校	中間市朝霧5-2-1
高等学校	希望が丘高等学校	中間市土手ノ内3-19-1
	中間高等学校	中間市朝霧5-1-1
特別支援学校	特別支援学校 北九州高等学園	中間市大辻町18-1

資料:庁内資料・iタウンページ



図：教育施設分布状況図

## (7) 文化施設の分布状況

- 文化施設は4施設あり、市街化区域内に分布

本市の文化施設数は、4箇所となっています。  
 全ての文化施設は、市街化区域内に分布しています。

表:文化施設一覧表

施設分類	名称	住所
文化施設	なかまハーモニーホール	中間市蓮花寺3-7-1
	中間市総合会館（ハピネスなかま）	中間市通谷1-36-16
	中間市歴史民俗資料館	中間市大字垣生660-1
	中間市民図書館	中間市蓮花寺3-1-2

資料:庁内資料

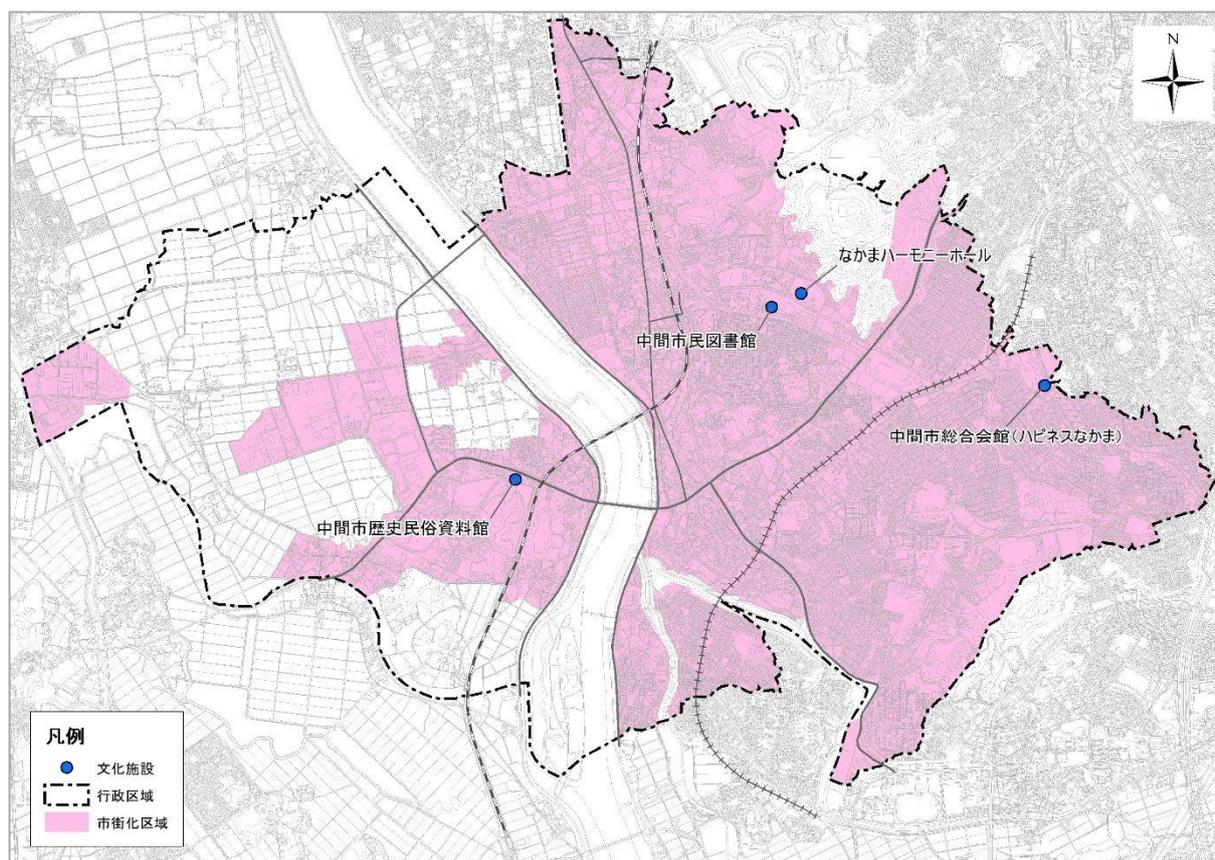


図:文化施設分布状況図

## (8) 体育施設の分布状況

- ・ 体育施設は8施設あり、多くの施設が市街化区域内に分布

本市の体育施設数は、8箇所となっています。  
多くの体育施設は、市街化区域内に分布しています。

表:体育施設一覧表

施設分類	名称	住所
体育施設	ジョイパルなかま庭球場	中間市中間2-3433-1
	遠賀川河川敷市民グラウンド	中間市中間8194
	屋島庭球場	中間市長津1-6857
	体育文化センター	中間市蓮花寺3-1-5
	中間仰木彬記念球場 (旧中間市営野球場)	中間市大字垣生670-1
	弓道場	中間市大字下大隈1620
	武道場 (天道館)	中間市中央1-8-41
	幼児用プール	中間市長津1-27

資料:庁内資料

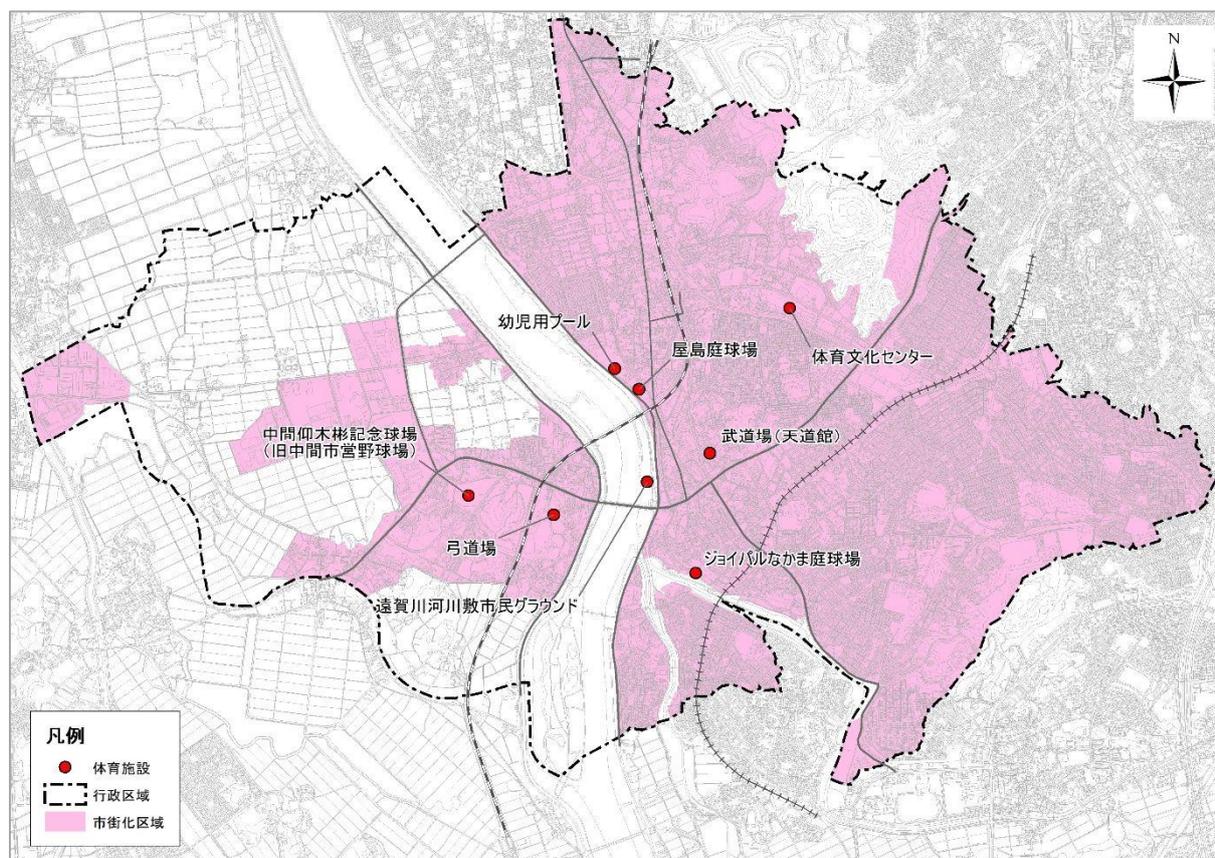


図:体育施設分布状況図

(9) 金融施設の分布状況

- 金融施設は12施設あり、市街化区域内に分布

本市の金融施設数は、銀行5箇所、郵便局6箇所、その他金融施設1箇所、合計12箇所となっています。

全ての金融施設は、市街化区域内に分布しています。

表:金融施設一覧表

施設分類	名称	住所
銀行	西日本シティ銀行/中間支店	中間市上蓮花寺1-1-5
	西日本シティ銀行/中間市役所出張所	中間市中間1-1-1
	福岡銀行中間支店	中間市上蓮花寺1-2-1
	福岡ひびき信用金庫中間支店	中間市蓮花寺1-1-1
	遠賀信用金庫中間支店	中間市中央5-6-18
郵便局	底井野郵便局	中間市上底井野836-4
	中間通谷郵便局	中間市鍋山町13-8
	中間徳若郵便局	中間市東中間2-7-3
	中間土手の内郵便局	中間市土手ノ内3-11-1
	中間中鶴郵便局	中間市中鶴1-7-1
	中間郵便局	中間市中間1-7-1
その他金融施設	北九州農業協同組合 (JA北九) 中間支店	中間市中間3-4-12

資料:iタウンページ・JAバンクホームページ・日本郵政グループホームページ

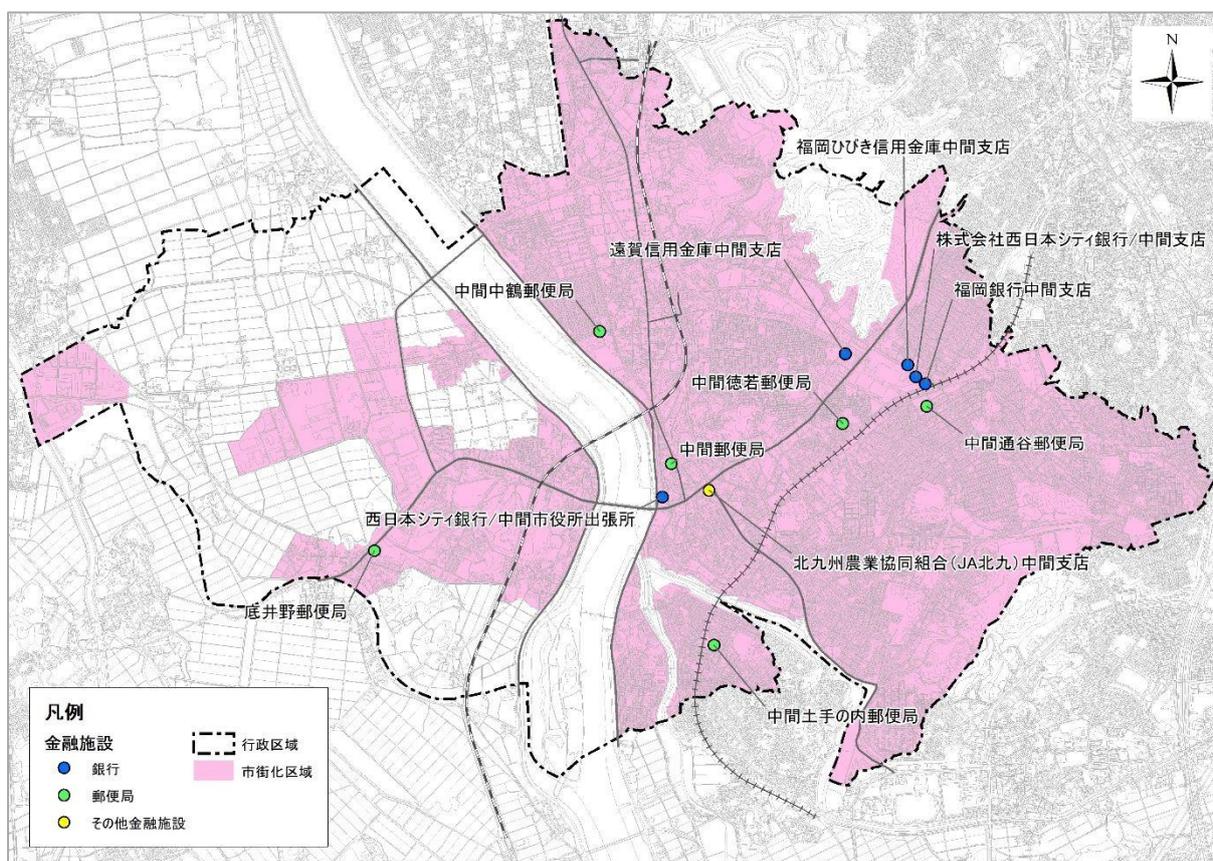


図:金融施設分布状況図

(10) 公営住宅の分布状況

- 公営住宅は本市に16施設あり、市街化区域内に分布

本市の公営住宅は、16箇所となっています。

全ての公営住宅は、市街化区域内に分布しています。

表:公営住宅一覧表

施設分類	分類	名称	住所
公営住宅	市営	中鶴更新住宅	中間市中鶴3-5-7-6
		中鶴公営住宅	中間市中鶴3-3-9-3
		岩瀬南第1団地	中間市岩瀬1-24-24
		岩瀬南第2団地	中間市岩瀬1-27-18
		岩瀬西団地	中間市岩瀬西町25-1
		岩瀬東団地	中間市岩瀬4-15-31
		岩瀬南小集落団地	中間市岩瀬1-28-8
		浄花町団地	中間市浄花街14-1
		土手ノ内団地	中間市土手ノ内2-20
		深坂団地	中間市深坂2-2-2
		池田団地	中間市池田1-21
	県営	あさぎり団地	中間市池田2-1
		松ヶ岡団地	中間市松ヶ岡1-1
		大根土団地	中間市大根土1
		中鶴団地	中間市鶴2-1
		池田団地	中間市池田1-20

資料:庁内資料

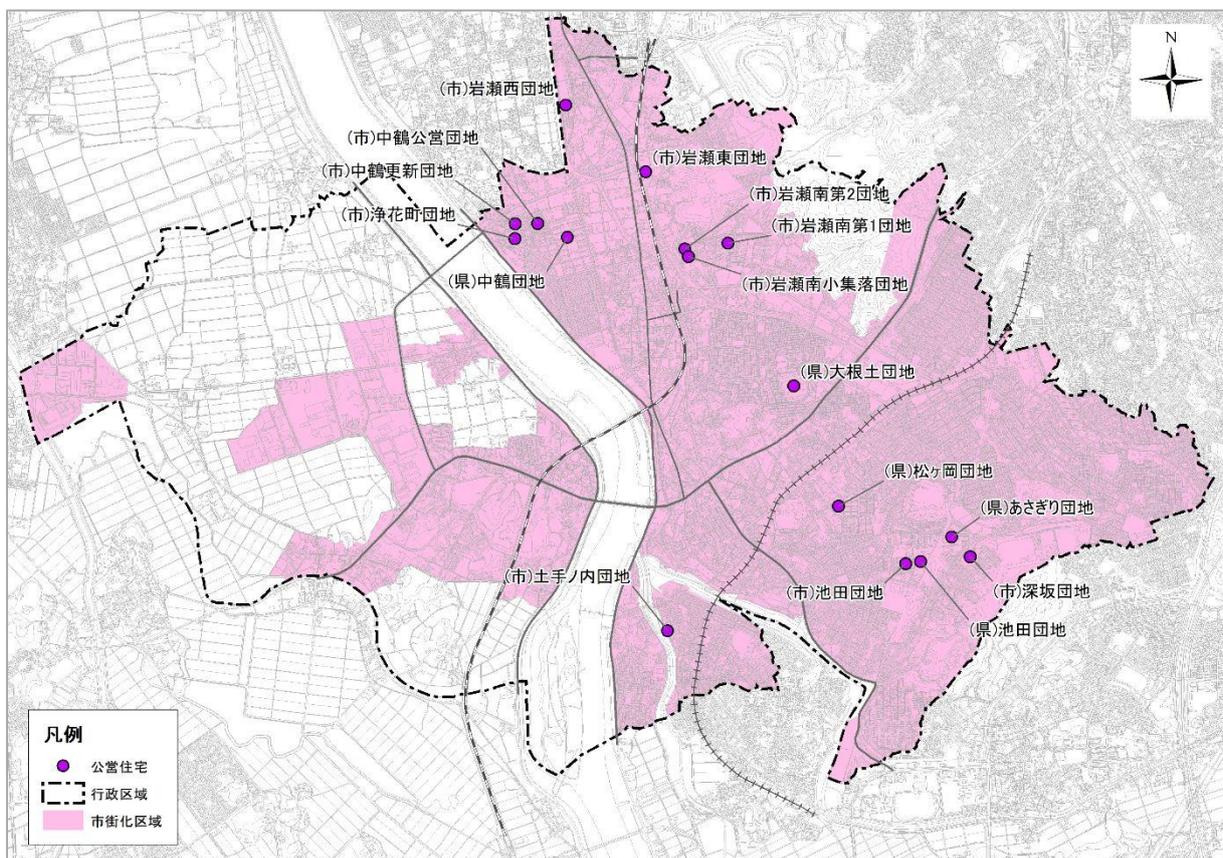
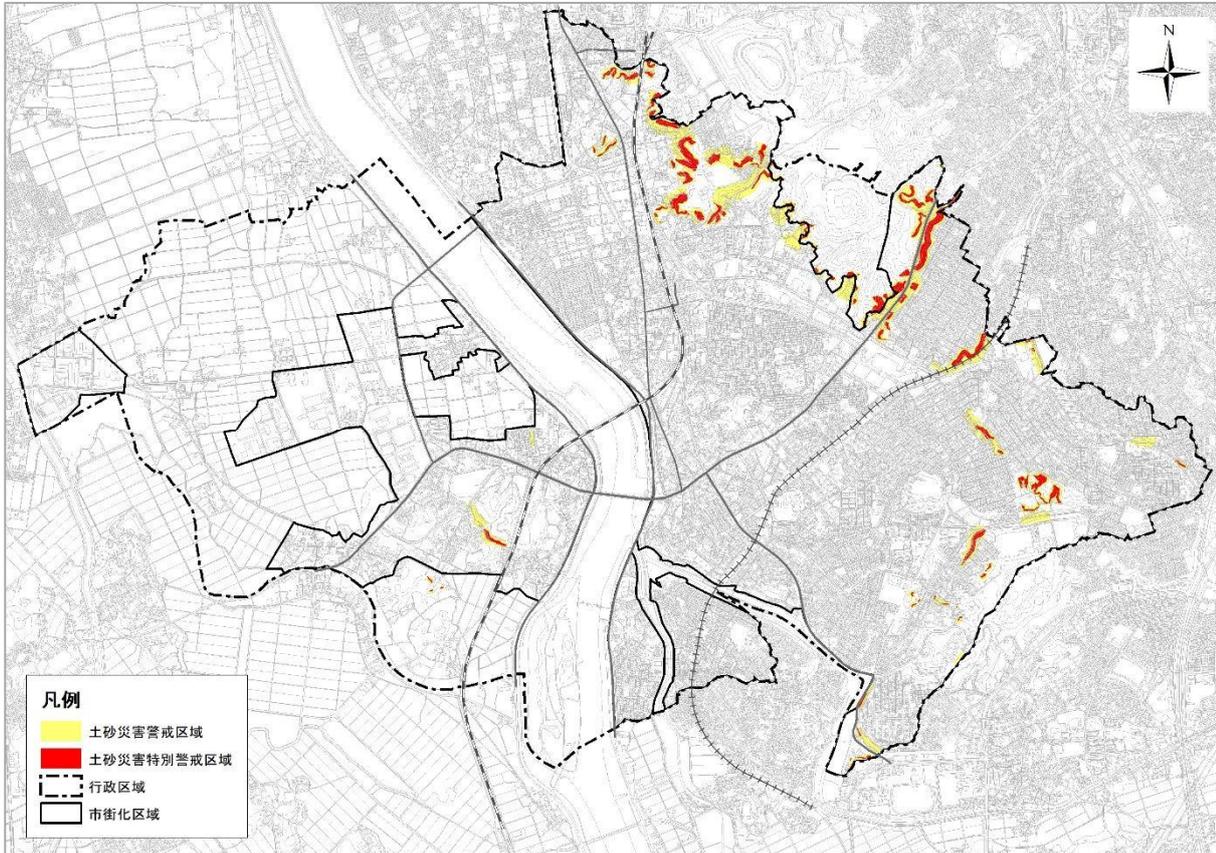


図:公営住宅分布状況図

### 7-3. 災害危険個所の状況

#### (1) 土砂災害警戒区域等の状況

- ・ 市北東側の山林付近で多くの土砂災害警戒区域が存在
- ・ 市東側の住宅地付近にも土砂災害警戒区域が存在

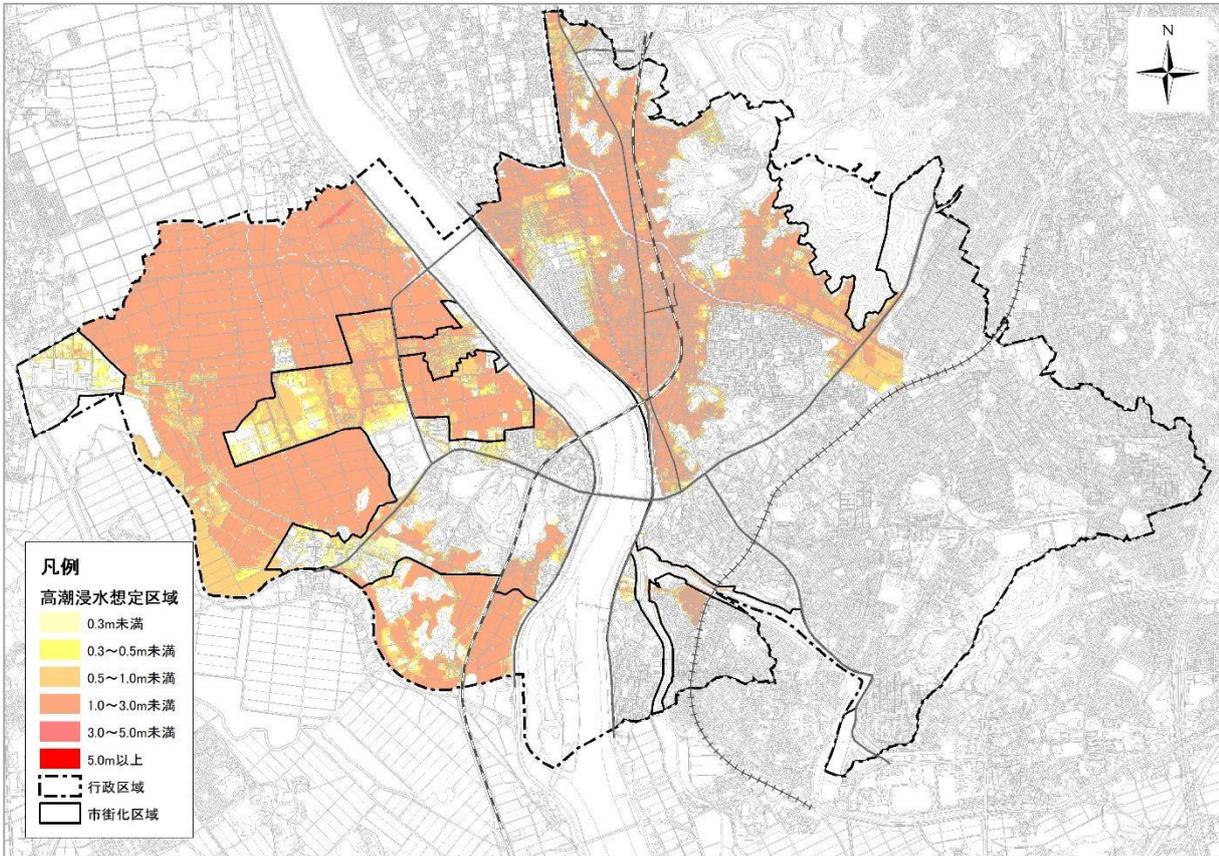


資料:中間市行政情報マップ

図:土砂災害警戒区域の指定状況図

(2) 高潮浸水想定区域の状況

- ・ 遠賀川西部で1m 以上の高潮浸水想定区域が広範囲にみられる
- ・ 筑豊本線沿いの市街地に高潮浸水想定区域が広がっている

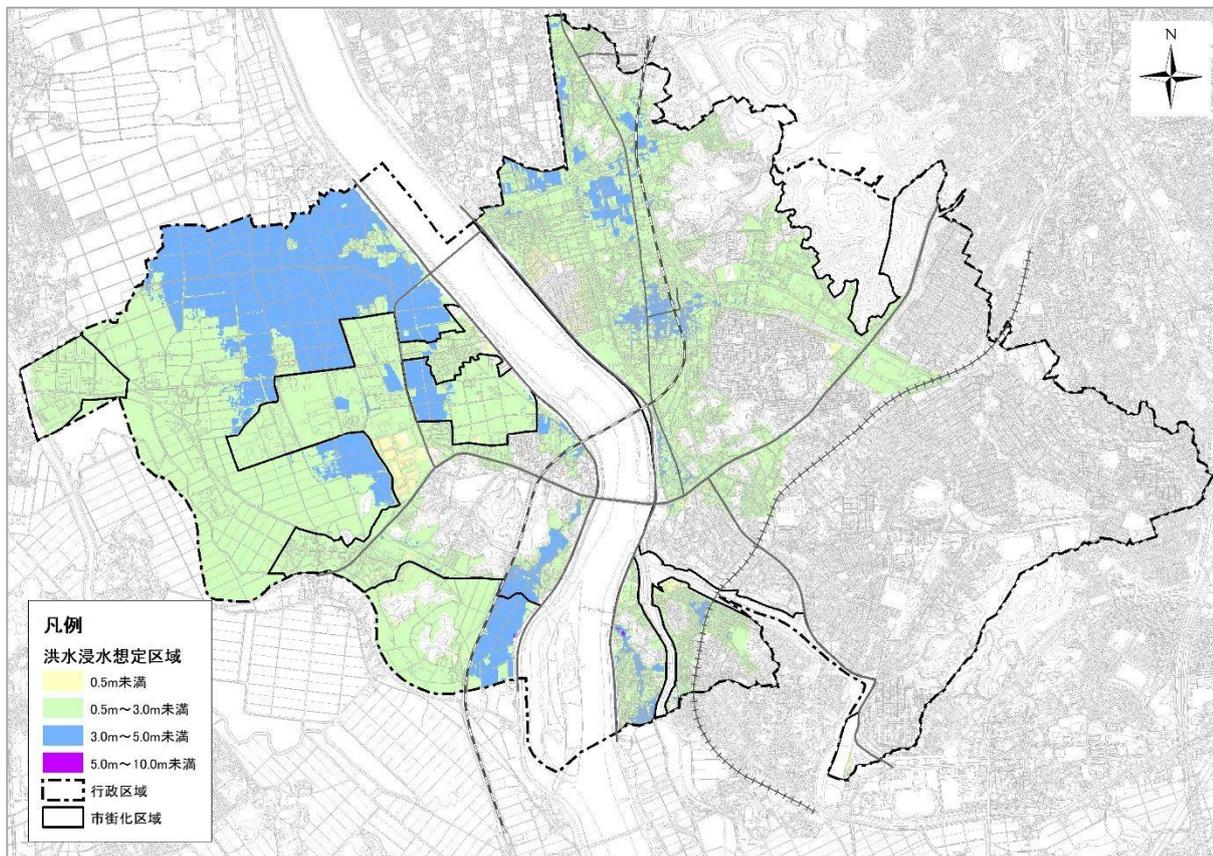


資料:中間市行政情報マップ

図:高潮浸水想定区域の指定状況図

### (3) 洪水浸水想定区域の状況

- ・ 遠賀川西部の広い範囲で洪水浸水の被害が発生する想定となっている
- ・ 筑豊本線沿いなどの多くの住宅地で浸水被害が想定される

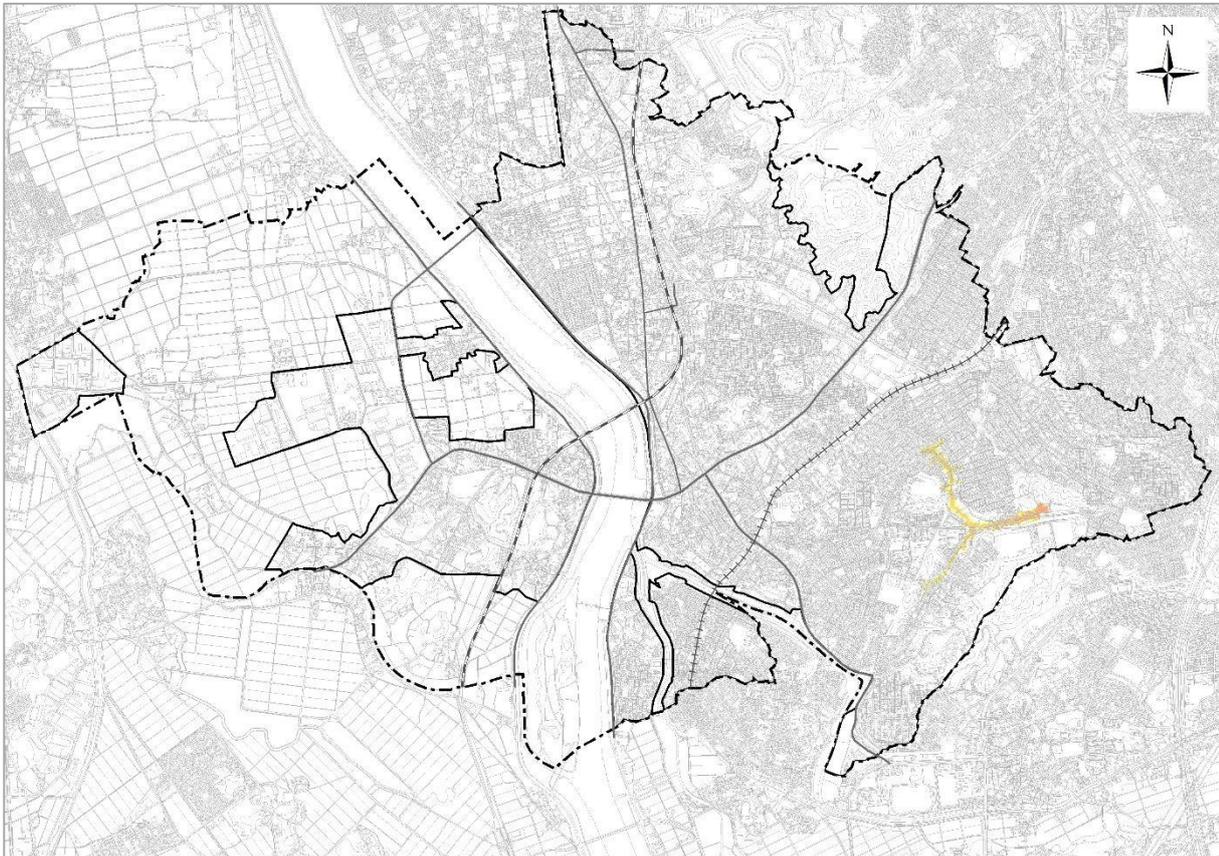


資料:中間市行政情報マップ

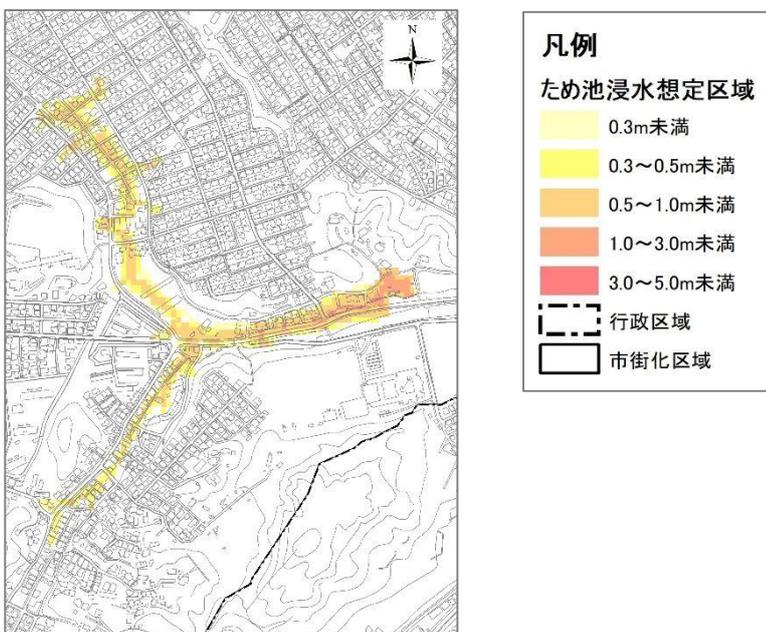
図:洪水浸水想定区域の指定状況図

(4) ため池の状況

- ・ 遠賀川東部にため池浸水想定区域が設定されている
- ・ 一部の住宅地に被害が及ぶ想定となっている



図：ため池浸水想定区域の指定状況図



図：ため池浸水想定区域分布状況図(拡大)

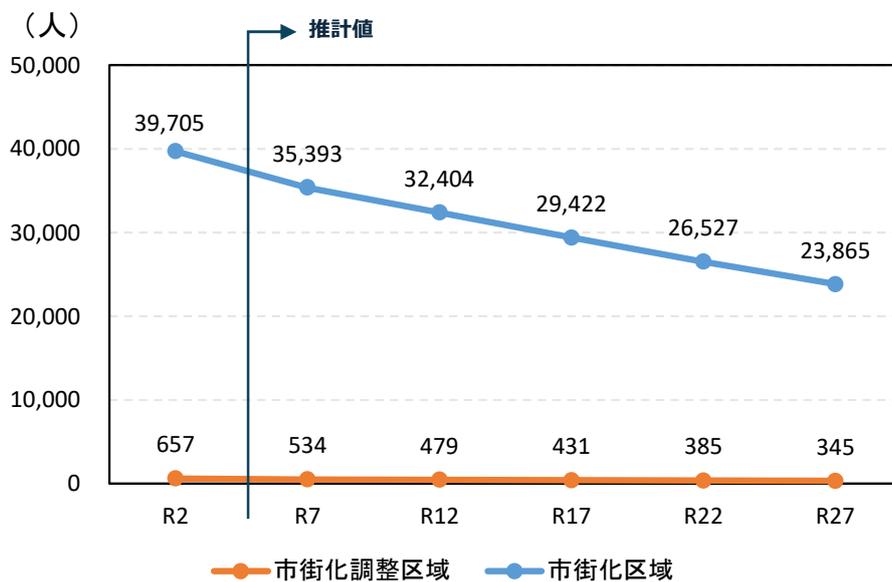
資料：中間市行政情報マップ

## 第3章 都市構造評価分析

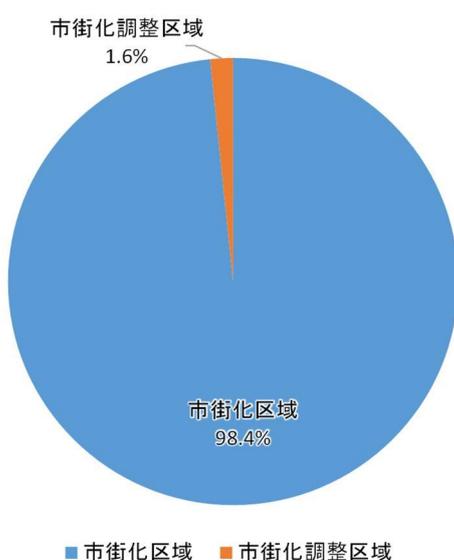
### 1. 地区別人口、高齢化の動向

#### 1-1. 地区別人口

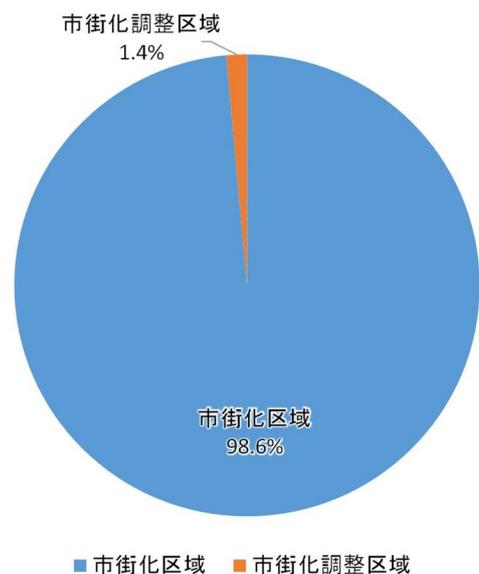
- ・ 令和27年の区域別人口の割合は、市街化区域が若干増加する見込み
- ・ 令和2年から令和27年までの間に、人口が約1万6千人減少すると予想される
- ・ 遠賀川東部の地区で人口密度40人/ha以上の地域は、令和2年で多くみられ、令和27年では大幅に減少している



図：区域別人口の推移

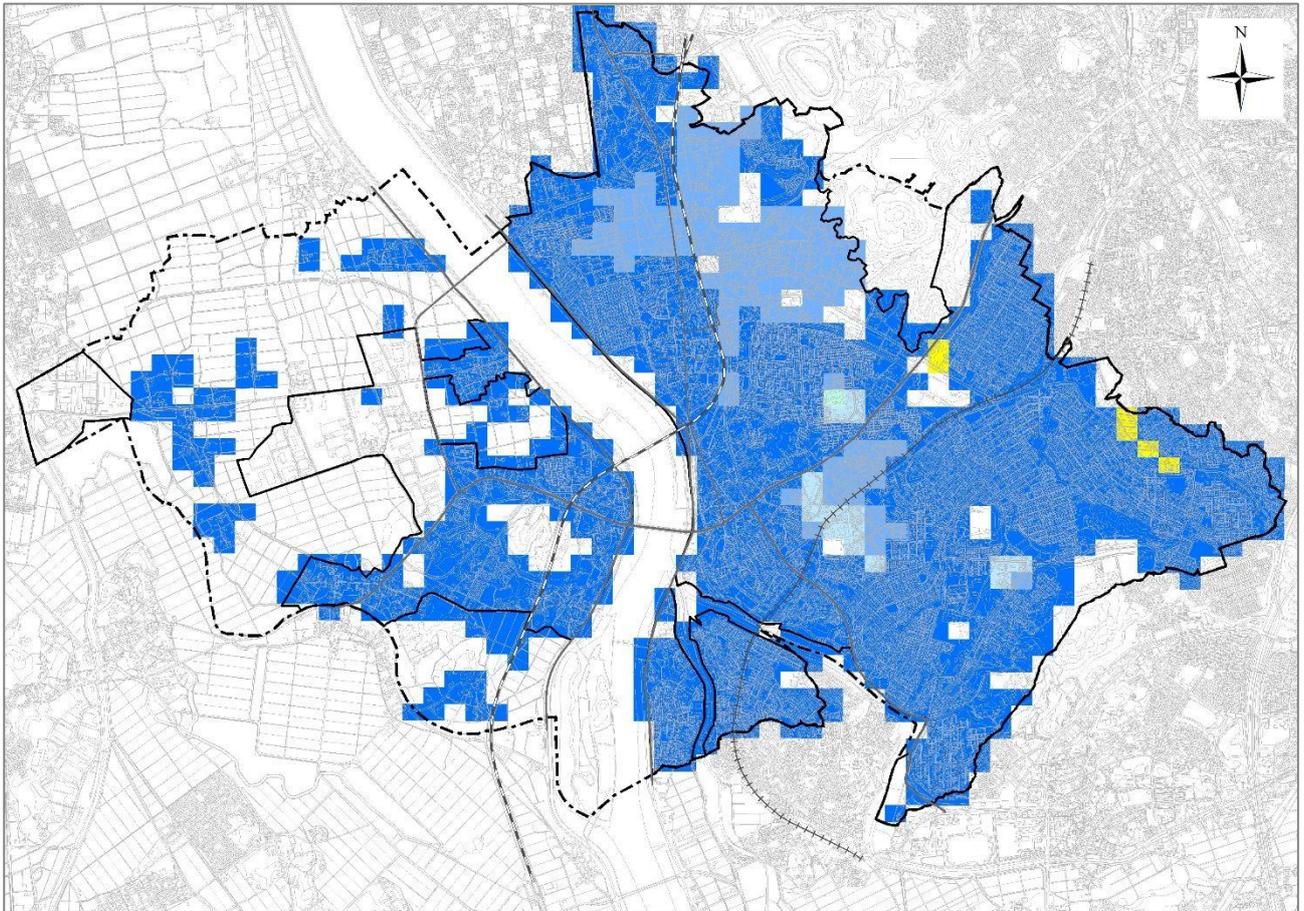


図：区域別人口の割合(令和2年)



図：区域別人口の割合(令和27年)

資料：国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」



**凡例**

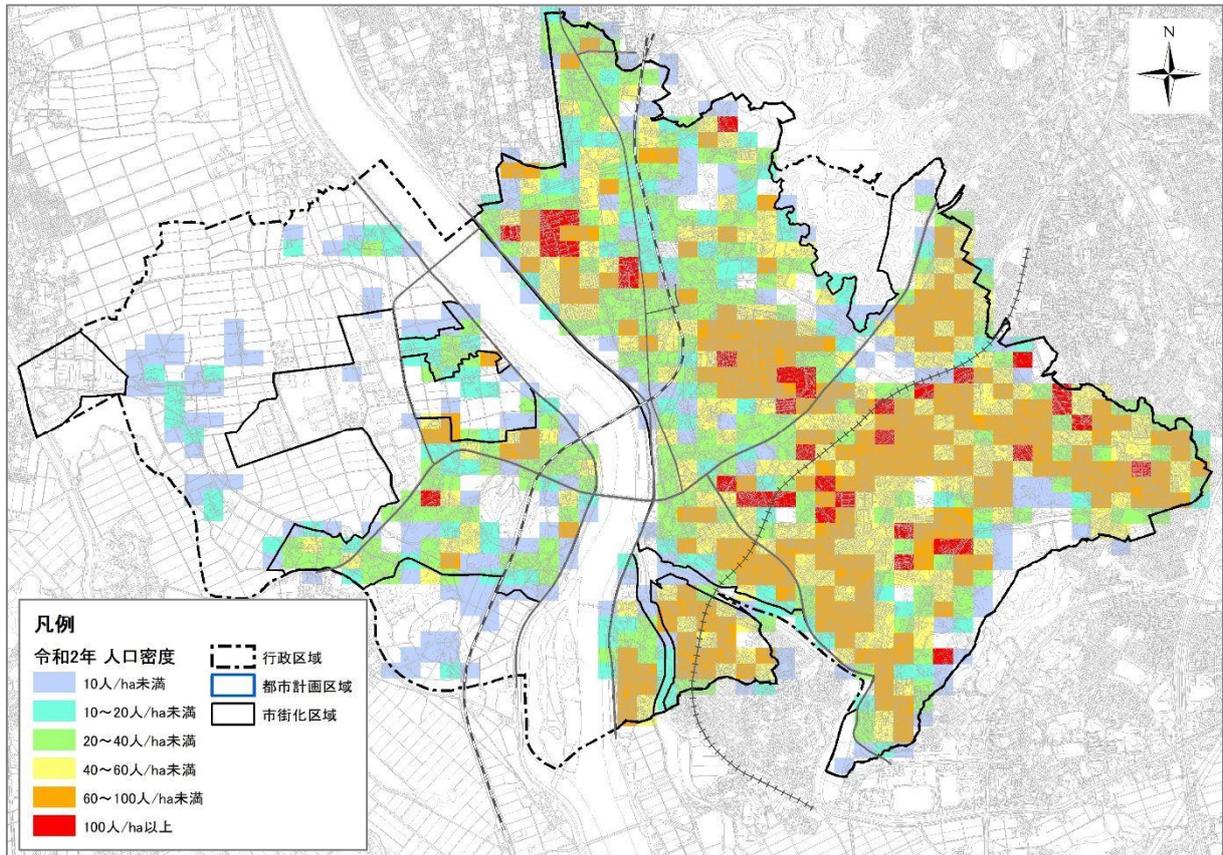
人口密度減少率(R2～R27)

- 30%以上 減少
- 20～30% 減少
- 10～20% 減少
- 0～10% 減少
- 0～10% 増加

- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域

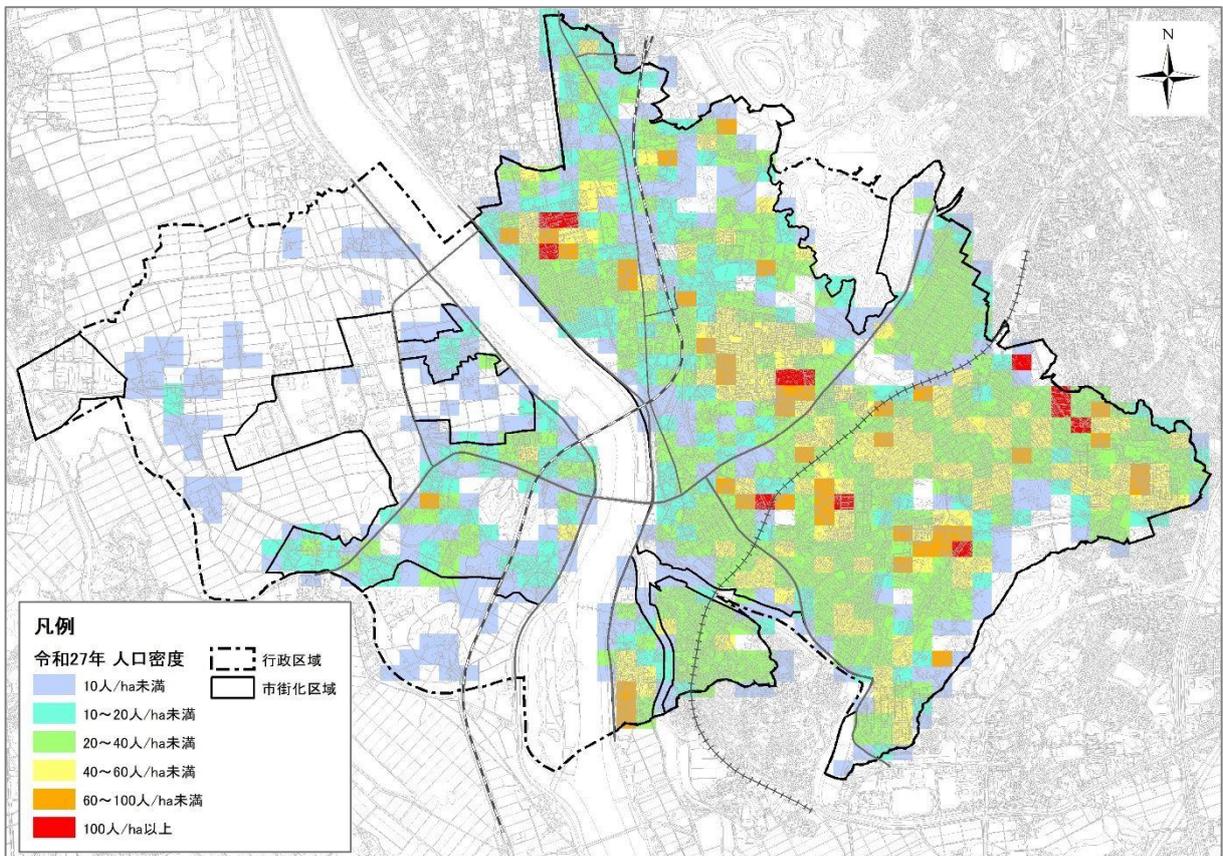
資料：国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」

図：地区別人口密度増減図(令和 2 年～令和 27 年)



資料:国勢調査

図:地区別人口密度図(令和2年)

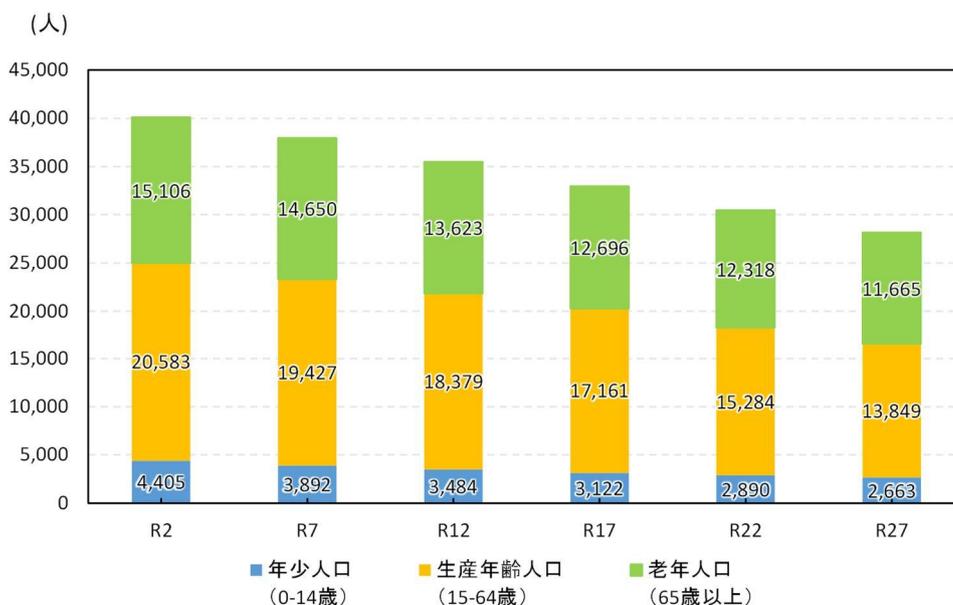


資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」

図:地区別人口密度図(令和27年)

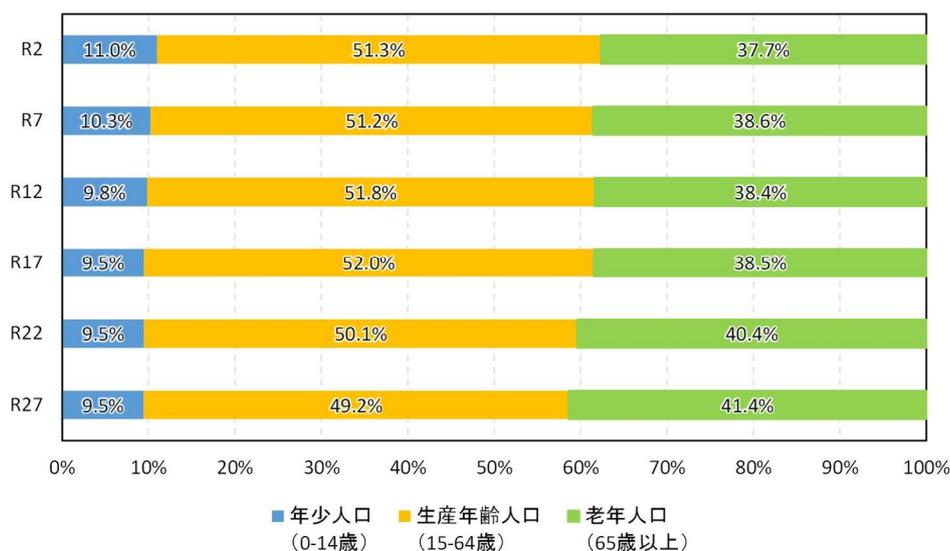
## 1-2. 地区別高齢化率

- ・ 令和27年の老年人口は、約1万1千人に減少する見込み
- ・ 令和27年の老年人口割合は41.4%となり、令和2年から3.7ポイント増加する見込み
- ・ 令和2年から令和27年の高齢化率の増減をみると、用途地域周辺において高齢化率の増加傾向にあるエリアが多くみられる



※年齢不詳分は除く

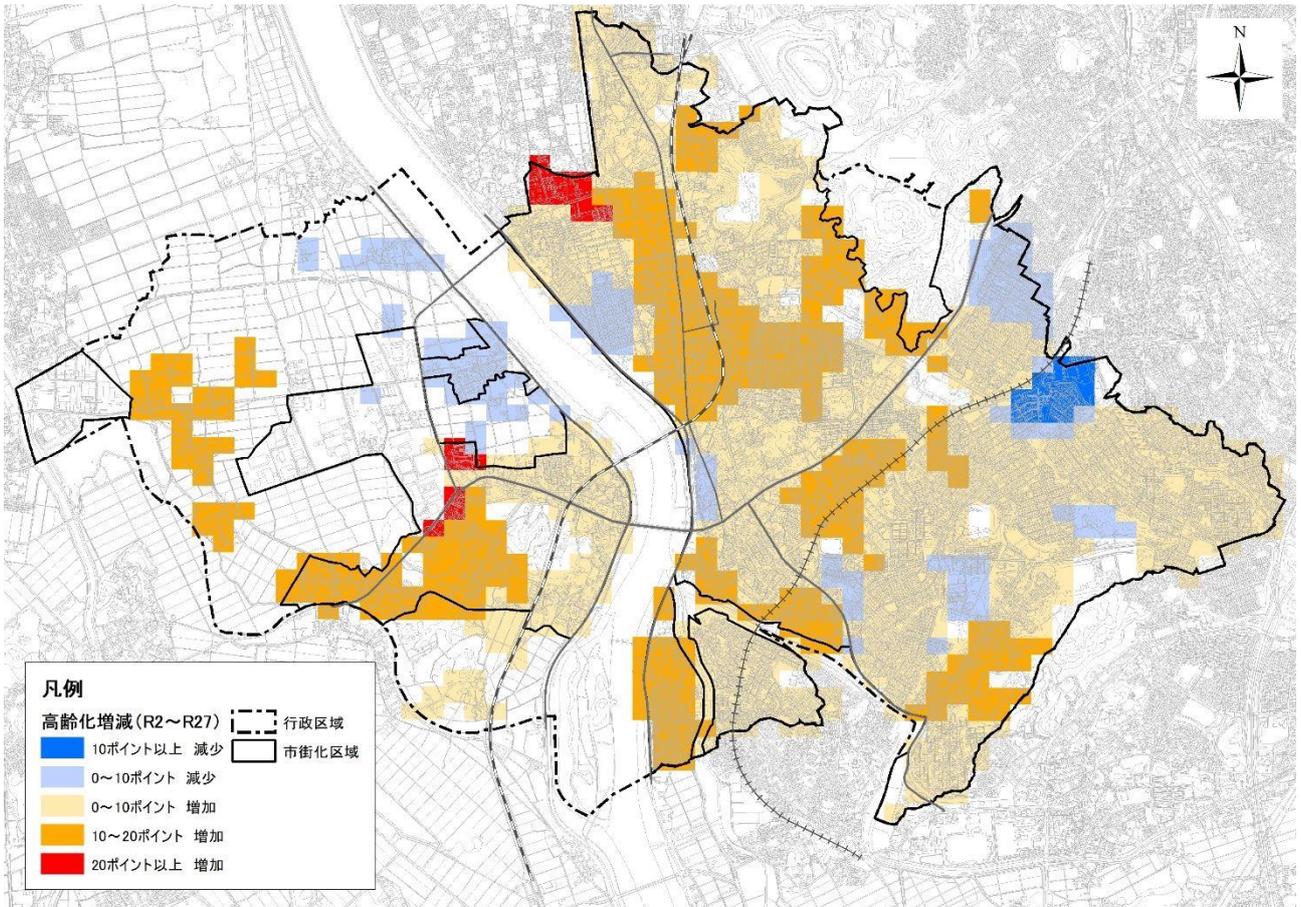
図：年齢階層別人口の推移



※年齢不詳分は除く

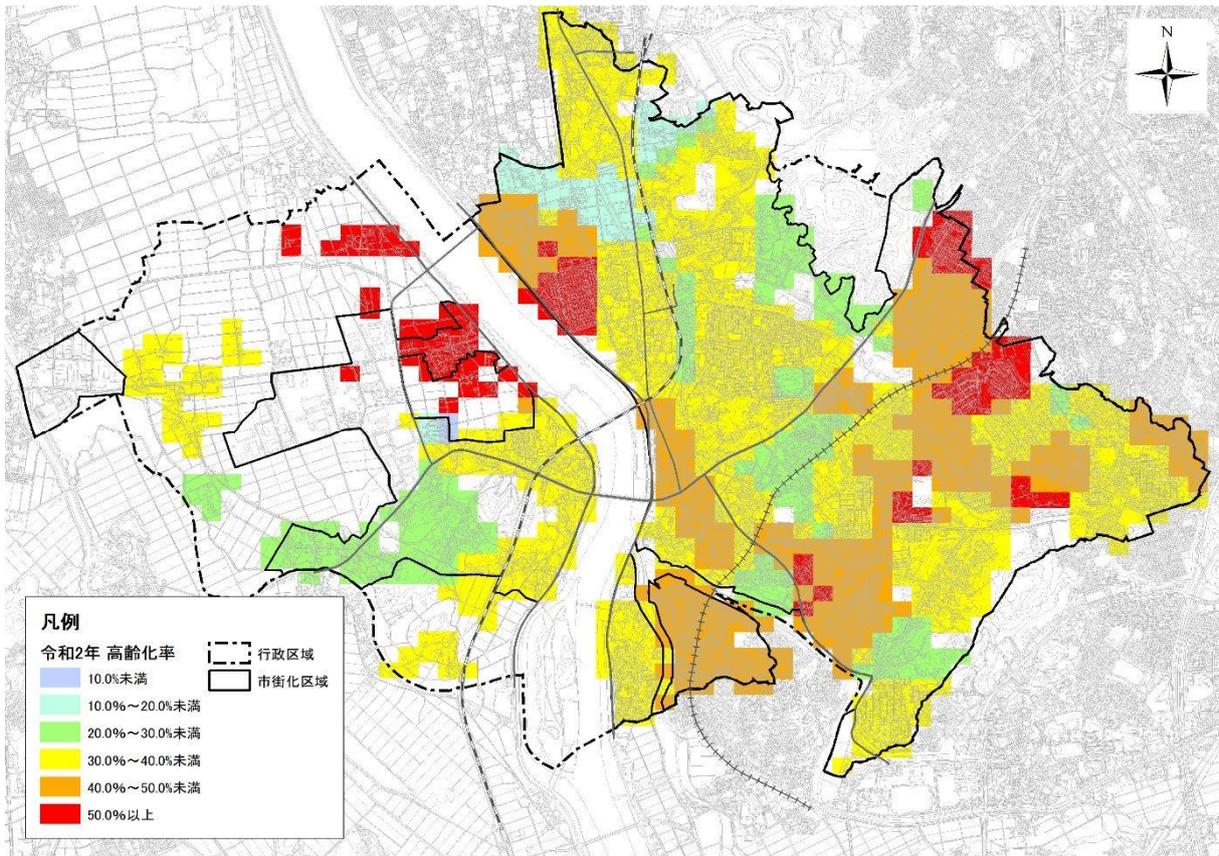
図：年齢階層別人口割合の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所



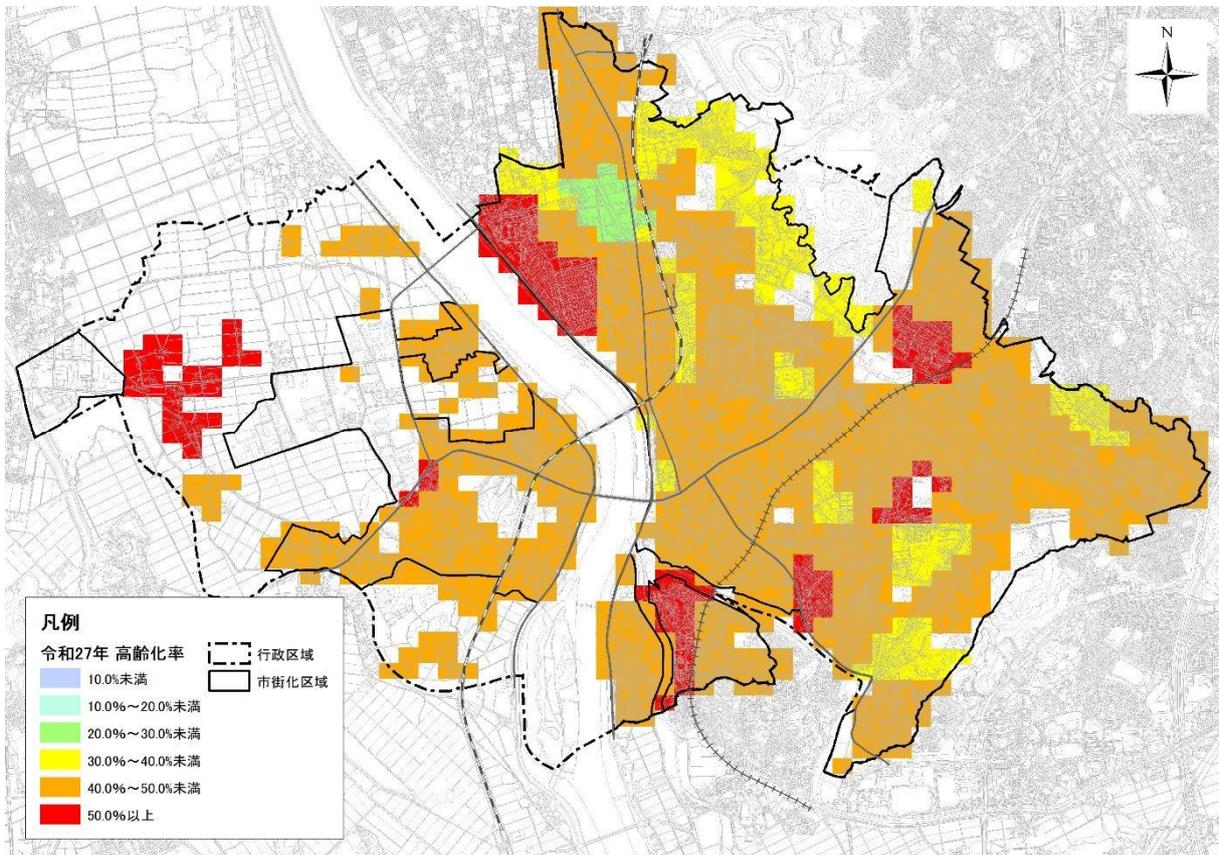
資料：国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」

図：地区別高齢化率増減図(令和2年～令和27年)



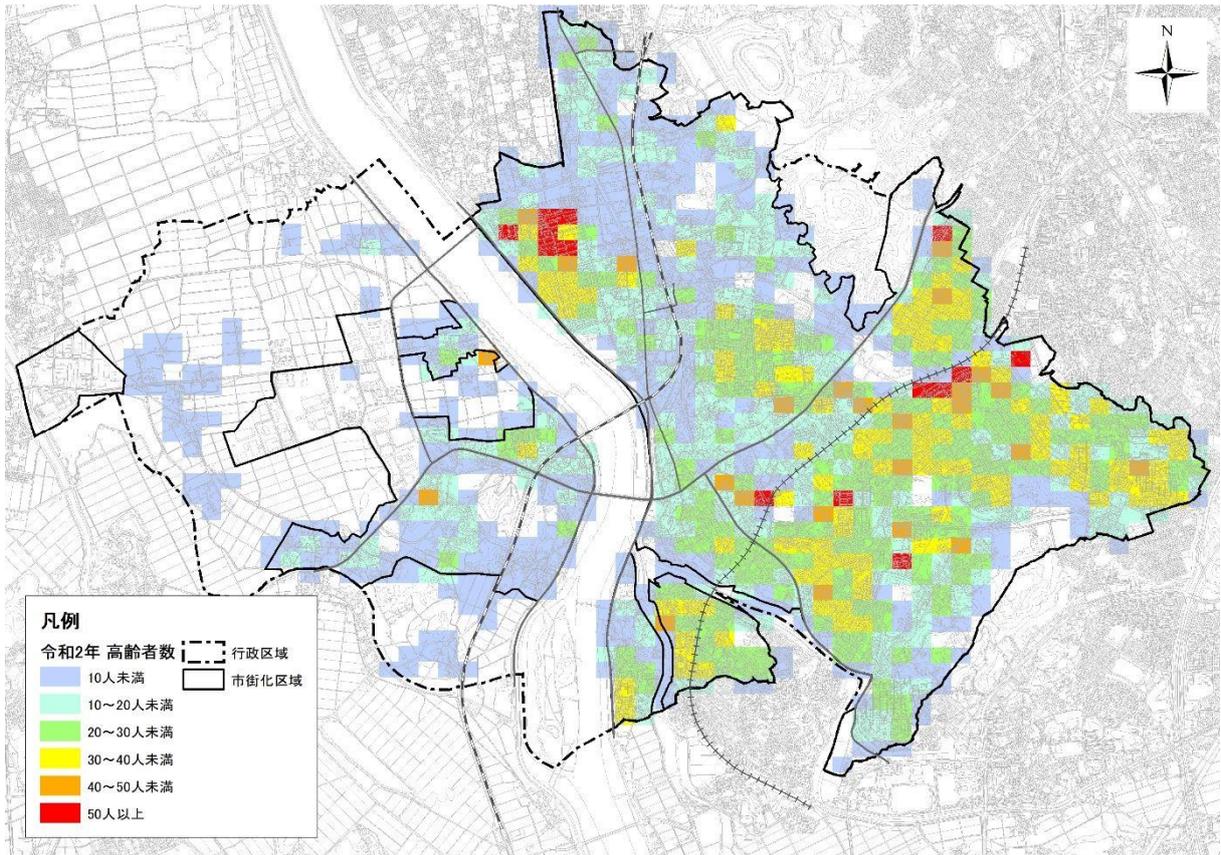
資料:国勢調査

図:地区別高齢化率図(令和 2 年)



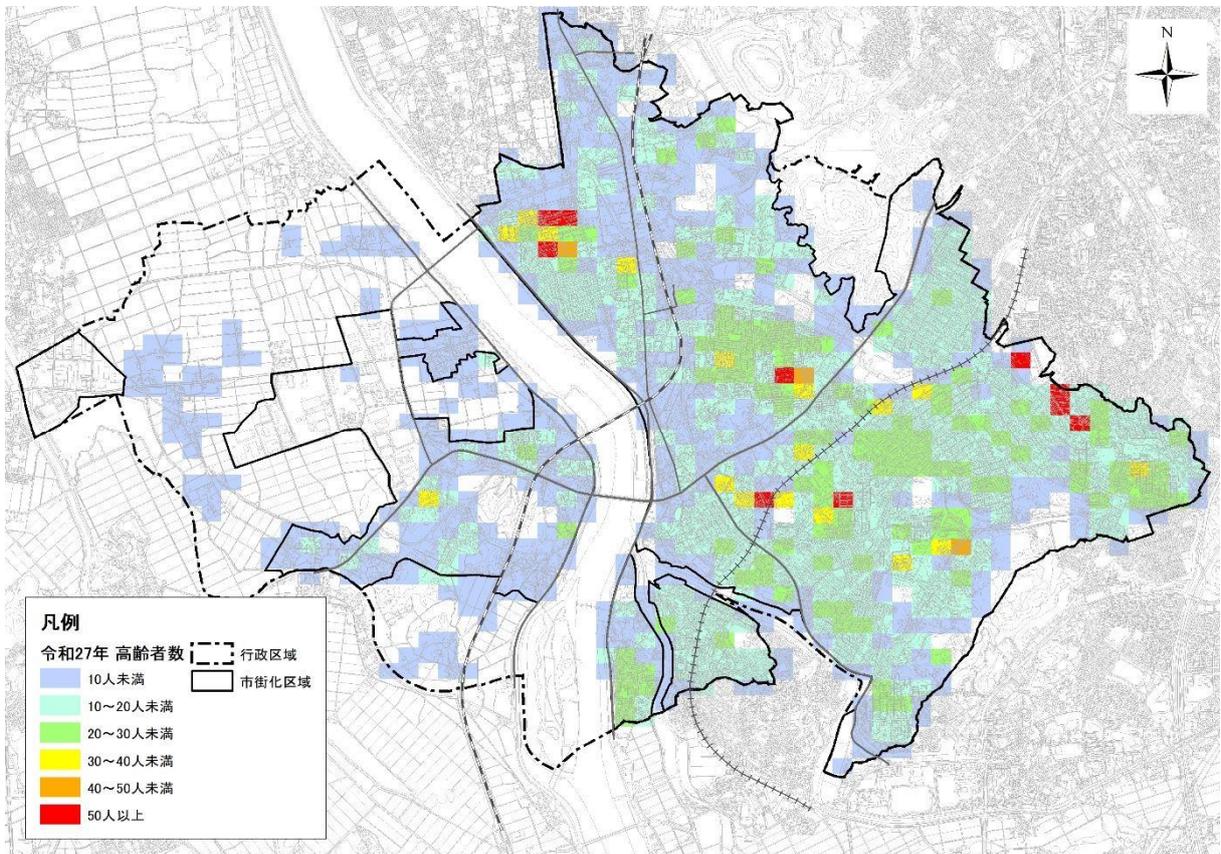
資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」

図:地区別高齢化率図(令和 27 年)



図：地区別高齢者数図(令和 2 年)

資料：国勢調査



資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」

図：地区別高齢者数図(令和 27 年)

## 2. 生活サービス施設の利便性・持続性

### 2-1. 公共交通路線と人口分布

#### (1) 公共交通の利便性

- 公共交通の利便性が高い地域(公共交通利便地域)は、遠賀川東部に集中している

表:公共交通の利便性の評価

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から300m圏外
		運行本数15便/日(往復)以上	運行本数15便/日(往復)未満	
鉄道	駅から1km圏内	公共交通利便地域		
	駅から1km圏外	公共交通不便地域		公共交通空白地域

表:公共交通の人口カバー率

	R2						R27					
	公共交通利便地域人口		公共交通不便地域人口		公共交通空白地域人口		公共交通利便地域人口		公共交通不便地域人口		公共交通空白地域人口	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
市街化区域	36,523	92.0%	1,360	3.4%	1,821	4.6%	22,031	92.3%	752	3.2%	1,082	4.5%
市街化調整区域	199	30.3%	439	66.7%	20	3.0%	96	27.9%	240	69.6%	9	2.5%
合計	36,722	91.0%	1,799	4.6%	1,841	4.6%	22,128	91.4%	992	4.1%	1,090	4.5%

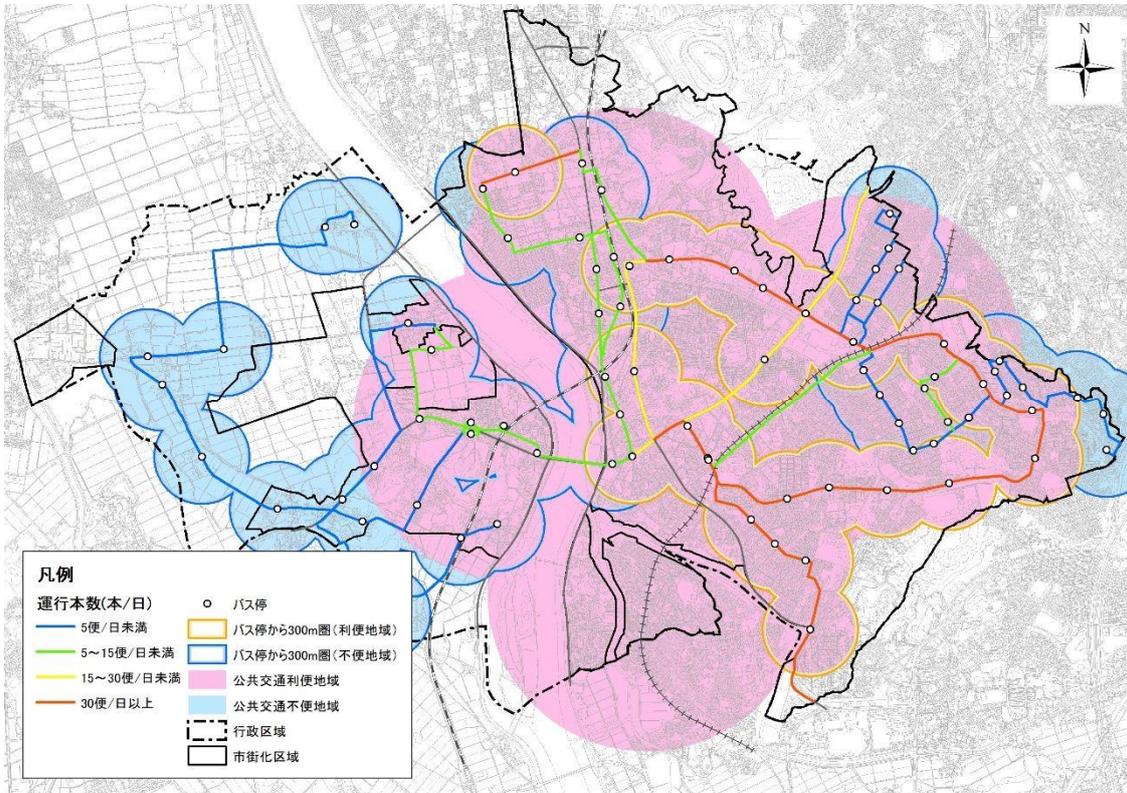
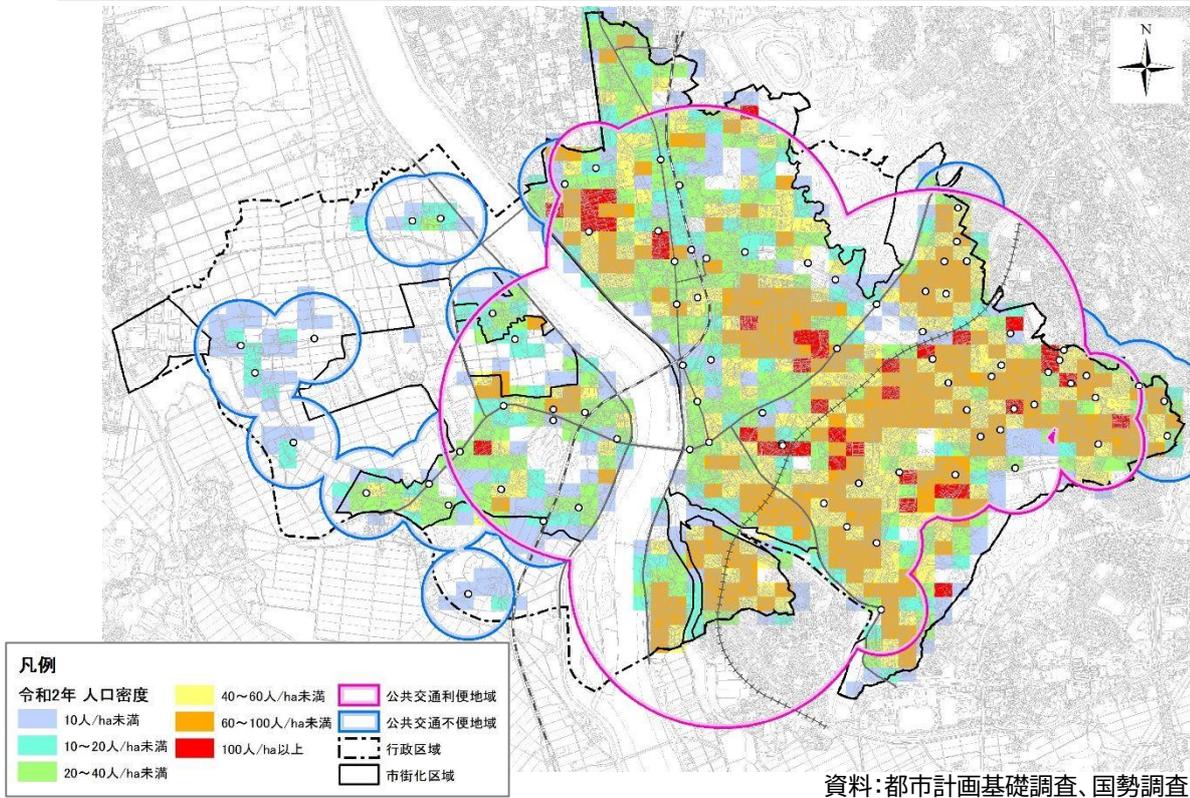


図:公共交通の利便性図

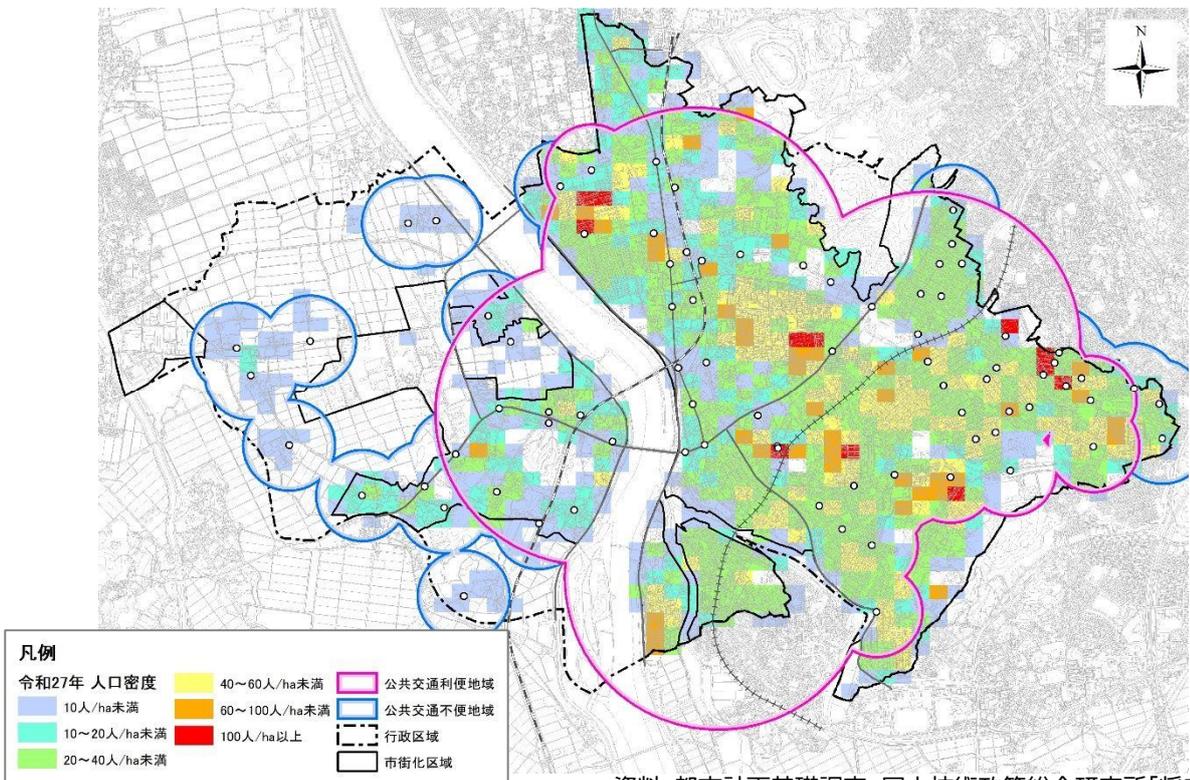
資料:都市計画基礎調査

(2) 公共交通の人口カバー率

- ・ 令和2年時点の人口カバー率は、公共交通利便地域に91.0%、公共交通不便地域4.6%
- ・ 令和27年時点の人口カバー率は、公共交通利便地域に91.4%、公共交通不便地域4.1%



図：公共交通の利便性と地域別人口図(令和2年)



図：公共交通の利便性と地域別人口図(令和27年)

## 2-2. 生活サービス施設の配置と人口分布

### (1) 生活サービス施設の集積密度

- ・ 市街化区域内は生活サービス施設が充実し、コンパクトに集積している
- ・ 商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、教育施設の5施設は徒歩圏カバー率が比較的高くなっている

表:生活利便施設の徒歩圏カバー人口、徒歩圏カバー率

施設名	施設の定義	出典	令和2年		令和27年		備考
			徒歩圏カバー人口(人)	徒歩圏カバー率(%)	徒歩圏カバー人口(人)	徒歩圏カバー率(%)	
商業施設	スーパーマーケット、ドラッグストア コンビニエンスストア、ホームセンター	タウンページ	38,697	95.9%	23,192	95.8%	徒歩圏800m 総人口
医療施設	病院、診療所	地域医療情報システム	34,568	85.6%	20,733	85.6%	徒歩圏800m 総人口
高齢者福祉施設	訪問系、通所系、 小規模多機能施設	介護サービス情報公開システム	13,474	89.2%	9,355	89.3%	徒歩圏500m 65歳以上人口
子育て支援施設	幼稚園、保育園、小規模保育	庁内資料	1,187	87.7%	592	89.9%	徒歩圏800m 0~4歳人口
教育施設	小学校、中学校	庁内資料	2,485	81.4%	1,276	81.6%	徒歩圏800m 5~14歳人口
文化施設	図書館、生涯学習センター他	庁内資料	16,634	41.2%	9,984	41.2%	徒歩圏800m 総人口
体育施設	球場、グラウンド他	庁内資料	18,629	46.2%	11,188	46.2%	徒歩圏800m 総人口
金融施設	銀行、郵便局、その他金融施設	タウンページ、 日本郵政グループHP他	28,157	69.8%	16,556	68.4%	徒歩圏800m 総人口

※徒歩圏カバー人口:各施設の徒歩圏内に居住する人口

※徒歩圏カバー率:市人口に対する徒歩圏カバー人口の割合

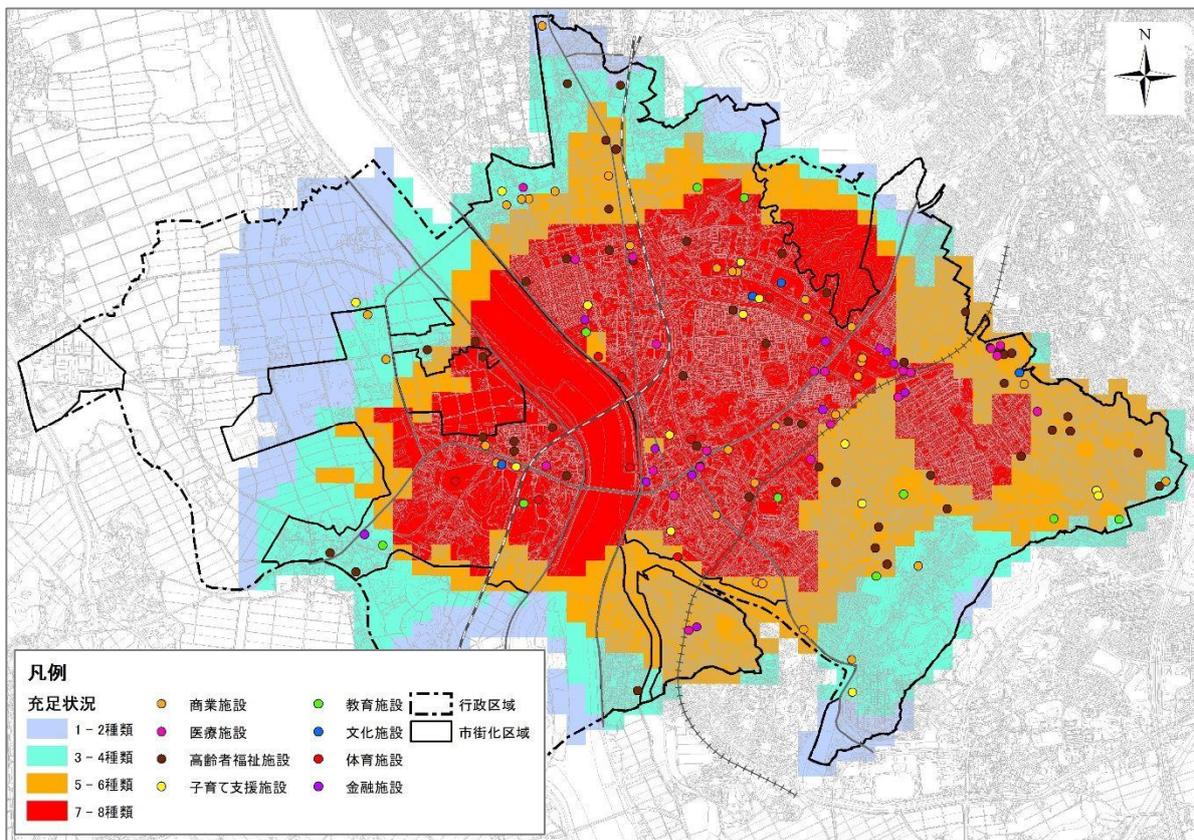


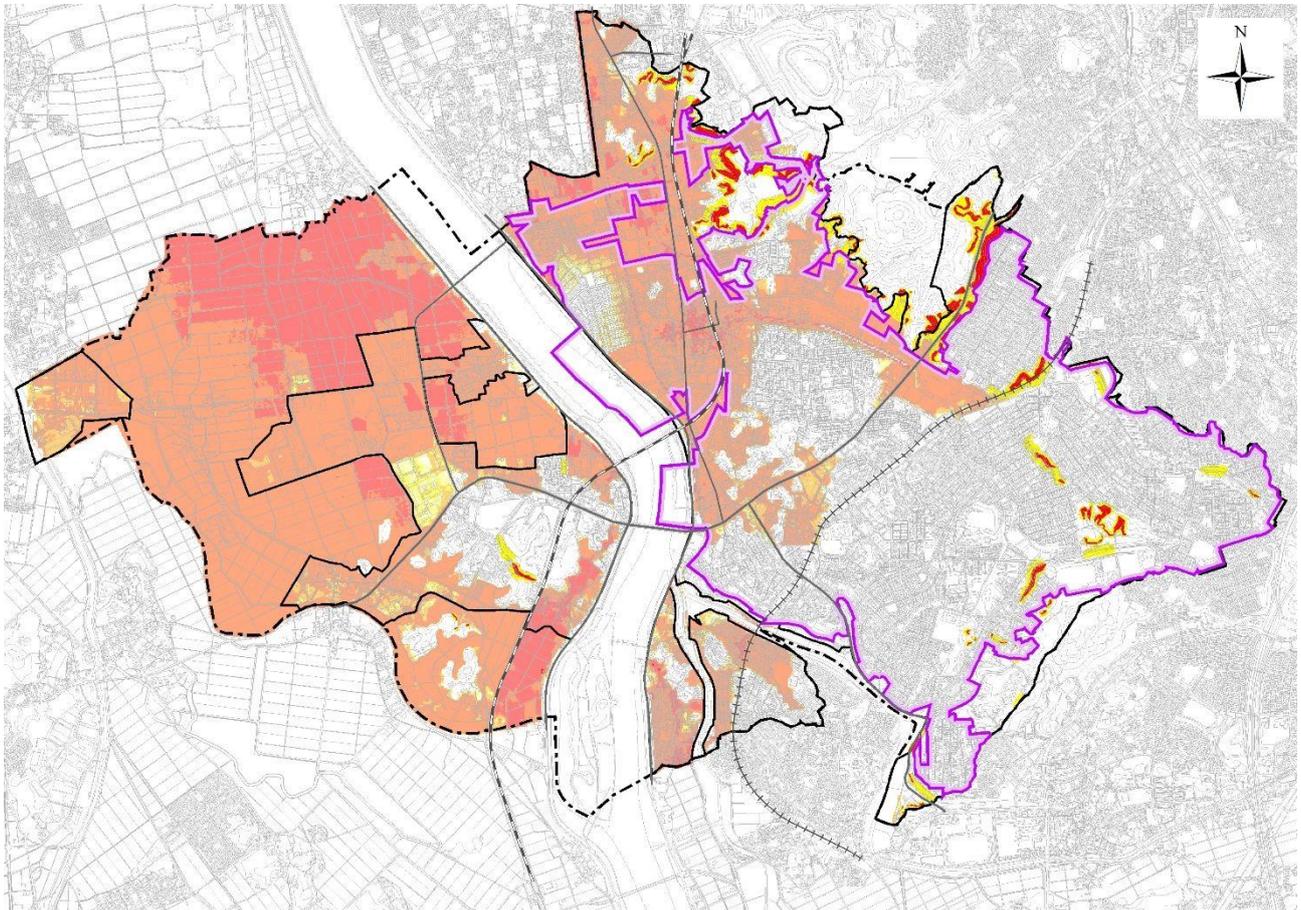
図:生活サービス施設の集積密度図(カバーの種類)

資料:各施設出典参照

## 2-3. 災害危険区域と人口分布

### (1) 災害危険区域と人口分布

- 中間駅周辺など人口が多い区域周辺にも洪水浸水想定区域がみられる



資料：国土数値情報ダウンロードサービス、庁内資料、国勢調査

凡例	
<b>高潮・洪水浸水想定区域</b>	<b>土砂災害警戒区域</b>
0.3m未満	土砂災害警戒区域
0.3～0.5m未満	土砂災害特別警戒区域
0.5～1.0m未満	令和2年 DID区域
1.0～3.0m未満	行政区域
3.0～5.0m未満	市街化区域
5.0m以上	

図：災害危険区域と人口分布図

### 3. 他都市との比較

- ・ 同規模人口の類似都市と比較すると、生活利便性が高い
- ・ 同規模人口の類似都市と比較すると、空家率が高い

表:中間市の都市構造評価指標

分野	項目	平均値		個別値	偏差値／ 類型
		全国平均	類型平均	中間市	中間市
生活利便性の 指標	①日常生活サービスの徒歩圏充足率 [%]	16	11	53	81
	②生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療) [%]	62	54	100	73
	③生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(福祉) [%]	41	35	99	75
	④生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(商業) [%]	40	32	58	62
	⑤基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 [%]	35	27	81	79
	⑥公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合 [戸]	46,294	14,370	17,960	54
	⑦生活サービス施設の利用圏平均人口密度(医療) [人/ha]	15	8	32	85
	⑧生活サービス施設の利用圏平均人口密度(福祉) [人/ha]	15	7	32	81
	⑨生活サービス施設の利用圏平均人口密度(商業) [人/ha]	19	10	39	82
	⑩一人当たりの小型車走行台キロ [台キロ/人]	18	21	5	62
	⑪公共交通の機関分担率(通勤通学) [%]	13	8	17	67
	⑫公共交通沿線地域の人口密度 [人/ha]	19	11	40	84
健康・福祉の 指標	⑬高齢者徒歩圏における医療機関がある住宅の割合 [戸]	46,294	14,370	17,960	54
	⑭高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率(福祉) [%]	46	40	0	35
	⑮保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率 [%]	52	45	69	61
	⑯歩道整備率 [%]	57	52	76	60
	⑰高齢者徒歩圏に公園がある住宅の割合 [戸]	46,294	14,370	17,960	54
安全・安心の 指標	⑱市民一人あたりの交通事故死者数 [人]	0	1	0	54
	⑲最寄り緊急避難場所までの平均距離 [m]	683	747	218	64
	⑳空家率 [%]	56,753	18,119	20,050	48
地域経済の 指標	㉑従業者一人当たり第三次産業売上高 [百万円/人]	690,530	88,808	95,436	51
	㉒従業人口密度(都市機能を誘導する区域) [人/ha]	10	6	10	56
	㉓都市機能を誘導する区域における小売商業床効率 [万円/㎡]	48	38	67	57
行政運営指標	㉔市民一人あたりの歳出額 [千円]	739	855	419	44
	㉕財政力指数	1	0	0	51
	㉖市民一人当たりの税収額 [千円]	125	120	78	45
エネルギー/ 低炭素の指標	㉗市民一人当たりの自動車CO2排出量 [t-CO2/年]	2	2	0	62

※●の項目は偏差値を逆転(100-偏差値)したものを表示

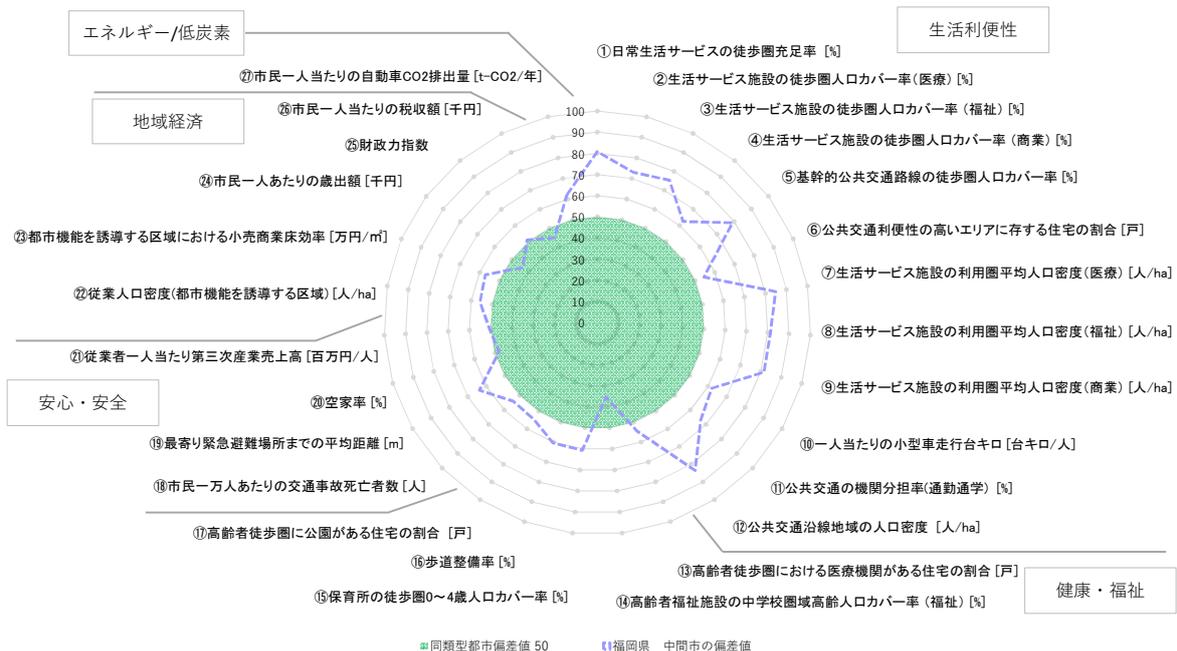


図:本市の類似都市における偏差値レーダーチャート

資料:国土交通省 都市モニタリングシート

## 第4章 都市づくりの課題

### 1. 都市づくりの課題

項目	現況	上位・関連計画	アンケート	課題
将来像・都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口は減少傾向で高齢化が進行、今後も人口減少が続く予測</li> <li>● 自然動態は減少数が大きく、社会動態は減少数が小さくなっている</li> <li>● 約20年後には市街地の大半の地域が高齢化率40%以上となる見込み</li> <li>● 遠賀川が南北を縦断し、遠賀川東部で市街地が形成された都市構造</li> <li>● 市街化区域の可住地人口密度は60.6人/haで密集した市街地が形成</li> <li>● 流出・流入先の第1位は北九州市</li> <li>● 住機能型の都市性格を有す</li> <li>● 第3次産業が中心の産業構造</li> <li>● 商業販売額は横ばい、一方工業出荷額は増加傾向</li> <li>● 商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、教育施設などの生活サービス施設がコンパクトに集積</li> <li>● 類似都市と比べても生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率が高く利便性高い</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」</li> <li>● コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり</li> </ul> <p>【北九州都市圏区域マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際的な技術集積都市圏をめざす 北九州都市圏</li> <li>● 中間市における拠点：筑豊電鉄通谷駅/JR中間駅間周辺</li> <li>● 中間市における機関公共交通軸：JR筑豊本線、筑豊電気鉄道</li> </ul> <p>【第2期 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住みやすく、人を惹きつける圏域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住期間が21年以上の方が7割以上</li> <li>● 中間市に住み続けたいの意向は約6割だが、前回計画に比べ「ずっと住み続けたい」の割合は3割から2割に低下</li> <li>● 前回計画に位置づけた施策の満足度は全体的に低く、特に交通利便性や新たなにぎわいに向けた拠点創出の満足度が低い</li> <li>● 良いイメージは、山、川などの自然環境や住環境のよいまち</li> <li>● 悪いイメージは、特徴や個性・産業面の特性が乏しい、働く場が少ないまち</li> <li>● 将来のイメージは、高齢者などが住みやすいまち、住環境や交通の利便性の高いまち</li> <li>● 重点的に活用・整備する地区はなかまハーモニーホール周辺や中間駅・通谷駅周辺</li> <li>● 各地域の役割として、市全体・各地域ともに「総合的な暮らしやすさ」「住むまち」に対する意見が高い</li> <li>● 日常の買い物や金融機関の利用は市内施設の利用が7割以上</li> <li>● 通勤通学、病院・通所福祉施設・公園の利用は市内施設の利用が6割未満</li> <li>● 医療施設の充実の重要度が高く満足度が低い</li> <li>● 日常の買い物の利便性の満足度は高い</li> <li>● 学校施設や公共施設の充実の満足度はやや低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利便性の高いコンパクトな市街地とそれらをつなぐ公共交通の充実</li> <li>① 良好な住環境の保全と強化</li> <li>② 住み続けたいと感じる良好な住まい環境の創出</li> <li>③ 自然環境と住環境が調和した住まい環境の創出</li> <li>④ 産業の振興と新たなにぎわい拠点の創出</li> <li>⑤ コンパクトな市域を活かし商業・医療・福祉などの生活サービスに容易にアクセスできる利便性の高い都市構造の維持・向上</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全域が都市計画区域に指定</li> <li>● 用途地域の86%が住居系用途地域</li> <li>● 商業機能、福祉機能を誘導するための地区計画が指定</li> <li>● 都市的土地利用が行政区域で61%、市街化区域は84%でおおむね市街地が形成</li> <li>● 住宅系用途を中心とした市街地構造</li> <li>● 大規模な面的開発は近年行われておらず、市街化区域内の住宅用地開発が主</li> <li>● 近年は130～190件/年の新築開発が進行し、主に住宅の新築が続いている</li> <li>● 空家率が増加傾向で平成30年度約13%、類似都市と比べて高い</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市的土地利用を行う地域 市街化区域は、都市的土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティを形成。市街化調整区域であっても、主要地方道及び一般県道の沿線地域は社会や地域の状況に対応し農業との調整を図りながら地域の活性化につながる土地利用を図る。</li> <li>● 自然的土地利用を行う地域 都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図る。</li> <li>● 計画的な土地利用と市街地整備の充実 ★重点：用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ると共に、時代のニーズに応じた地区計画を検討</li> <li>● 企業誘致の推進 ★重点：市内の工業団地において、現在は稼働していない事業所用地を活用した市内外企業の移転や誘致等に努め、新たな雇用の促進を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の現状について、空家・廃屋が目立っているとの意見が多い</li> <li>● 建物の現状について、景観や公害、日照など住環境への悪影響に対する意見は低く、良好な住環境を維持している</li> <li>● 市街地の拡大について、既成市街地内の未利用地の活用に対する意見が多い</li> <li>● 住環境の向上について、空家・空き地の適正管理や活用、身近な生活基盤整備に対する意見が多い</li> <li>● 将来の商業地に関しては、「駅周辺等の利便性の高い商業地の整備」、「中間市の顔として、様々な生活利便施設が整った中心商業地の整備」に対する意見が多い</li> <li>● 将来の工業地に関しては、「現在稼働していない事業所用地の活用」が最も多く、次いで「雇用機会増大のための新たな工業団地の整備」に対する意見が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市的土地利用と自然的土地利用が調和したコンパクトな市街地の形成</li> <li>① 線引き、用途地域指定による適正な土地利用の規制・誘導</li> <li>② 地域ニーズに応じた地区計画等の実施による良好な市街地形成の推進</li> <li>③ 都市計画道路の見直しに応じた土地利用規制の検討</li> <li>④ 空家・空き地の適正管理や未利用地等の都市的土地利用の誘導方策の検討</li> <li>⑤ 中心商業地及び沿道商業地域における計画的な土地活用方策の検討</li> <li>⑥ 企業の移転や誘致の推進による稼働していない事業所用地の活用、遠賀川西部における工業誘致の検討</li> <li>⑦ 公共施設の統廃合に伴う新たな拠点形成や跡地の有効活用</li> </ul>

項目	現況	上位・関連計画	アンケート	課題
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画道路の進捗率は59%で、南東部の市街地路線で、未整備区間が分布</li> <li>● 東西2路線、南北6路線の県・主要地方道で道路網が形成</li> <li>● 遠賀川沿いの(県)直方芦屋線、直方水巻線が南北の中心軸、北九州市へのびる(県)中間引野線が東西の中心軸</li> <li>● JR、筑豊電鉄、西鉄バス、コミュニティバスなど公共交通が走り、公共交通の利便性が高い地域の人口カバー率は約91%</li> <li>● 一方で、公共交通の利用者数は減少傾向(地域公共交通計画現況より)</li> <li>● 直方北九州自転車道が令和元年11月に開通</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の安全性向上 ★重点:中心市街地をはじめとした周辺道路環境を改良していくことで、歩行者や車両等の安全確保に努める。</li> <li>● 道路施設の維持管理</li> <li>● 生活道路の整備推進と維持管理</li> <li>● 生活交通の充実 ★重点:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指す。</li> <li>● 鉄道利用環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通勤・通学手段として乗用車が53.7%と高い</li> <li>● 市外に転出したい理由の第一位が「市内の交通利便性が低いから」</li> <li>● 「電車・駅関係施設の利便性」や「歩道の有無等、歩行者の歩きやすさ」が重要度高い</li> <li>● 道路の整備に関して大切な取組は、「広い歩道、段差の解消など高齢者や障害者にもやさしい道路整備」が突出して高く、次いで「市街地・集落内における狭い道路の改善」「自転車専用レーン等の自転車が安全に走行できる道路整備」「周辺市町に連絡する広域的な幹線道路の整備」</li> <li>● 交通環境の整備に関して大切な取組は、「自宅付近から目的地前まで運んでくれる予約型コミュニティ交通」が最も多く選ばれた。次いで、都市間バス、地域内路線バス、鉄道の向上について、同程度の値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市内幹線道路の整備改善と生活利便性の高い道路・公共交通ネットワークの創出</li> <li>① 都市計画道路の見直し・整備推進</li> <li>② 周辺地域を結ぶ広域幹線道路の整備・改善</li> <li>③ 生活道路・避難道路等の適正確保</li> <li>④ ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心・快適な歩行空間の形成</li> <li>⑤ 広域交通や地域内の公共交通の利便性の向上</li> <li>⑥ 整備済み路線の老朽化対策・適切な維持管理</li> <li>⑦ 市街地内の自転車走行空間の充実</li> </ul>
水とみどり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合公園の垣生公園をはじめとして、1地区の近隣公園、4地区の街区公園が存在し、すべて整備済み</li> <li>● 遠賀川沿いに広場等が分布</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園の整備・維持管理</li> <li>● 脱炭素社会の構築 ★重点:市民や事業者、団体などと協働を進め、市域全体で脱炭素社会を目指すために、地域の特性に合わせた地球温暖化対策の取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園・緑地の整備に関しては、「身近で日常的に利用できる小さな公園、広場の整備」が突出して高く、次いで「河川沿い等を活かしたゆっくりに歩ける散策道の整備」「家族で過ごせる大きな公園の整備」が高い</li> <li>● 市民が市外の公園を多く利用している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遠賀川を中心とした自然緑地空間の保全と市民に身近な公園・緑地の配置</li> <li>① 住区基幹公園の適正配置と維持管理</li> <li>② 遠賀川周辺、垣生公園を中心とした自然交流拠点の形成</li> <li>③ 親水空間、沿道緑地の推進による水と緑のネットワークの創出</li> <li>④ 良好な農地の保全と活用</li> </ul>
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共下水道、遠賀川下流域公共下水道による処理が実施</li> <li>● 下水道普及率は約88%で前回計画時より約40%増加</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全な水道水の安定供給</li> <li>● 汚水処理の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活排水に対する満足度は前回計画時から0.3ポイント上昇(他施策に比べ最も上昇)し、満足度が高くなっている</li> <li>● 水環境に関わる施設の整備に関しては、上水道施設の整備及び下水道の整備が同様に高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 快適な暮らしを支える社会基盤の整備</li> <li>① 下水道の計画的整備やその維持管理の推進</li> <li>② 豊かで安全な水環境の保全</li> </ul>
市街地・住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新築着工の約9割が住居系開発</li> <li>● 遠賀川東部に公営住宅が分布</li> <li>● 太賀地区や通谷地区の住宅地を中心に建物の老朽が進む</li> <li>● 空家率が増加傾向で平成30年度約13%、類似都市と比べて高い</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅による住宅の確保</li> <li>● 空家の適正管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地としての静けさ、雰囲気満足度は高い</li> <li>● 周辺に調和しない建物の立地、騒音等による住環境への悪影響、日照等の問題に対する意見は低く、良好な住環境が形成</li> <li>● 住環境の向上にむけて、空家・空き地の適正管理や活用、身近な生活基盤整備に対する意見が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 良好な住環境の保全と強化</li> <li>① 遠賀川東部の既成市街地における住宅環境の保全・改善</li> <li>② 遠賀川西部の既存集落区域の計画的土地利用の推進と営農環境の保全</li> <li>③ 遠賀川沿い農地の住宅整備の検討</li> <li>④ 公営住宅の計画的整備と高齢者に住みやすい住宅改修の推進</li> <li>⑤ 空家や建物の老朽化による安全性など住環境の悪化の対策</li> </ul>

項目	現況	上位・関連計画	アンケート	課題
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠賀川が市を縦断している</li> <li>● 遠賀川西部を中心に農地が広がる</li> <li>● 市の北東部に保安林、急傾斜地が指定</li> <li>● 太賀地区や通谷地区の住宅地を中心に建物の老朽が進む</li> <li>● 空家率が増加傾向で平成30年度約13%、類似都市と比べて高い</li> </ul>	<p>【景観計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理念：遠賀川と歴史を基調とした広々とした田園景観・緑豊かな都市景観のあるまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の中間市の農地、山林に関しては、「まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき」が最も多い</li> <li>● 将来の街並み・景観に関しては、「市街地、駅前等でのにぎわいの景観づくり」及び「遠賀川を基調とした地域特性を活かした景観づくり」が同様に高い</li> </ul>	<p>■ 豊かな生活環境の創造</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 遠賀川西部における良好な農地の保全</li> <li>② 幹線道路沿道の拠点地区における修景整備の推進</li> <li>③ 遠賀川を基調とした自然景観の保全、かわまちづくりの推進</li> <li>④ 観光資源やフットパスルートの環境維持や魅力向上</li> <li>⑤ 空家の増加等に起因する住宅地の景観悪化の防止</li> </ol>
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の北東部に急傾斜地や土砂災害危険区域が指定</li> <li>● 遠賀川沿い高潮・洪水浸水想定区域が指定</li> <li>● 市の南東部にため池浸水想定区域が指定</li> <li>● 洪水浸水想定区域に人口集積がある</li> </ul>	<p>【第5次総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災・災害情報機能の充実</li> <li>● 地域防災力の向上</li> <li>● ★重点：より多くの機会です災害・防災に関する情報(知識)の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練等を実施できるよう支援</li> <li>● 災害時の支援体制の充実</li> <li>● 防犯対策の推進</li> <li>● 交通安全活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地震や豪雨等の自然災害に対する安全性」「街路灯の数、夜道の安全性」「交通事故からの安全性」の満足度低く重要度高い</li> <li>● 将来の防災に関しては、「災害に強い都市基盤の整備」及び「避難地・避難路の確保」の意見が高い</li> </ul>	<p>■ 市民との協働・交流と安心して暮らせる災害・犯罪対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害に強い地域社会の構築</li> <li>② 協働のまちづくりの推進</li> <li>③ 街路灯や交通安全施設の整備による交通安全活動・犯罪対策</li> </ol>

### 都市計画マスタープランの総合的・重点的な課題

#### いかに「まちの高齢化」に対応するか

本市は全国的な傾向と同様、人口減少・高齢化が進み、都市計画マスタープランの次の目標年度である20年後には、市街地の大半の地域が高齢化率40%以上となる見込みです。

また、炭鉱のまちとして発展の後、閉山後は北九州市に隣接する住宅都市として大規模な宅地開発等を行ってきましたが、近年は建物の老朽化や空家等の問題も起きています。加えて、道路や下水道などの都市基盤も老朽が進み、その適切な維持管理が求められます。

高齢者が健康で安心して住み続けられる環境整備と建物の経年劣化・空家への対策、都市基盤の老朽化など、いかに「まちの高齢化」に対応するかが課題です。

#### いかに「利便性の高い住みよいまち」を維持するか

本市は1,596haの面積に、類似都市に比べ商業・医療・福祉など様々な生活利便施設や公共交通路線が充実しており、コンパクトで利便性の高い都市構造が形成されています。

一方で、福祉施設や公園など一部の生活利便施設は市民が市外の施設を利用する割合も多いほか、今後の人口減少により市内の利便施設の維持が困難となる可能性もあります。また、公共交通は市民の快適な利用と持続確保のためニーズにあった公共交通の充実が求められます。

コンパクトで利便性の高いまちをいかに維持・充実し、さらにそれをいかに活用・アピールして住みたい・住み続けたいと思えるまちにするかが課題です。

#### いかに「夢がかなうまち」を実現するか

中間市が第5次総合計画で示した将来像「夢がかなうまち」の実現に向けて、中間市の魅力の向上により若い世代の流入と住民の定着を促すことに加え、地域資源の増加へとつなげていく好循環を生み出すことが必要とされています。

現在、中間市では学校や公共施設の再編検討が行われており、その跡地を活用した新たな拠点形成を行う余地があるほか、かわまちづくりの動きなど市民協働のまちづくり活動も活発になってきています。

都市計画マスタープランにおいても、新たな拠点形成に向けた土地利用施策の検討や市民協働による景観形成など、中間市が持つ魅力やポテンシャルを活用し「夢がかなうまち」の実現につながる施策をいかに展開するかが課題です。

# 第3部 全体構想編

# 第1章 都市づくりの目標

## 1. 将来像

中間市第5次総合計画における将来の都市像は、『豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」』と位置づけられています。また、将来像の実現にむけた方針として4つの将来都市構想が位置づけられています。

本計画においても、最上位計画である総合計画の位置づけを踏襲するものとし、達成すべき将来像として設定します。また、将来像を実現する4つの将来都市構想については、総合計画の基本的な考えを踏まえつつ、本計画で実現すべき方針として設定します。

### 将来像

## 豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

### 本計画における将来都市構想

#### ●利便性に富んだコンパクトなまちづくり

・様々な機能が集積することで若い世代、高齢者をはじめみんなが住みよい・住みたくなるまち

#### ●人や地域がつながり多様な交流と活力が生まれるまちづくり

・コンパクトなまちづくりを進める中で、様々な資源や人がつながり地域の魅力や活力を高めるまちづくり

## 2. 将来目標人口

中間市第5次総合計画では、2033(令和15)年を目標年として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する人口34,551人から、各種施策により人口減少率を抑えることで将来目標人口を36,000人に設定しています。

本計画では、2040(令和22)年を目標年次として、総合計画の目標人口を基に算出した32,000人を将来目標人口として設定します。

なお、2020(令和2)年の国勢調査による本市の人口40,362人を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する30年後の2050(令和32)年の人口26,055人を踏まえ、2040(令和22)年の推計定住人口は30,492人となりますが、土地利用のコントロールや都市施設の整備などの施策を展開し人口減少率を抑えることで32,000人を目指します。

### 将来目標人口

**2040（令和22）年の定住人口目標 32,000人**

### 3. 都市づくりの理念

福岡県が策定した北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)では、住民が、安全、快適、豊かで、しかも活力ある都市生活を享受しつつ、人口減少・高齢社会、国際化、情報化、地球環境に配慮した暮らしを実現し、住民の価値観の多様化、都市再生や地方分権の流れなど、様々な社会・経済の変化に対応する必要があるとして、5つの基本理念を定めています。

本計画では、この基本理念を踏まえ、将来像の実現にむけた都市づくりにおいて守る共通の考えとして以下のとおり、都市づくりの理念を定めました。

#### 都市づくりの理念

##### ●持続可能な都市づくり

人口減少社会や高齢社会において、必要な都市機能や公共交通が維持され、環境負荷が少なく多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる「持続可能な都市づくり」を進めるため、拠点と公共交通沿線への都市機能の集積を目指します。

また、多様な都市機能を集積することで、まちの多様性、人、産業、情報等が交流するにぎわいのあるまちづくりを目指します。

##### ●環境にやさしいまちづくり

豊かな自然環境の保全に配慮しながら、都市ストックを活用した効率的なまちづくりを進めるとともに、SDGs や DX(デジタルトランスフォーメーション)との連携により環境負荷をおさえ省エネルギー・省資源型のまちづくりを進めることにより、国際的にアピールできる環境都市づくりを目指します。

##### ●連携しあう都市づくり

地域独自の個性を有する自立した都市を目指すなかで、高齢社会や様々な社会情勢の時代を住民一体となって乗り越えていく、人と自然、人と人とがふれあい、支えあう共生の都市を育成するとともに、他都市との交流や連携しあう都市を目指します。

## 4. 都市づくりの基本目標

都市づくりの理念を前提としつつ、第5次総合計画で掲げる「夢がかなうまち なかま」という将来像の達成にむけ、また本市が抱える課題解決のために、本計画においては、進行しているまちの「高齢化」への対応を進めながら、利便性が高くコンパクトなポテンシャルを活かした住みよいまちを形成し、子どもから大人まで市民が夢や希望を抱ける中間市としての魅力向上が重要と考えます。

そこで、本計画における「都市づくりの基本目標」を以下のように設定します。

### 【目標①】健康のまちづくり

本市では、人口減少・高齢化が進行しているほか、空家の増加や建物等の老朽化など、「まちの高齢化」が進んでいます。

その中で、市民一人一人が健康に生き生きと暮らせる環境や建物や都市施設の老朽化対策による安心して暮らせる環境の形成を進めます。

そのため、公共空間のユニバーサルデザインや公共交通の充実、市民の健康づくりにつながる徒歩や自転車での回遊性の向上、子育て・福祉・防災など市民同士の支えあいを促進する交流の場を形成するとともに、空家・空き地の活用や都市施設の老朽化対策を進めます。

### 【目標②】選ばれる住まいづくり

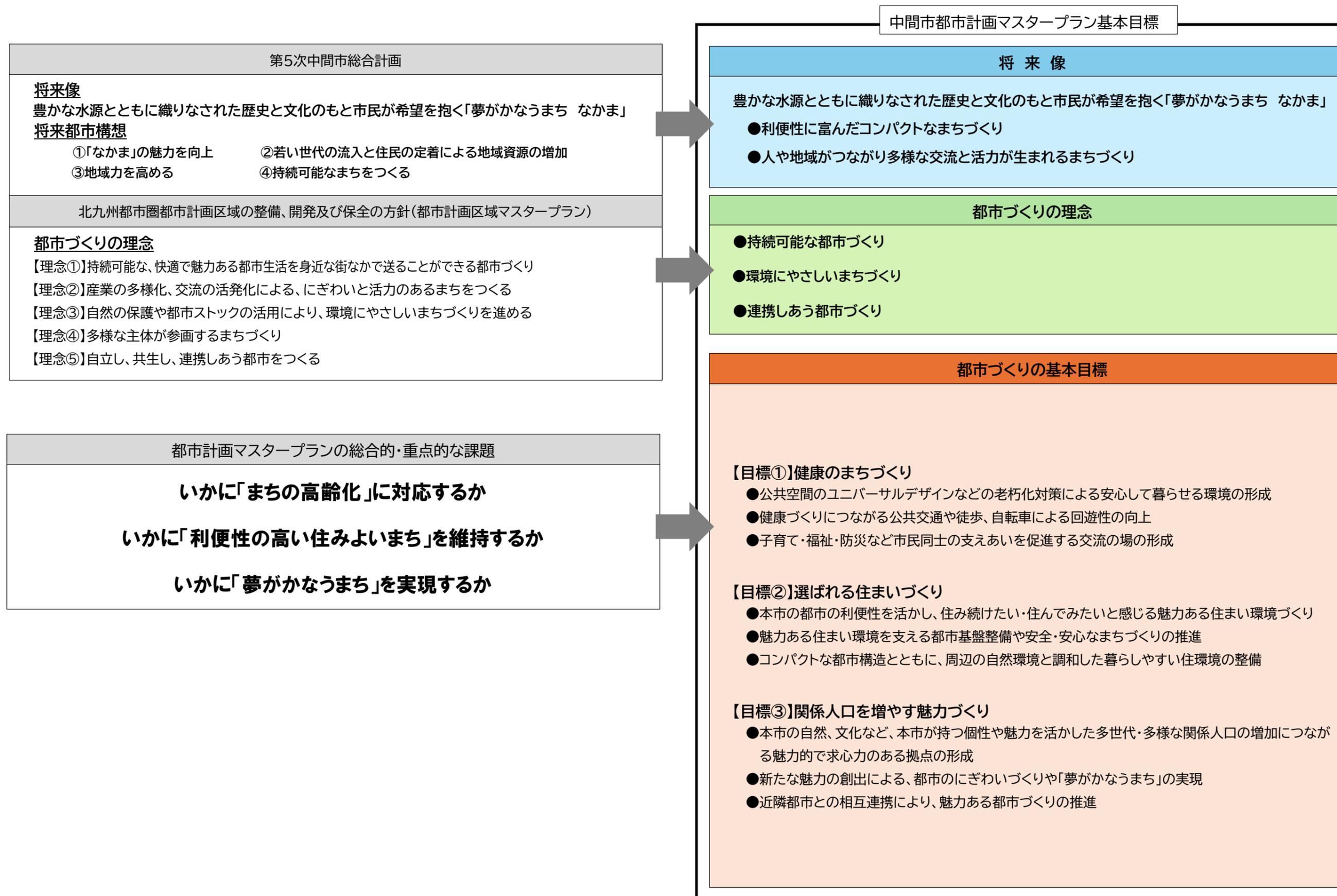
本市は商業・業務・医療・福祉などの様々な生活利便施設や公共交通路線が充実し、「利便性の高い住みよいまち」が形成されています。今後もその利便性を活かし、住み続けたい・住んでみたいと感じる魅力ある住まい環境づくりを進めます。

そのため、都市を支える各種都市基盤の整備推進を図るとともに、防災・防犯による安全・安心なまちづくりを進めます。また、現在のコンパクトで利便性の高い都市構造の維持・充実を図り、周辺の自然環境と調和した暮らしやすい住環境の整備を図ります。

### 【目標③】関係人口を増やす魅力づくり

遠賀川を基調とした自然、世界文化遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめとして培われてきた有形・無形の文化、近隣都市とのつながりの強さなど、本市が持つ個性や魅力を維持・発展させるとともに、公共施設の再編を好機とした新たな魅力の創出により、都市のにぎわいづくりを進め、「夢がかなうまち」の実現につなげます。

そのため、本市全体の生活利便を支えるだけでなく、多世代・多様な関係人口の増加につながる魅力的で求心力のある拠点の形成を図ります。また、遠賀川や垣生公園などの自然環境を活用した市民の交流・余暇活動の促進、近隣都市との相互連携により、魅力ある都市づくりを進めます。



## 5. 将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、誘導すべき都市機能や適切な土地利用・都市施設の配置方針など、将来的に実現を目指す基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造は、以下に示す3つの要素で構成します。

### ＜都市構造を構成する要素＞

- 都市拠点：都市活動の中心的な場で特性に応じた機能の集積を図る
- 都市軸：都市間交流や拠点のネットワークを担う動線、線形
- ゾーン：主な機能毎に区分した土地のまとまり

### 5-1. 都市構造の構成要素

#### (1) 都市拠点

本市の「まちの顔」となる中心地、地域住民の身近な生活利便が集積する場、地域の文化や自然を活かした人々が憩い交流する場、また多くの人々が働く場として、以下の拠点を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p><b>①中心拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市生活を営む上で核となる地区で、広域交流を促す商業・業務・医療・福祉機能や公益・文化施設等の維持・集積を図り、本市のにぎわいや活力を形成する地区を中心拠点として位置づけます。</li> <li>■ 公益拠点との連携や都市機能の相互補完により、利便性向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 筑豊電鉄通谷駅～JR 中間駅間</li> <li>○ JR 中間駅周辺</li> </ul>
<p><b>②地区拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主に周辺住宅地における住民の身近な生活利便性を確保するとともに、公共交通へのアクセス等の向上を図るなど、歩いて暮らせるまちづくりの核となる地区を位置づけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JR 筑前垣生駅周辺</li> <li>○ 筑豊電鉄筑豊中間駅周辺</li> <li>○ 筑豊電鉄東中間駅周辺</li> </ul>
<p><b>③公益拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰もがより住みやすい・住みたいと感じる住環境形成にむけて、公共施設の整備や利活用、災害対策の強化を図るとともに、市民への公共サービスの提供拠点、市内外の医療・保健・福祉活動等の拠点となる地区を位置づけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所周辺</li> <li>○ 総合会館(ハピネスなかま)周辺</li> </ul>

<p><b>④自然交流にぎわい拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然と交流し安らぎや潤いを与える地区を自然交流にぎわい拠点として位置づけます。</li> <li>■ 本拠点は、身近な動植物の生息環境の場としての機能を保全します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 垣生公園周辺</li> <li>○ 屋島公園周辺</li> <li>○ 遠賀川河川敷周辺</li> </ul>
<p><b>⑤生産拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用の創出、産業発展を担う地区として、既存の工業団地周辺を生産拠点と位置づけます。</li> <li>■ 企業誘致や市内の生産機能の集積誘導に努め、生産性の向上や住宅地とのすみわけにむけて新たな地区を産業拠点として位置づけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虫生津工業団地</li> <li>○ 五楽工業団地</li> <li>○ (仮称)五楽北部工業団地</li> </ul>

## (2) 都市軸

市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上に資する河川等を中心に都市軸を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p><b>①都市中心軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北九州都市圏における広域交流となる中心拠点や公益拠点、また地域生活の中心となる地区拠点を結ぶ軸で、都市の営みを形成する中心軸となります。</li> <li>■ 既存商店街や商業・業務・医療・福祉等の都市機能の集積を進める軸で、市民の生活利便性を創出していく軸となります。</li> <li>■ 都市中心軸を基軸としながら、地区拠点を連携・交流することで、本市の中心地としてのにぎわいの創出を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (都)御館通谷線の一部</li> <li>○ (都)犬王古月線の一部</li> <li>○ (都)仮家大膳橋線の一部</li> </ul>
<p><b>②広域都市連携軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本市と周辺地域とを結びつけるとともに、広域的な交流を促す役割を担う軸となります。</li> <li>■ 周辺での都市機能配置等、本市の都市づくりの主軸としての役割を担う軸(都市中心軸)となります。九州縦貫自動車道や国道3号など高規格幹線道路へのアクセス軸となります。</li> </ul>	<p>南北軸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (主)直方水巻線</li> <li>○ (主)直方芦屋線</li> </ul> <p>東西軸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (都)犬王古月線</li> </ul>

<p><b>③都市間連携軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中心拠点、地区拠点、生産拠点など様々な拠点を結びつけ、市内の日常生活や交流の利便性を高める役割を担う軸となります。</li> <li>■ 周辺での都市機能配置等、本市のまちづくりの主軸としての役割を担う軸となります。</li> <li>■ 北九州都市圏へのアクセス道路として、また広域都市連携軸の補助幹線としての機能を有します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (都) 仮家大膳橋線</li> <li>○ (都) 中間水巻芦屋線</li> <li>○ (都) 御館通谷線</li> <li>○ (都) 塘ノ内砂山線</li> <li>○ (都) 五楽砂山線</li> <li>○ (都) 中間水巻線</li> <li>○ (都) 上蓮花寺水入線</li> <li>○ (都) 通谷道元線</li> <li>○ (市) 砂山中底井野線</li> <li>○ (市) 二夕股東中牟田線</li> </ul>
<p><b>④自然交流にぎわい軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然や文化とふれあい・交流する場として、また市民・来訪者の健康維持やレクリエーションの場として、安らぎや潤いを与える自然交流にぎわい軸となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠賀川</li> <li>○ 遠賀川河川敷</li> </ul>
<p><b>⑤親水交流軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民の身近な憩いの場として、また親水空間の創出や散策路など歩行者動線としての役割を担う軸となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新々堀川</li> <li>○ 曲川</li> <li>○ 笹尾川</li> <li>○ 黒川</li> </ul>

道路種別凡例

(都)…都市計画道路

(主)…主要地方道

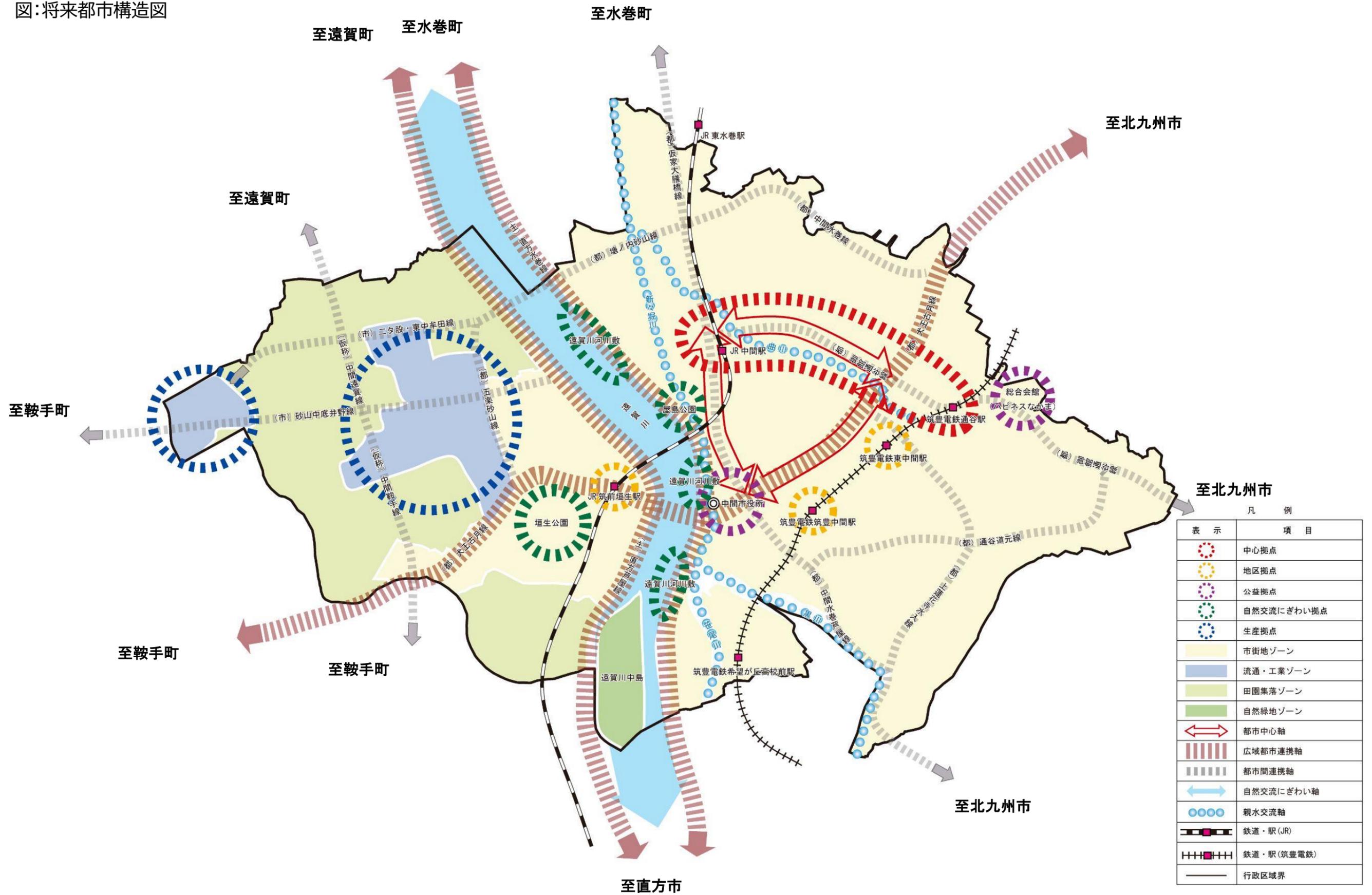
(市)…一般市道

### (3) ゾーン

住宅利用、商業利用、工業利用として市街地形成を図る区域、農地・山林などの自然的土地利用を図る区域等、主な機能ごとに区分した土地のまとまりを基にゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p><b>①市街地ゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商業利用や住宅利用などコンパクトで利便性の高い市街地ゾーンの形成を設定します。</li> <li>■ 商業系土地利用を図る区域として、中心拠点や公益拠点の周辺で広域交流としての商業・業務集積や医療・福祉・公益・文化施設等の集積を図るゾーンや、既存商店街周辺や都市軸沿いの沿道サービス機能を図るゾーン及び地区住民の生活利便を図るゾーンを設定します。</li> <li>■ 住居系土地利用を図る区域として、生活利便が高く快適な居住環境を有する中高層住宅地区や、専用住宅地として落ち着いた生活環境を形成し、緑豊かでゆとりある住宅市街地を有する低層住宅地区など、良好な住宅地を形成するゾーンを設定します。</li> </ul>	<p>○ 市街化区域</p>
<p><b>②流通・工業ゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生産拠点周辺の工業団地について、工業機能を集積するゾーンを設定します。</li> </ul>	<p>○ 工業地域</p>
<p><b>③田園集落ゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 良好な営農環境の形成にむけて、優良農地の保全や山林の保全を図るゾーンを設定します。</li> <li>■ 周辺の土地利用と調和のとれた良好な環境を備えた比較的低密度の住宅地を形成するゾーンを設定します。</li> </ul>	<p>○ 市街化調整区域</p>
<p><b>④自然緑地ゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遠賀川にある中島で自然環境の保全・活用を図るゾーンを設定します。</li> </ul>	<p>○ 遠賀川中島</p>

図:将来都市構造図



凡 例

表 示	項 目
	中心拠点
	地区拠点
	公益拠点
	自然交流にぎわい拠点
	生産拠点
	市街地ゾーン
	流通・工業ゾーン
	田園集落ゾーン
	自然緑地ゾーン
	都市中心軸
	広域都市連携軸
	都市間連携軸
	自然交流にぎわい軸
	親水交流軸
	鉄道・駅(JR)
	鉄道・駅(筑豊電鉄)
	行政区境界

## 第2章 分野別方針

### 1. 土地利用の方針

#### 1-1. 基本方針

##### 基本方針① 集約型都市構造の形成と歩いて暮らせるまちづくり

高密度で各種機能が集積した市街地特性を活かしながら、既存ストックの有効活用や主要施設への近接性向上など、利便性が高く環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりにむけて、中心拠点、公益拠点、地区拠点を中心とした集約型都市構造の形成を目指します。また、都市構造の形成においては、歩いて暮らせるまちづくりを基本として、土地利用の規制・誘導とともに良好な住環境形成にむけた基盤整備の推進と交通環境の充実など、一体的なまちづくりの推進を図ります。

##### 基本方針② 地域の特徴や社会状況に対応した計画的な土地利用の推進

面的整備開発による良好な住環境形成や既存の都市機能の集積を活かしながら、地域の特徴に応じた環境の保全や都市機能の適正配置と強化・充実にむけて、地区計画などの各種法規制を用い、計画的な土地利用の推進を図ります。また、新たな住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)においては、将来の都市づくり目標との整合を図り、関係機関との協議・調整を進め、区域区分や用途地域の見直しなどの検討を進めます。

##### 基本方針③ 都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の規制・誘導

遠賀川及び遠賀川西部に広がる田園環境などの豊かな自然と調和のとれたまちを目指し、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、良好な住環境の形成と都市活動の活性化とともに、営農環境の保全を図ります。そのため、区域区分や用途地域に加え、農地法など各種法規制との連携による適正な土地利用を進めます。

## 1-2. 都市づくりの方針

### (1) 拠点の創出

#### 中心拠点

JR 中間駅から筑豊電鉄通谷駅にまたがる中心拠点は、本市の活力・にぎわいの中心地であり、商業施設や公共施設など様々な都市機能が集積しています。

本市の活性化を牽引する拠点として、さらなるにぎわい創出にむけ、様々な都市機能の維持・誘導、公共施設等の統廃合に伴う跡地の有効活用、ハード・ソフトの一体的な事業を検討し、魅力向上を図ります。また、中心拠点の形成にあたっては、歩きやすい空間づくりや交通渋滞対策などアクセスしやすい環境形成を図ります。

#### 地区拠点

JR 筑前垣生駅周辺、筑豊電鉄筑豊中間駅周辺、筑豊電鉄東中間駅周辺は、地区住民の身近な生活利便性の確保を図るとともに、駅へのアクセス強化や移動の連続性の確保など、地区の身近な生活拠点としての整備を進めます。

#### 公益拠点

市役所周辺は、中心拠点を補完する商業地としてにぎわい・交流を創出するまちの顔となることから、都市機能の連携・連続性の確保を図ります。

総合会館(ハピネスなかま)周辺は、福祉機能の維持・強化や福祉活動・情報の支援・発信にむけた環境整備を図ります。

#### 自然交流にぎわい拠点

垣生公園周辺は、レクリエーションや歴史、農産物などの資源を活用した市内外の交流を促進し、拠点としての整備・充実を図ります。

また、遠賀川河川敷周辺や屋島公園周辺は、市民のスポーツ・健康交流の場の形成や、遠賀川の豊かな水と緑を活用したにぎわいの場の形成を図ります。

また、これらの拠点は、身近な動植物の生息環境として、自然環境の保全を図ります。

#### 生産拠点

本市の雇用の創出、産業の発展を担う五楽・虫生津工業団地は、企業誘致や生産機能の強化を目指し、整備済みの事業所用地の活用促進と(仮称)五楽北部工業団地の整備の検討を図ります。

## (2) 住居系土地利用の方針（中高層住宅ゾーン、低層住宅ゾーン）

### 多様な住まい環境の創出

用途地域やその他法規制に基づく適正な土地利用の規制・誘導により、集合住宅や戸建住宅の立地誘導など、地域の特性に応じた住まい環境づくりを進めます。また、集約型都市構造の形成にむけて、住宅とともに多様な機能が集積する利便性の高い住環境の整備を目指します。

特に、中心拠点周辺の中高層住宅ゾーンにおいては、商業・業務施設及び公共・公益施設と調和した比較的高密度な市街地形成を進め、生活利便が高く快適な住環境を有する住宅地形成を進めます。

また、戸建住宅が立地する低層住宅ゾーンにおいては、地域の特徴に合わせて、居住環境の整備・改善を推進し、緑豊かでゆとりある低密度な住宅地としての市街地形成を進めます。

公営住宅については利用実態や需要に応じて、今後その集積や高度利用などの再編を検討し、併せて跡地活用についても検討を進めます。

### 良好な居住環境の保全・整備

計画的・面的に整備された住宅市街地など良好な住環境が形成されている地区については、地区計画等の活用を図りながら、現在の環境の維持・保全と施設や機能の更新に努めます。

住宅が密集し、狭あい道路が存在するなど防災上課題を有する地区については、市街地整備事業等の検討や道路整備等の計画的な都市基盤整備の実施により、安全で快適な住環境の形成に努めます。

また、良好な住環境の維持にむけて、増加する空家や空き地の適正管理や有効活用、老朽化住宅の建替え促進や安全対策を進めます。

### (3) 商業系土地利用の方針（商業ゾーン）

#### 中心商業地

広域交流を促進する商業・業務集積がある筑豊電鉄通谷駅から JR 中間駅をつなぐ(都)御館通谷線の一部沿道は、中心拠点としてのにぎわいの創出を図るため、高密度で多様な都市機能の集積にむけた土地利用を進めます。

また、交通渋滞対策を行うとともに、歩行者ネットワークの形成やポケットパーク、駐車場、案内板などの整備により回遊性のあるまちづくりの推進や地域の魅力を高める景観の誘導など、本市の中心商業地として一体的な整備を目指します。

#### 沿道商業地

(都)犬王古月線沿道は、地域住民の生活利便性を確保するとともに、広域都市連携軸沿道のロードサイド型店舗の立地誘導を図る地区として、商業・業務・サービス機能の集積を図ります。

(都)仮家大膳橋線沿道は、周辺の住環境との調和を図りながら、地区住民の身近なサービス施設の立地誘導、空き店舗対策や道路整備などを検討し、中心商業地と一体的な整備・誘導を図ります。



(都) 犬王古月線沿道



(都) 仮家大膳橋線沿道

### (4) 工業系土地利用の方針（工業ゾーン）

#### 工業地

本市の雇用の創出、産業の発展を担う五楽・虫生津工業団地は、企業の移転や誘致の推進による、事業所用地の活用を促進します。なお、五楽工業団地については、企業誘致や生産機能の強化を目指し、(仮称)五楽北部工業団地の整備の検討を進めます。両工業団地は既存集落地や農地と隣接することから、工業団地内において植樹による騒音対策や排水対策を図るなどし、住環境と営農環境に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

また、岩瀬北部の工業地については、水巻町との調整を図り住居利用を含めた有効な土地利用方策について検討を進めるものとし、社会情勢や市街地動向を捉えつつ、地区に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

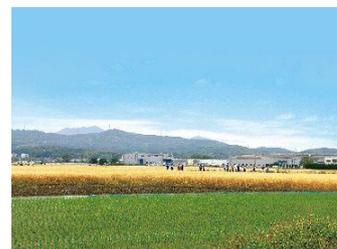
## （５）自然的土地利用の方針（田園集落ゾーン・自然緑地ゾーン）

### 農地

遠賀川西部に広がる農地については、本市の食料生産基地として営農環境の維持とともに、人々に潤いや安らぎを与える緑地機能及び自然景観の創出を図ることを目的に、農地法により開発を抑制し、優良農地としての維持・保全を図ります。

集落地については、田園環境を保全しつつ、住環境を整備する地区として、条例、その他法規制との整合を図りながら適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

市街地内に分布する農地については、都市の身近な緑地機能としての特性に配慮しつつ、基盤整備の進行や市街化の動向を踏まえながら、都市的な土地利用の誘導を図ります。



遠賀川西部の農地

### 緑地

遠賀川及び主要な河川とその河川敷に広がる緑地は、都市の身近な緑地空間として積極的な保全を図ります。特に遠賀川周辺に広がる河川敷については、緑地機能に加え、広場や散策路などレクリエーション機能を活かした整備・保全を図ります。

垣生公園や神社周辺などの緑地についても、都市の身近な緑地空間とともに、防災機能に配慮し、維持・保全に努めます。



遠賀川河川敷

## （６）市街化調整区域

### 市街化調整区域

市街化調整区域内に広がる集落地区については、田園環境を保全しつつ、住環境を整備する地区として、条例、その他法規制との整合を図りながら適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

なお、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区については、農業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域への編入を検討します。

また、社会福祉施設、病院、学校等の公共・公益施設は、住みやすく・住み続けられる住まい環境の形成、生活支援や地域コミュニティの形成など、地域住民の身近な生活施設として重要な都市機能となることから、市街化調整区域内でこれら施設の立地検討が進む地区について、上位計画や各種関連計画との整合を図りながら、施設整備にむけた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

## (7) 土地利用の規制・誘導方針

### 土地利用調整区域(市街化区域拡大検討)

区域区分は、福岡県が策定する「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、良好な環境の保全を図るための基本となるものです。本市でも明確な区域区分が行われ、適正な土地利用の規制・誘導が進められています。今後も、引き続き市街化区域及び市街化調整区域の区域区分をはじめとし、用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ります。そのため、新たに市街化が必要な地区については、市街地整備事業等の検討や関係機関との調整を踏まえ各種法規制による一体的な土地利用の規制・誘導を進めます。

(仮称)五楽北部工業団地は、企業誘致の推進における新たな工業地として、市街化区域への編入を検討します。検討においては、周辺環境との調和を図り、地域住民の理解と協力を得ながら進めていくものとします。

垣生地区や蓮花寺ボタ山周辺は、新たな都市活力の創出にむけた都市機能の誘致・整備など、事業者及び関係機関との十分な調整を図りながら計画の進捗状況を踏まえ、周辺環境との調和を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、市街化区域への編入を検討するものとします。また、周辺に分布する自然地についても住宅地等に資する土地利用として市街地整備の検討を進めます。ただし、具体的な編入検討段階となるまでの間は、緑地機能の維持とともに、災害対策を推進し、付近住民の安全を確保します。

その他、市街化調整区域において、地域の活性化、良好な市街地形成が必要な地区については、地区計画の検討により調整区域の性格を堅持しつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の維持を図ります。

### 土地利用調整区域(用途地域変更検討)

公共施設や商業施設など都市機能が集積している筑豊電鉄通谷駅とJR中間駅間の(都)御館通谷線の一部沿道は、本市のにぎわいの活力を担う中心拠点として、周辺住宅地などに配慮しながら、商業系用途地域へ変更するなど新たな拠点形成にむけた土地利用の規制・誘導を図ります。

岩瀬南市営住宅周辺については、周辺住宅地などに配慮しながら、土地の高度利用による居住環境の創出にむけた土地利用の規制・誘導を図ります。

都市計画道路の整備が予定される地区周辺については、周辺環境に配慮しながら、沿道特性を活かした複合住宅地としての整備促進など、土地利用の規制・誘導を図ります。

商業ゾーンの一部においては、住宅や地域住民の生活利便に資する機能の集積が主となっており、地区の現状に合わせて住居系用途地域へ変更するなど、用途地域の適正な見直しを図ります。

また、公共施設や学校の統廃合・再編に伴う跡地活用においては、周辺環境に配慮しながら、新たな都市機能の誘導や居住環境の向上にむけた適切な土地利用の規制・誘導を図ります。



## 2. 道路・交通の整備方針

### 2-1. 基本方針

#### 基本方針① 周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備

市内外の交通アクセスの強化や交流促進、また災害時の避難、救助や輸送に必要な道路網など、体系的な道路ネットワークの整備を進めます。

#### 基本方針② 公共交通の利便性の向上

広域交通の促進、車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりにむけて、公共交通機能の強化を図るとともに、多様な交通の連携を図ることで、利便性の向上を進めます。

#### 基本方針③ 人にやさしい交通環境の整備

歩行者にやさしい交通環境の整備を進めるとともに、回遊性のある歩行者・自転車ネットワークの整備を進めます。

### 2-2. 都市づくりの方針

#### (1) 道路の体系的整備の推進

##### 体系的な道路の整備

都市間連携の強化や広域幹線道路(国道)、高速自動車道へアクセスする主要幹線道路をはじめ、都市内の連携・交流を強化する幹線・補助幹線道路の連絡を図ります。特に幹線道路については、交通渋滞対策や生活道路への流入抑制を図り円滑な交通処理を実現するほか、災害時の安全輸送路の確保や延焼遮断帯としての機能に加え、ライフラインが通る都市基盤としての重要な役割を担うことから、連携強化、安全・安心な基盤づくりにむけて一体的な道路整備とその適切な維持管理・長寿命化対策を図ります。

また、道路は都市基盤施設の機能とともに、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、本市の将来都市構造を踏まえながら、それぞれの道路の機能や周辺特性に配慮し、土地利用と一体的な整備・誘導を図ります。

加えて、まちづくりの目標や社会情勢を踏まえながら、都市計画道路の整備、見直しについて検討を進めます。

### 主要幹線道路の整備

北九州都市圏及び近隣市町との広域交流を促す主要幹線道路の整備・改善を進めます。

本都市圏の中核都市となる北九州市と本市を直結する(都)犬王古月線を東西軸として、また水巻町、芦屋町、直方市、飯塚市や広域幹線道路となる国道3号とを結び、(主)直方水巻線、(主)直方芦屋線を南北軸として、広域ネットワークの形成や交通の円滑化や効率化を図ります。

### 幹線道路・補助幹線道路の整備

主要幹線道路を補完するとともに、市内の各地域や拠点の交流を促す幹線道路の整備・改善を進めます。

市中心部と小嶺インターチェンジを結び(都)御館通谷線や本市の東西の連携とともに環状道路としての機能を担う、(都)五楽砂山線、(都)塘ノ内砂山線、及び(都)中間水巻線の整備を進めます。また、市街地内の連携や周辺市町を結び(都)中間水巻芦屋線の整備や、遠賀川西部の工業団地へのアクセス性を向上させるとともに東西の幹線軸となる(市)砂山中底井野線、遠賀・中間・鞍手を結び南北の幹線軸となる(仮称)中間遠賀線、(仮称)中間鞍手線の整備・検討を目指します。

また、補助幹線道路は、幹線道路等を補完し、都市内の円滑な交通を図るため整備・改善を進めます。

### 区画道路・生活道路の整備

地域の主要拠点へアクセスしやすい区画道路・生活道路の整備を進めます。整備においては、道路の性格や幅員に応じて歩道の整備や交通規制等の検討を進めます。特に、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互交通ができるよう狭あい道路の改善や歩行者等の通行に配慮した整備を進めます。

## (2) 公共交通の整備・充実

### 広域交通(鉄道)

広域交通を支える JR 及び筑豊電鉄については、集約型都市構造を支える都市交通の骨格であることから、既存路線の維持を主としながら、利用増進や利便性の向上を目指した整備・運営における施策の充実を図ります。

また、駅周辺へのアクセス道路の整備・改善やユニバーサルデザインに配慮した駅施設の整備・充実に努めます。

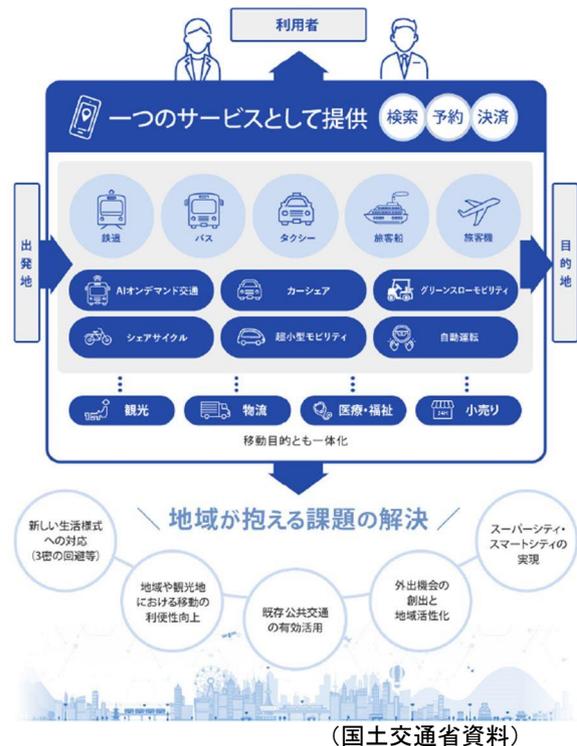


JR 中間駅

### 地域内交通(路線バス・コミュニティバスなど)

交通弱者の移動手段として、また市民の身近な移動手段として路線バスやコミュニティバスなど地域内の公共交通ネットワークの利用促進を図ります。

特に、環境にやさしいまちづくりや歩いて暮らせるまちづくりの推進にむけても、市内を循環するバスは重要な交通手段となることから、バス路線の存続、利用の促進にむけ、地域公共交通計画に基づきコミュニティバスの AI オンデマンド化(需要に応じた運行体系)、MaaS※の導入など施策の充実、支援を図ります。



※MaaS とは、Mobility as a Service の略称で情報通信技術を用いて、あらゆる公共交通機関を結び付け、効率よく、かつ便利に使えるようにする概念及びシステム。

### (3) 交通環境の整備・充実

#### 人にやさしい道路空間の確保

段差の解消や歩行空間の確保など、誰もが安全・安心・快適に通行できるユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進めます。

また、通過交通の流入抑制、自動車速度の制限にむけた交通規制の検討、交通事故の防止にむけたカラー舗装整備やカーブミラー・防犯灯・案内板等の設置、街路灯のLED化など、歩行者優先の道路整備を進めます。

#### 歩行者・自転車ネットワークの整備

地域内の主要拠点へのアクセスや各拠点間の回遊性・連続性の向上にむけて、人が安心・快適に通行できる歩行者ネットワークの整備を図ります。

歩行者ネットワークの整備においては、遠賀川をはじめとした自然交流にぎわい軸・親水交流軸における親水空間との連続性や沿道の植樹、公園の配置や案内板の設置などを行い、利便性の向上を図りながら、人々の回遊とにぎわいの創出を目指します。

特に市の顔となるような道路については、植栽や道路舗装、デザイン照明等、都市景観に優れた道路整備を進めます。

また、市民のレクリエーションや健康づくりとして遠賀川周辺におけるサイクリングコースの維持・改善や市街地内の自転車レーンの整備など自転車走行空間の充実を図ります。



ポケットパーク



屋根のない博物館

#### 駅周辺等の利便性の確保

乗り換えの利便性の向上など異なる交通の移動の連続性の確保を図るため、駅前広場等の整備を進めます。

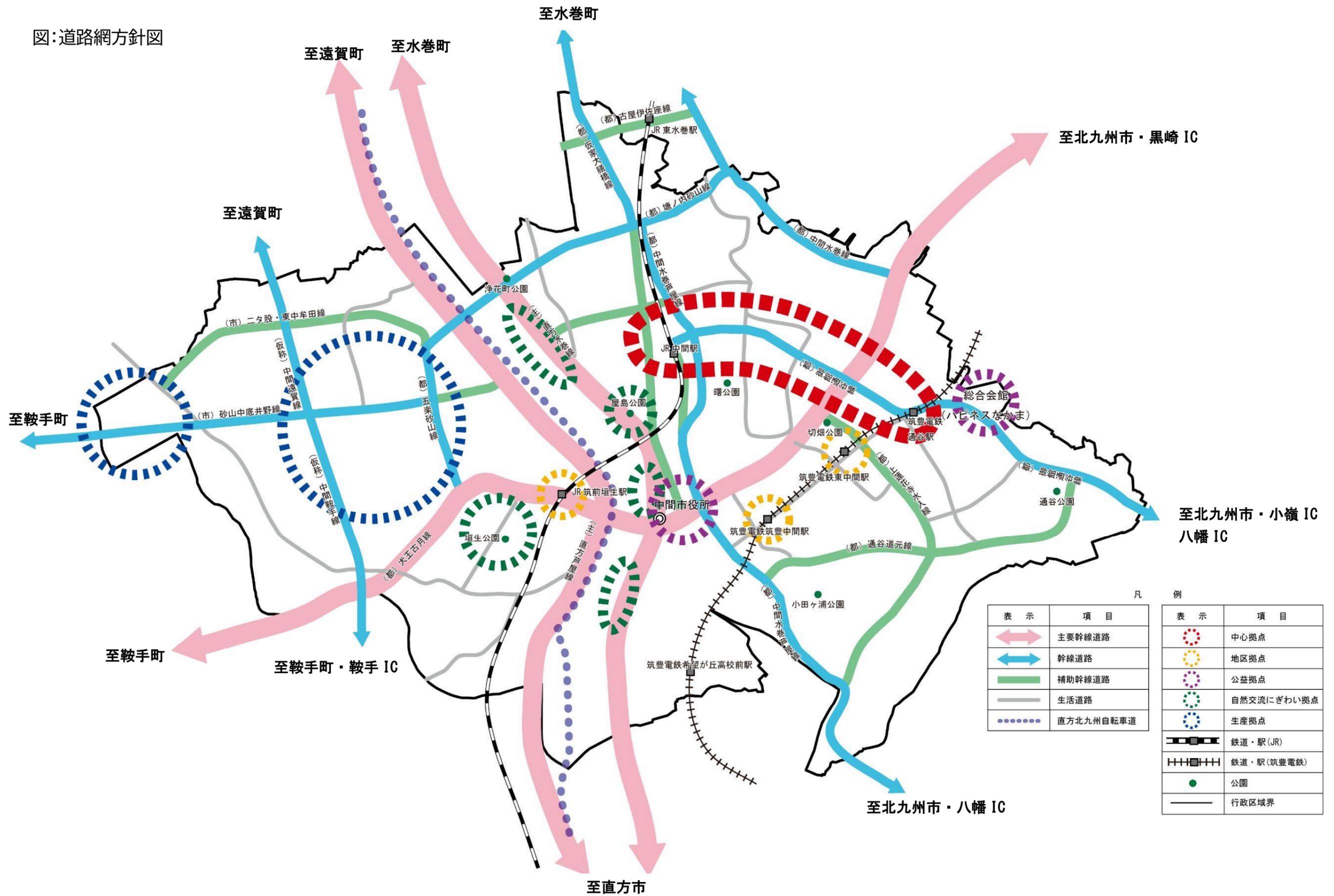
また、駅周辺の訪れやすさの向上や安全・快適な歩行空間の形成にむけて、ユニバーサルデザインや都市景観に配慮した道路整備、駐車場・駐輪場の適正配置と整備に努めます。

#### まちづくりと一体的な道路整備の推進

道路が都市基盤施設の機能に加え、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、集約型都市構造の形成や徒歩圏を基本とした市街地の広がりにも配慮しながら、まちづくりと一体となった道路整備を進めます。

特に、新規に道路整備を検討する地区周辺は、各種法規制による規制・誘導手法を基に、周辺の適正な土地利用の推進を図ります。

図：道路網方針図



凡		例	
表示	項目	表示	項目
	主要幹線道路		中心拠点
	幹線道路		地区拠点
	補助幹線道路		公益拠点
	生活道路		自然交流にぎわい拠点
	直方北九州自転車道		生産拠点
	鉄道・駅(JR)		鉄道・駅(JR)
	鉄道・駅(筑豊電鉄)		鉄道・駅(筑豊電鉄)
	公園		公園
	行政区境界		行政区境界

### 3. 水とみどりの整備方針

#### 3-1. 基本方針

##### 基本方針① 水とみどりを「守り」・「活用する」

本市を縦断する遠賀川をはじめとした良好な自然環境の保全・活用を図ります。

##### 基本方針② みどりを増やし育てる

公園・緑地の適正配置・整備推進と市民と協働による適切な維持管理を図ります。

#### 3-2. 都市づくりの方針

##### (1) 水とみどりを守り活用する

##### 自然交流にぎわい拠点の整備

自然とのふれあい、レクリエーションやにぎわいを創出する緑地及び親水空間の整備・活用を図ります。

遠賀川は北九州都市圏の海・街・山を結ぶとともに、周辺に広がる農地など豊かな自然環境を創出しています。遠賀川を活用した新たなにぎわいの場を創出することを目的に国、県、市、民間団体等が協力し水辺空間の利活用・維持管理など、かわまちづくりに取り組んでいます。

今後も自然との触れ合いやレクリエーション機能を有する自然交流にぎわい拠点としての維持・整備を図ります。

垣生公園や屋島公園なども、健康づくりや憩いの場としての活用を図るとともに、日常生活に潤いを与えるみどり空間としての拠点整備を進めます。



遠賀川河川敷



垣生公園

##### 緑地等の保全

市街地内のみどり空間の確保にむけて、都市公園や歴史に育まれた緑地など、都市内緑地の保全に努めます。

特にみどりは、市民の住まい環境としての憩いや快適性に加えて、動植物の生息・生育環境の確保や低炭素社会の構築にむけて重要な役割を有することからも、都市内に分布する森林等の緑地の保全を図ります。

また、遠賀川西部に広がる田園環境などの自然緑地については、営農環境の保全や農地の維持・活用とともに自然景観の維持にむけて、生産緑地地区としての保全を進めます。

## 水とみどりのネットワークの形成

遠賀川やその河川敷の『自然交流にぎわい軸』、曲川、新々堀川及び周辺の親水空間などの『親水交流軸』の自然環境の保全・活用とともに、植樹された道路を『緑の軸』と位置づけ街路樹や植栽等の維持管理を図ります。

また、これらの軸と、親水交流軸や林地・農地など面的に広がる自然環境とあわせて、水とみどりのネットワークづくりを進めます。

特に遠賀川においては、広域的な市町村の連携軸になるとともに、多様な生物の生育・生息環境及び地域住民にとっての貴重な水とみどり空間の機能を有することからも、周辺市町との連携による自然特性の維持・保全や景観創出を図り、資源活用による地域交流を進めます。

また、市街地内の水とみどりの空間整備による快適な住まい環境の創出や、歩道・公園整備、加えて堀川の中間唐戸や近代化産業遺産などの歴史的な特徴を活かした周遊性の高い散策路としての環境整備など、水とみどりと一体的な市街地整備を進めます。



屋根のない博物館



堀川の中間唐戸

## (2) みどりを増やし育てる

### 公園・緑地の整備と適切な維持管理

地域住民の身近な遊び場・みどり空間、また地域の防災空間として、整備目標や誘致圏を踏まえ、適正な公園・緑地の配置整備及び適切な維持管理を図ります。

本市には、6つの都市計画公園が存在し概ね整備は完成した状況ですが、都市公園の誘致圏や市民一人当たりの面積基準(10㎡/人以上)からみると、低い水準となっています。そこで、市内に分布する児童遊園地を有効に活用し、都市内緑地の整備や防災に配慮した機能の整備・改善を進めます。また、新たな公園を整備検討する場合は、市街地形成や公園の誘致圏及びみどりの連続性に配慮しながら、検討・整備を進めます。

### 街並み緑化の推進

公共施設や主要な道路・河川沿道及び駅前広場について、うるおいある生活空間の創出や良好な都市景観の形成にむけた緑化に努めます。

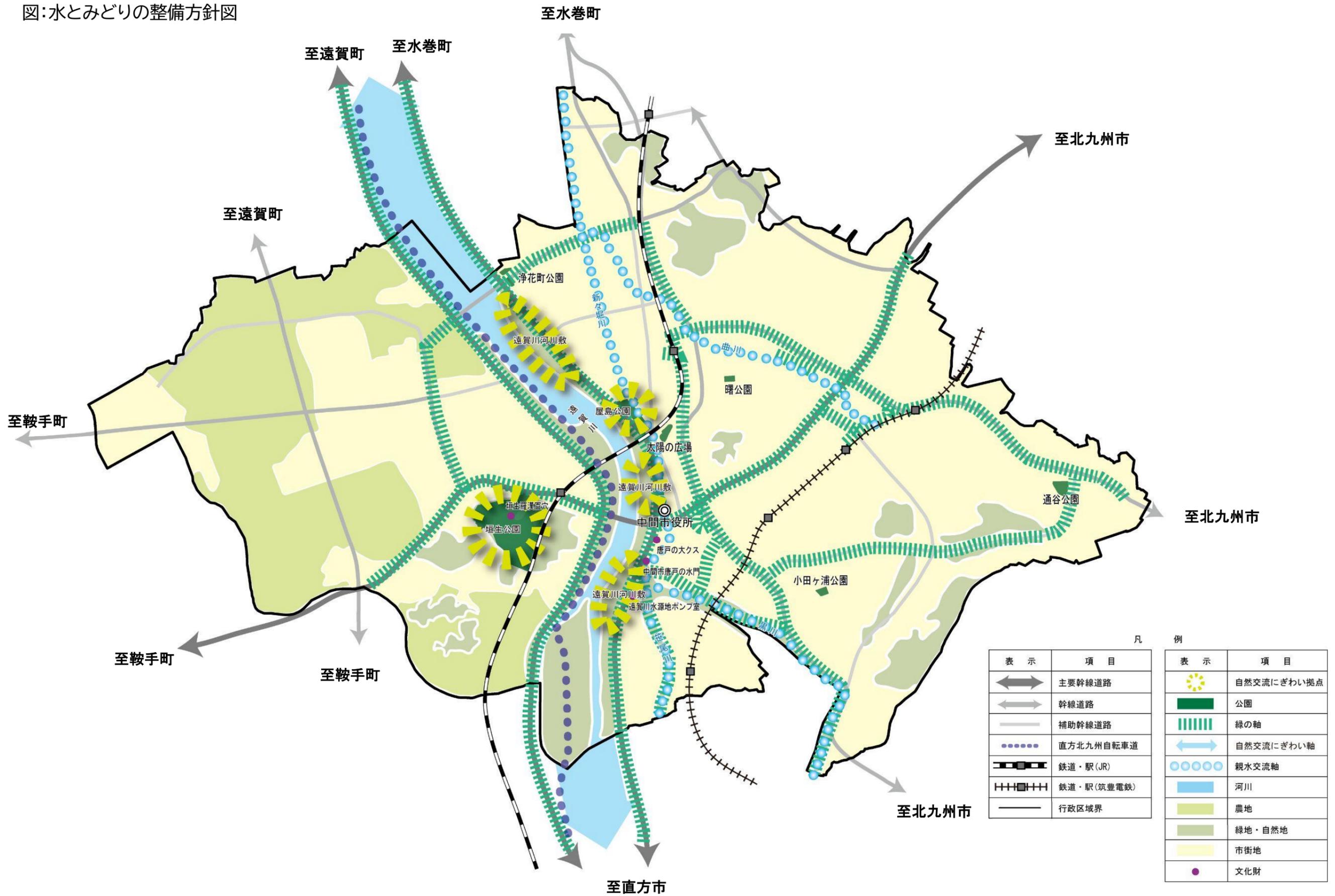
また、民有地においても、みどりある良好な市街地環境の創出にむけて、各種法規制や協定・条例等の活用や導入検討により、行政・市民・事業者の協働による緑の創出を図ります。

### みどりの管理と育成

公園・緑の整備や主要な都市施設の整備においては、ワークショップなど地域住民の参加を促し、市民によるみどりの育成・創出を図るとともに、緑の保全を目指します。

また、地域のみどりを守り、育むためのコミュニティづくりとその活動支援に努めます。

図：水とみどりの整備方針図



## 4. 上下水道の整備方針

### 4-1. 基本方針

#### 基本方針① 快適な暮らしを支える上下水道整備の推進

河川・水路などの水質保全や公衆衛生の向上による快適な暮らしを支える下水道整備の推進と、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

### 4-2. 都市づくりの方針

#### (1) 下水道の整備方針

##### 汚水計画

公共下水道事業の計画的な整備を推進し、快適な生活環境を市内全域に拡げることによって河川・水路などの水質改善に努めます。

下水道整備区域内においては、遠賀川下流流域下水道構成市町との連携・調整を図りながら流域下水道の整備を図ります。

整備済みの区域においても、下水管路の老朽が進んでいるところは、その適切な維持管理と長寿命化を図ります。

また、新たな市街地整備の検討区域や道路整備検討区域は、その動向を見ながら汚水計画を検討します。

##### 雨水計画

総合的な水環境の保全にむけて、河川改修計画との調整や農業環境との調整を図りながら雨水計画を検討します。

#### (2) 上水道の整備方針

##### 上水道計画

良質な水道水供給にむけて、配水池・幹線配水管網の耐震化、病原菌対策、高度処理施設の配置及び浄水確保などを総合的に実施します。

水資源の安定供給にむけた、浄配水施設の整備を進めます。

## 5. 市街地・住環境の整備方針

### 5-1. 基本方針

#### 基本方針① 計画的な市街地の誘導

地域の特徴や市街化の進行を踏まえ、法規制による計画的な土地利用の推進と新たな市街地整備の誘導を図ります。

#### 基本方針② 良好な住環境の維持・形成

良好な住環境の維持・保全また改善を図るため、地区計画等の検討や公営住宅の改善を図ります。

### 5-2. 都市づくりの方針

#### (1) 計画的な市街地整備の推進

##### 土地利用調整区域における市街地整備の検討

市街化区域の拡大検討を行う垣生地区や蓮花寺ボタ山周辺は、社会情勢や市街化動向を踏まえ、市街化編入を図ります。周辺環境との調和を図り、区域区分や用途地域の適正配置による土地利用の規制・誘導と道路や公園・下水道等の基盤整備事業を進めます。

用途地域の変更検討を行う岩瀬北部の工業地は、社会情勢や市街化動向を踏まえ用途地域の見直しを図ります。地区計画等の検討を行い、計画的な宅地開発の促進し、地域の特徴に応じた都市環境の形成を図ります。

また、住宅が密集し、狭あい道路が存在するなど防災上課題を有する地区については、市街地整備事業等の検討を進め、住環境の安全性の確保を図ります。

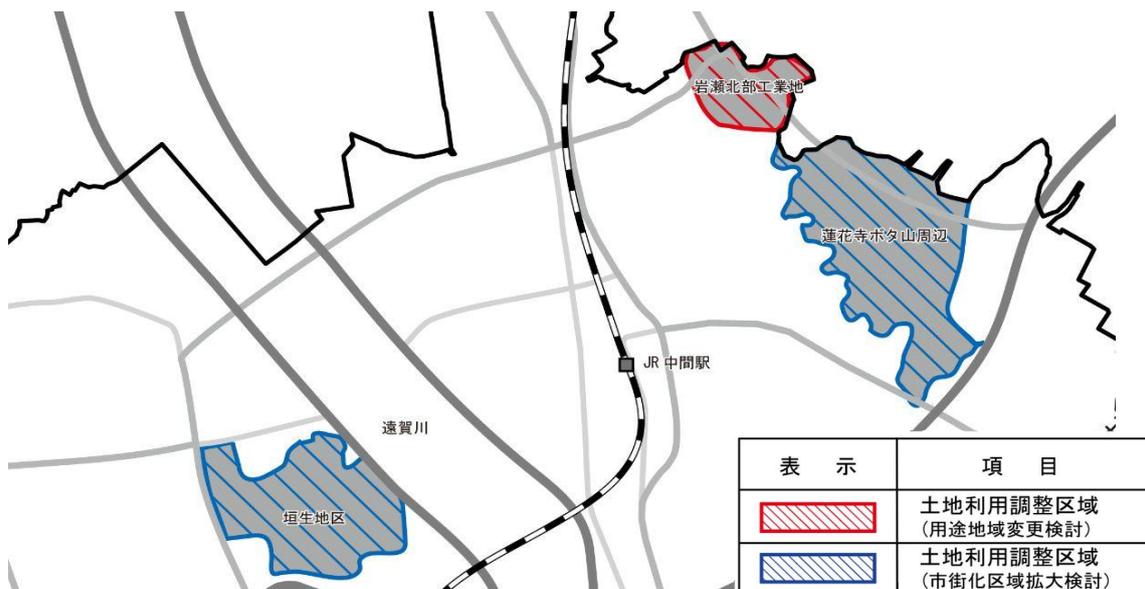


図 市街地整備検討箇所的位置

## (2) にぎわい創出にむけた拠点の創出

### 中心地の再生

JR 中間駅から筑豊電鉄通谷駅に及び中心拠点は、商業・業務・医療・福祉・公益・文化施設など様々な都市機能の維持・充実を促進し、さらなるにぎわい創出にむけたハード・ソフトの一体的な事業の検討を図ります。

また、中心地のにぎわい形成にむけて、歩行空間の環境整備や土地の高度利用、道路・緑地空間の活用など官民連携を含めた取組みを検討します。

### 垣生公園を中心とした遠賀川西部の活性化

歴史や自然、またレクリエーション機能を有する垣生公園周辺において、緑の拠点としての整備・充実を促進するとともに、農産物直売所(新鮮市場さくら館)の活用や地域住民の交流施設の活用により、自然交流、文化交流、人の交流による遠賀川西部のにぎわい創出を図ります。

## (3) 良好な住環境の形成

### 良好な住環境の維持・向上

良好な住環境の維持・向上にむけて、地域住民の意向を踏まえながら、協議・調整を実施し、地区計画など、地域の特徴に応じた規制・誘導方策の推進を図ります。なお、実施においては、地域住民主体のまちづくりを誘導するため、各種支援策を検討します。

### 住宅供給の促進

公営住宅の住環境の向上と機能改善を進めるとともに、老朽化した施設については、建替えの検討を進めます。

また、良好な住まい環境の創出にむけて、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備や高齢者・障がいのある人に対応した住宅の整備にむけた支援を図ります。

本市への定住促進にむけて、PR 活動及び補助・支援策の検討を図ります。

### 空家対策等の実施

空家、空き地等については、空家情報のデータベースの整備や空家バンク制度の積極的な活用の促進、空家等の相談支援の推進により利活用を図ります。

## 6. 景観形成の整備方針

### 6-1. 基本方針

#### 基本方針① 遠賀川や歴史的な特徴を活かした自然景観の創出

親水性豊かな遠賀川とその周辺に広がる田園や世界文化遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室など、本市の自然や歴史的な特徴を活かした景観形成を進めます。

#### 基本方針② 良好な住環境の形成やまちの顔となる都市景観の創出

良好な住環境の維持、緑あふれる市街地の形成など、地域の特徴に応じた都市景観の創出を図ります。

#### 基本方針③ 協働による景観づくりの推進

各種法制度を活用しながら、行政・市民・事業者の協働による景観づくりを進めます。

### 6-2. 都市づくりの方針

#### (1) 自然・歴史景観の創出

##### 自然景観の創出

遠賀川を基軸として市民に憩い・安らぎを与える自然景観の形成を図ります。

遠賀川は、本市のシンボル性の高い空間として都市骨格となるとともに市民交流、レクリエーション機能を有することからも、河川敷の保全、良好な親水空間として水辺環境の整備を進め、市民が憩い安らぎを感じる自然景観の保全・創出を図ります。

また、遠賀川周辺に広がる遠賀川西部においては、景観法をはじめ各種法制度による適切な維持管理により、見晴らしや眺望としての自然景観の創出を図ります。



遠賀川

## 歴史景観の創出

遠賀川と洞海湾を結ぶ堀川（新々堀川）は、その歴史性ととも  
に周辺地域とのネットワーク軸とな  
ることから、良好な親水空間の創出  
や散策路としての機能強化、歴史  
性豊かな景観の維持・創出に努め  
ます。



垣生羅漢百穴



遠賀川水源地ポンプ室

世界文化遺産に登録された遠賀  
川水源地ポンプ室に代表される近  
代化産業遺産などは、本市の歴史  
を伝える資産として、景観法をはじ

め各種法制度の活用や景観整備地区の指定検討など、周辺景観の保全に努めます。

また、垣生公園に位置する垣生羅漢百穴は、横穴群として歴史性と自然環境を育んでいることからも、垣生公園の整備に併せながら、歴史景観の保全を図ります。

## （２）都市景観の創出

### 良好な住環境景観の創出

住宅地が密集する市街地や良好な住宅地が形成された地区については、景観法をはじめとした各種法制度や自主条例等を用いて、緑豊かな住宅地の形成など良好な住環境景観の維持・保全に努めます。

また、管理が不十分で景観にも悪影響を及ぼす可能性のある空家について、適正管理や有効活用を図ります。

### 市の顔となる景観の創出

駅前周辺や主要道路沿道については、屋外広告物の規制や周辺と調和した建築物の規制・誘導にむけて、地区計画等の活用により、魅力的な都市景観の創出を目指します。

特に、多くの人々が利用する公共空間については、ランドマークとなる建築物のデザイン誘導やモニュメントの設置、ライトアップ等の演出を行い、人がにぎわう都市景観の創出を図ります。



(都) 御館通谷線

### (3) 景観形成の推進

#### 協働による景観づくり

良好な景観形成にむけては、景観形成に対する共通認識を確認し合いながら、市民・事業者・行政など各種団体が連携して取り組むことが必要不可欠です。そこで、各種まちづくりの実施において、景観形成にむけた情報発信や連携・協力の場づくりを進めることで、市民・事業者・行政が一体で取り組む協働による景観づくりを目指します。

#### 市民参加による景観づくり

地域が持つ固有の景観を維持・発展させ、育てていくためには、市民の自主的・継続的な取り組みが重要となります。そのため、道路や公園の整備をはじめとした各種基盤施設の整備において市民ワークショップ等の開催を行い、参加を促し意識の高揚に努めます。また、景観形成の取り組み意識・体制が整った地区においては、地区及び各種まちづくり団体への取り組み支援、サポートを行うなどし、市民主体の景観形成づくりを支援します。

#### 景観ネットワークの形成

主要な幹線道路や歩行者ネットワーク・親水交流軸周辺においては、沿道の植樹・植栽や広告・看板の規制、建築物の高さ規制など、沿道の眺めに配慮した都市景観の創出を図ります。

また、遠賀川、垣生公園、遠賀川水源地ポンプ室、屋根のない博物館など市内に点在する観光資源・景観構成要素については、観光案内板の整備やフットパスルートの環境維持など、その魅力向上と利活用の促進を図ります。

#### 景観施策の推進

良好な景観を創出するためには、景観法やその他法制度による規制・誘導が必要となります。そのため、地域の景観特性や取り組み状況に応じて、計画や条例の見直しを行います。

また、景観づくりにおいては、公共的な観点から地域の景観づくりを牽引することも重要となります。そこで、拠点となる公共空間や地域で親しまれる景観資源については、周辺環境と調和した良好な整備や保全を図り、先導的役割を果たすための景観づくりを進めます。

## 7. 安全・安心なまちづくりの方針

### 7-1. 基本方針

#### 基本方針① 災害に強いまちづくりの推進

土地利用、都市施設、市街地整備など各種まちづくりの推進において、一体的な災害対策を進めることで、災害予防及び災害による被害拡大の防止など、災害に強いまちづくりを目指します。

#### 基本方針② 自助・共助・公助による防災力の向上

市民の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティを中心としながら、市民・団体(事業者)・行政の協力による防災体制の構築など、ソフト・ハード面から自助・共助・公助の連携による災害対策の推進を図ります。

#### 基本方針③ 交通安全・防犯環境の向上

防災、交通、福祉などの各分野と連携しながら、交通安全や防犯環境の向上にむけたまちづくりを目指します。

#### 基本方針④ 人にやさしいまちづくりの推進

住みよいまち、住み続けられるまちづくりにむけて、各分野と連携しながら、人にやさしいまちづくりを進めます。

### 7-2. 都市づくりの方針

#### (1) 災害に強いまちづくりの推進

##### 災害に強い基盤づくり

災害時の避難や輸送、延焼遮断機能を有し、水道など各種ライフラインが通る道路・橋梁については、災害時にもその機能が維持されるよう耐震性の確保を図るとともに、体系的なネットワークを構築することで、防災力の向上を進めます。建物が密集した狭あい道路や避難経路となる生活道路については、延焼遮断機能の向上や緊急車両のスムーズな通行にむけて、適正な道路幅員の確保に努めます。また、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などは歩行者への危害や緊急車両通行の妨げにならないよう、撤去促進を行います。

災害時の避難地、災害対策拠点となる公園や公共施設については、公園における防災遊具等の設置や公共施設の耐震化など防災力の向上を図ります。

遠賀川をはじめとした主要な河川については、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための河川整備や、被害対象を減少させるための土地利用規制等の対策、被害の軽減や早期復旧・復興のための対策など、河川管理者である国・県による主導のもと流域の市町一体となって総合的な災害対策を図ります。

## 災害に強い市街地環境の形成

公共施設の耐震・補強を強め、地震に強い施設整備に努めます。また、民間施設についても、耐震化の促進、啓発に努めるものとし、建物の耐震化を図ります。

住宅市街地の安全性の向上にむけては、住宅の耐震診断、耐震改修とともに不燃化の啓発を図ります。また、木造密集市街地においても、市街地整備事業等の検討や都市基盤の整備を図るなど、災害に強い市街地環境の形成に努めます。

## (2) 地域防災力の向上

### 防災体制の確立

災害時の迅速な行動・対策を図るものとして、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及びなかまコミュニティ無線を活用した、情報ネットワークの整備を進めます。

### 地域防災力の向上

防災に対する知識、地域住民の相互協力が防災活動において大きな役割を有することからも、防災訓練の実施やハザードマップ等による広報など、防災意識の向上にむけた取組みを進めます。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動の推進にむけて、企業や自治会などによる自主防災組織の拡大を展開します。



中間市ハザードマップ

### (3) 交通安全・防犯環境の向上

#### 交通安全対策

街頭キャンペーン、広報・ホームページへの掲載など、交通安全思想の普及にむけた活動を推進するとともに、警察等関係機関との連携を保ちつつ、交通安全運動の充実を図り、交通マナーの改善等、安全なまちづくりを進めます。

見通しの悪い交差点、交通事故多発地点については、カーブミラーなどの交通安全施設や路面表示を行うなど、交通事故の防止を図ります。

#### 防犯環境の向上

防災、交通、福祉など各分野との連携を図りながら、必要な施設の整備や改善を進めることで防犯環境の向上に努めます。

また、夜道の安全性の確保を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置、街路灯の LED 化などを進めます。

### (4) 人にやさしいまちづくりの推進

#### 人にやさしいまちづくりの推進

住み続けられるまち、住み続けたいと感じるまちづくりにむけて、全ての人々が豊かさを実感できるまちづくりが望まれます。そのため、都市計画においても福祉をはじめとして各分野と連携しながら、都市環境の確保に努めることが必要です。

そこで、各施設の整備における移動の円滑化やユニバーサルデザインの導入、住民同士の交流促進や防犯カメラの設置等による見守り体制の強化など、人にやさしいまちづくりを進めます。